

官報 号外 平成五年四月二十八日

○ 第百二十六回 参議院会議録第十四号

平成五年四月二十八日(水曜日)

午前十時一分開議

○ 議事日程 第十四号

平成五年四月二十八日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(モザンビーク国際平和協力業務実施計画等について)

第二 皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 日本国憲法第八条の規定による不當な行為の防止等に関する法律案(衆議院送付)

第四 暴力団員による不當な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 協同組織金融機関の優先出資に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の寄附の発行に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○ 本日の会議に付した案件

一、諸般の件

一、特別委員会の目的、名称及び委員数変更の件

平成五年四月二十八日 參議院会議録第十四号

諸般の件 特別委員会の目的、名称及び委員数変更の件

國務大臣の報告に関する件

一、国会法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○ 議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

この際、お詫びいたします。

大島慶久君、櫻井規順君からいずれも海外旅行のため明二十九日から八日間、永野茂門君から海外旅行のため来る五月一日から九日間、谷畠孝君

岡崎瑞穂子君、三重野栄子君、森鶴子君からいずれも海外旅行のため来る五月二日から九日間、中西珠子君から海外旅行のため十日間、広中和歌子君

から海外旅行のため来る五月五日から十一日間、江本孟紀君から海外旅行のため来る五月四日から九日間、それぞれ請假の申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

よって、いずれも許可することに決しました。

○ 議長(原文兵衛君) この際、特別委員会の目的、名称及び委員数の変更についてお詫びいたします。

さきに設置いたしました選挙制度に関する特別

委員会につきましては、その目的を「政治改革に関する調査のため」、その名称を「政治改革に関する特別委員会」とそれぞれ改め、委員の数を三十五名に増加いたしたいと存じます。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○ 議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、選挙制度に関する特別委員会は、政治改革に関する調査のための委員三十五名から成る特別委員会と改めることに決しました。

本院規則第三十条の規定により、議長は、增加された政治改革に関する特別委員会議席に配付いたしました氏名表のとおり指名いたします。

政府は三月のモザンビーグ調査團の報告等をもとに慎重に検討を行った結果、国連から最も期待されている輸送調整の分野において応分の貢献を行ったが、その後、去る四月二十三日付で国際連合の分野への要員の派遣について要請がございました。この正式要請を踏まえ、改めて諸情勢を総合的に勘案し検討した結果、我が國といたしましては、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際の平和と安定のための努力に協力し、なし得る最大限の人材的貢献を積極的に果たしていくため、これらの要請に応分の貢献を行うことといたしました。

このため、モザンビーグ国際平和協力隊を設置することとし、これに司令部業務分野における国際平和協力業務を行わしめるとともに、自衛隊の部隊により輸送調整分野における国際平和協力業務を実施するよう、モザンビーグ国際平和協力業務実施計画を決定いたしました。

なお、この決定に当たり、国際平和協力法に規定する五原則が満たされているかどうか慎重に検討した結果、これらの要件は現ONUMOZにおいて十分満たされていると判断したところであります。

○ 議長(原文兵衛君) 日程第一 國務大臣の報告に関する件(モザンビーグ国際平和協力業務実施計画等について)

河野國務大臣から発言を求められております。河野國務大臣は、河野國務大臣の発言を許します。

〔國務大臣河野洋平君登壇、拍手〕

○ 國務大臣(河野洋平君) 昨日閣議において決定をいたしましたモザンビーグ国際平和協力業務実施計画について御説明申し上げます。

モザンビーグ共和国においては、国際連合モザンビーグ活動いわゆるONUMOZが昨年十二月の国際連合安全保障理事会決議により設置され、現在活動をいたしております。ONUMOZについては、国連等から非公式に参加の打診があり、

構成は、司令部要員である自衛官五名及び輸送調整業務を担当する自衛隊の部隊に属する自衛隊員

期間については平成五年五月六日から同年十一月三十日までの間といたしております。

また、モザンビーグ国際平和協力隊の規模及び構成は、司令部要員である自衛官五名及び輸送調

官 報 (号 外)

全を願うはこれ当然のこところであります。だがしかし、この申し入れはいかがでありますよう。やもすれば、自国民の安全のみに心を奪われて他国要員を顧みないかのこととき印象を与えるおそれこれなしといたしません。

今や常任理事国昇格の声を聞く今日、政府は芋頭さらに一步を進め、カンボジア全土におけるポル・ポト派その他のこの種暴力、紛争行為の根絶、よってもって予定される選挙全体の平穏かつ着実な実施が可能となるよう、率先して各國をいざない、総合的具体的な施策につきより主導的な行動をとるべきものと考えます。事、アジアに係る問題であります。我が国として高い見地に立つた主導的行動の展開こそが、いわゆる顔のある外交につながるものと信じます。總理、いかがでございましょうか。

質問を続けたいと存じます。

さきに、三月二十一日カンボジア第一次停戦監視要員が、迫って今月の八日並びに十一日カンボジアPKOの主力である第一次派遣施設大隊が、それそれでたくその任を全うして無事帰国いたしました。同部隊等は我が陸上自衛隊またはその隊員として初めての海外派遣であり、その任地の自然環境、作業環境の劣悪さ、はたまた必ずしも安全と言ひがたい現地政情の中にあって見事大任を果たし、多くの国民挙げての歓呼と拍手の中で帰任をしたところであります。去る正月、同僚田村秀昭、尾辻秀久、関根則之各議員とともに現地を視察した一人として、私は今回の無事故による帰還を心からうれしく思っております。渡辺隆二佐を大隊長とする自衛隊部隊の皆さん、そして福井祐輔二佐を中心とする停戦監視の皆さん、さぞや大変だったこととあります。よくぞやつていただいてありがとう。本当に御苦労さまでありました。

これら第一次派遣に係る各業務、作業等の果たし得た成果ないし功績は、多くのマスコミ等も伝えますように、関係資材等の供給不十分な中で道

路、橋梁等を立派に補修したその距離でありその質である。こう言われております。しかし、さらにもっと大きな真の功績は、明石代表、サンダーソン司令官あるいはガーナPKF隊長等が口をそろえて私ども視察団に語り、加えて地元タケオ州知事が絶賛をしたその他国にひきんでた技術、行き届いた訓練、士気及び規律保持の水準の高さ等、これであり、とりわけ地元カンボジア住民との心の交流が十二分に実現できたことであります。

そればかりではありません。これらそれぞれの事実が、地元住民はもとより、ともにUNTAOに参加した多くの国々の同僚に広くかつ直接認識された意義は極めて大きいと申して過言でございません。このように数々の成果を考えますとき、やっぱり訓練の行き届いた自己完結能力を持つた自衛隊であってよかっただとの感を深くするものであります。

かつて、国際平和協力法案審議のみぎり、海外派遣は文民に限れ、あるいは、武器の携行を一切認めずなどの勧告な声が一部にあったことを御記憶でありますでしょうか。あの折、万が一我々がこの主張に屈しこれを入れていたとするならば、機関銃等を擁した暴徒に取り囲まれた最近の種々頻発する事件にかんがみましても、今慌てて法律改正をするわけにはまいりません、いかが相なつておなりましたか、まことにぞっとする思いでおりますのは私一人であります。同様に、当時、一部野党が主張し、並びに同じくマスコミ等が喧伝をしたいわゆるアジア周辺国等の日本軍国化についての懸念は、第一次派遣各層の諸君の六ヶ月にわたる真摯にして熱意あふれる個々の具体的行動によって立派に払拭され得たものと信じて疑いません。

国際関係は、四つの状況、他国の反応等十分慎重に配意すべきはこれ当然であります。しかし、いたずらに石橋をたたいてなおこれを渡らぬの悪を犯すことはまりなりません。銘記すべきであ

ります。今回の自衛隊派遣は、十分に案じて行って、なおかつ生むところ極めて大きかった好事例であると存じております。

そこで、第一次派遣隊、同じく停戦監視要員の活動の成果及び今次経験に基づいて得られた教訓につきまして、總理並びに防衛廳長官の御所見を伺いたいと存じます。

統いて、モザンビークにおけるPKO、ONU MOZへの我が国の参加についてお尋ねいたしま

モザンビークでは、昨年十月、ローマにおける包括和平協定の成立を受けて、国連安保理決議によりONUMOZの成立を見ました。今般、先ほど河野官房長官御報告のとおり、我が国はこれに自衛隊の輸送調整部隊及び司令部要員の派遣を決定したところであります。まさに国連の要請、期待に即応する所ともに、いわゆる五原則については二度にわたっての調査を踏まえた、まことに対応すること速やか、極めて時宜にかなう措置であつたと心から敬意を表する次第であります。

總理は、この決定に当たり、現地支援体制の問題にしばしば言及されたと伺っております。日本を離れることは一万余キロ、その地にあって、我が国を代表し、平和貢献に挺身しようとすると諸君であります。十分な支援体制なくしてPKO参加を拡大してよい道理はありません。派遣部隊に対する現地支援の厚さは、派遣隊員及びその家族、ひいてはこれを送る国民の安堵・信頼を確保するばかりではありません。広く國際貢献に対する我が国政府の姿勢をも示すものであるからであります。

かかる観点から、總理の御所見をお伺いするとともに、今回初めて実施される輸送調整部隊の業務内容、派遣地いかんについて、さらにもう1回司会部要員の業務内容等につきまして、官房長官の御説明を伺えれば幸せに存じます。

終わりに、昨年八月、國際平和協力法が施行され、翌九月からアンゴラとカンボジアにおけるP

KO活動への協力が実施に移されました。これは、我が國の国際的、人的貢献にとってまさに歴史を画する大きな第一歩でありました。そして今、アフリカは遠くモザンビークに部隊を送り、再び崇高な任務につくことを決定いたしました。あまねく国際平和を希求し積極的な人的貢献を行うことは、国際平和のもとでの経済的繁栄を享受してきた我が國当然の責務であり、これを日本国憲法の理念にかなう行為そのものであります。私どもは、このような国際貢献の萌芽をすべからく国民の理解と支持を得ながら立派にはぐくみ、大きく発展させていかなければなりません。

我が國の国連平和維持活動への参加が実を結び、あのカンボジアの、そしてまたモザンビークの平和が安定し確固たるものとなることをこいねがいまして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 故中田厚仁氏のとうとい犠牲は、長年の戦禍に苦しんでおりましたカンボジアに平和を取り戻すため、国連のもとで国際社会により行われております共同努力の中で不幸にも生じたものであります。政府としては、心から故人の御冥福をお祈りいたしますとともに、中田氏の御遺族に対し衷心より哀悼の意を表します。

国際平和という崇高な理想を身をもって実践し、カンボジアでの選挙準備活動に日夜献身されていた中田氏に心から敬意を表しますとともに、また御子息を亡くされたに際し父君の立派な対応には私自身深い感動を覚えました。政府としては、カンボジアの平和実現や世界平和のため的人的貢献に積極的に取り組んでいくことこそ、中田氏のどうとい遺志に報いるゆえんであると考えております。

次に、カンボジアにおいて見られております御指摘のとおりの暴力行為について、これを防止し制議會選挙を予定どおり安全裏に実施すること

が、カンボジアの永続的平和実現のためには極めて重要であると考えます。このような観点から、我が国は從来から、U.N.T.A.C.、関係国とともにカンボジア各派に対し自制を持つて行動するよう、また暴力行為を防止するため必要な措置をとるよう繰り返し呼びかけてまいりました。去る四月二十三日発出されましたパリ協定署名国の共同声明にも我が国は積極的に参加をいたしましたところであります。

も同法による協力の実績を積み重ねていきたいと思います。
次に、モザンビークについてのお尋ねでございましたが、モザンビークに派遣されるPKO部隊に対する現地の支援体制をどうするかというお尋ねでございます。
確かに、カンボジアと違いまして我が国としては大使館の実館を持っておりませんし、また在邦人の数も極めて少数であるという状況がござります。現在モザンビークは丘養のシンパンブエによって

○國務大臣(中山利生君)　お答えを申し上げます。

先般帰国いたしましたカンボジア派遣施設大隊並びに選舉監視要員の諸君は、大変なれない異国、そして初めての経験、劣悪な条件というものを乗り越えまして、立派にこの使命を達成してきました。何よりも、全員無事に帰つてくれたということを私は高く評価しているわけでござりますが、ただいま岡野先生から大変なお褒めの言葉

カンボジア問題を説明されてきたでしょうか、総理には思い起こしていただかなければなりません。PKOの現場は弾の一発も飛ばないところだ、停戦が合意したところへ行くのに何が危険なのか、こう言ってきましたわけでございます。今になつて、PKOにトラブルはつきものだとか、あるいは我々も当初から犠牲は予測をしていたなどと言うのは全く無責任ではありませんか。PKO協力法案審議の際、総理が説明をしてきたことは

導入など、治安を維持し暴力行為を未然に防止するための具体的な施策をとっていると承知いたております。我が国としてもかかる U N T A C の努力を全面的に支持いたします。

次に、カンボジアにおける第一次の施設大隊及び停戦監視要員でございますが、昨年九月中旬日本を出発し、その後カンボジアにおいて道路、などの修理等の業務及び停戦監視業務に従事しき本年四月中旬までに無事帰国をいたしました。

それぞれの活動の成果については、施設大隊場合は、その本来の業務である道路、橋等の修復等として国道二号線及び三号線の道路約七十、口、橋約二十数カ所等の補修を行つたほか、U T A C 構成部門への給油、給水等の活動を実施してまいりました。停戦監視要員におきましても

ざいます大使館が兼轄をいたしておりますが、今
回、国連モザンビック活動いわゆるONUMOZ
への我が國の要員派遣が正式に決定されたことを
踏まえまして、我が國のこれから国際平和協力事
務が行われる間及びその前後の期間には、モザ
ンビックの首都でありますマプトに臨時に大使館
事務所を設けることにいたしました。それによ
りまして、モザンビック政府やONUMOZ等との
連絡調整、派遣要員に対する適切な支援等に当
らせることにいたしました。さらに、近隣であります在南ア大使館、在ジンバブエ大使館等の関係
在外公館に必要な協力をもとより行わしめるこ
とを指示いたしております。

残余のお尋ねにつきましては関係大臣からお
えをいたします。(拍手)

葉をいただきました、隊員にかわりまして、大変
名譽に感じて いるところでございます。
その教訓ということござりますが、一つは、
業務の遂行に当たつての部隊の規律の維持や常日暮
ごろからの教育訓練というものが非常に重要でござ
ること。それから二つ目は、質量ともに適切な装
備品を携行することが大事であること。それ以
外、円滑な活動の実施のため、あるいは隊員の全
全のために、UN TAC の軍事部門、司令部など
との密接な連絡調整や幅広い情報収集といふこと
が非常に大事であるということ。四番目には、地
地の人々や他国から派遣された人々との積極的
交流が必要である。そういうようなことを教訓
して学んできております。(拍手)

読りたつたということがあはつきりしたわけではありませんして、この点について總理の責任を明確にしていただきたいと思います。

外務省の責任も重大でござります。カンボジアの情勢の説明に当たり、外務大臣は終始一貫安全特性を強調し、私どもの指摘に対しては一顧だにしなかつたではありますんか。カンボジア情勢について外務省はどのような認識をされておるのか、改めて外務大臣の答弁を求めるといふことです。そもそも、政府の調査や情報収集は全く不十分と言わなければなりません。昨年七月の有馬調査団は、わずか実質四泊五日の駆け足調査、武装交渉を拒否したばかりのホル・ボト派には会つてしませんし、停戦状況については明確な記載が行われておりません。カンボジアでの心配は交通事故だ、そしてマラリアだ、こういう記載に至

各人の任務を適切に遂行し、当該分野において力的に活動を行ってきたところであります。

○國務大臣（河野洋平君） 私に対する御質問は、送調整部隊の業務内容等についてでござります。その業務内容は、輸送手段の割り当て、通関

○喜岡淳君 登壇 拍手
喜岡淳君 私は、日本社会党・護憲民主連合
代表いたしまして、緊迫しているカンボジア情

ては虚偽の報告書ともなりかねないものであり、
すが、有馬調査団の報告に基づき政府は五原則を
満たされていると判断をし、派遣を強行いたしま

ましては、文民警察要員の活動も含め、御指摘のように現地でも高く評価されていると承知しております。また、我が国におきましても、その活状況をテレビあるいは新聞等の報道により知らました大数の国民の理解と支持を得ているものと信じております。国際平和協力法のもとにおて実際の協力が開始されて、いまだ一年に満たない今の段階でございますが、このような貴重な経験をして糧として、国民の理解と支援を得つつ、今後

補助その他輸送に関する技術的調整でござります。その派遣地は、首都マブト及びペイラなど千の地方都市とということになつております。

また、我が國より派遣される司令部要員につましては、司令部におきまして中長期的な業務画の立案並びに輸送の業務に関する企画及び調査を行い、首都マブトの本部司令部に二名、ペイラなどの地方司令部に三名が配置される予定となつております。(拍手)

とPKO問題などに關して、関係大臣及び総理御質問をいたします。

先般、志半ばにして不幸にも亡くなられました國連ボランティアの中田厚仁さん及びPKO活動の中で命を落とされたすべての皆さんに対しても私は心から追悼の意を表したいと思います。

まず、中田厚仁さんの射殺事件について総理どのように受けとめていらっしゃるのか、見解伺いたいと思います。

そこで、停戦の合意について同います。
パリ和平協定で言う停戦条項のうち、四派の
装解除、各派軍事要員の宿营地への集結、そし
除隊兵士の完全な社会復帰、これらはどれ一つ
現いたしてはおりません。それどころか、中部コ
ボントム州を中心に、ボル・ボト派による武力攻
撃、UN TAC要員への襲撃は続発いたしております。
これに反撃するために、ブノン・ベン政権

は大規模な軍事攻勢さえ練り広げておるあります。カンボジア情勢は日増しに内戦の一途をたどっているのはだれの目にも明らかであります。紙の上の議論ではなくて、実体的にカンボジアにおいて停戦が実現しているのかどうか、総理の明快な御答弁をお願い申し上げます。

大規模な戦闘が全国的に行われていない、もしかする理由で停戦合意が崩れていないとするのは間違いです。そもそも、ボル・ボト派はゲリラ戦であり、大部隊による全国的大規模な戦闘は起とり得ないと思うからであります。さらに、ボル・ボト派がパリ和平協定を棄棄していないから、かかる理由で協定が守られているというのは間違いなりません。ボル・ボト派は自己保身の立場から協定の枠にとどまると言ふのはもはや常識であります。

停戦の合意が崩壊した場合、我が国PKO部隊は業務を中断、撤収することとなつております。それでは停戦の崩壊とは一体どういう場合を言うのか、具体的な判断の基準について総理に詳しい説明を求めるものでございます。また、この判断に当たっては、我が国のPKO協力法なのだから当然我が国政府が独自に判断するものであるとたびに政府はその独創性を強調してまつたわけではありませんが、この点についても改めて総理に確認を求めておきたいと思います。

判断に当たっては、UN TACの情報にだけ依存するのではなくて、我が国独自の情報収集はどうように行われているのか、外務大臣及び総理の答弁を求めます。

ボル・ボト派は選挙について反対しております。実力で阻止すると公言いたしておりますが、さらに先般、SNCのボル・ボト派代表団はブノンペーから引き揚げ、SNCの準備会合の方もボイコットをいたしております。紛争当事者の合意と参加がないまま選挙を日程どおりに実施するならば、四派の和解を目指したパリ協定の本来の精神は崩壊することになると言わなければなりません。

ん。政府はこの点をどのように認識し対処されるつもりか、総理の御見解を伺いたいと思います。五月二十三日の投票に向けて、政府は日本から自由で公正、中立的な選挙になるかどうかを疑問がございます。ブノンペー政権とボル・ボト派による選挙要員や選挙事務所への攻撃、テロが激化しており、投票日が近づくにつれて、自由で公正な選挙とは遠い混乱が拡大いたしております。UN TACはブノンペー政権とボル・ボト派の周りに軍隊を配置するよう要請いたしておりましたが、これではもはや官制選挙にほかならず、国連の中立性は崩れていると見なければならないと思います。PKOの原則や選挙の基本条件を崩してでも選挙を强行しようとする理由は一体何なのか、総理の明確な説明を伺いたいと思います。先日、パリ会議の参加国がUN TACの選挙を支持する共同声明を発表いたしました。しかし、もう一度紛争当事者四派の合意と参加を得る努力をしてはどうかとの意見もあるわけであります。ボル・ボト派の搔さぶりに屈するというのではなく、選挙後のカンボジア情勢を考えるならば、メソツや形式にとらわれて拙速な道をとるのではなく、柔軟な政治的対応も必要ではないかと思うわけであります。選挙を强行することによって選挙後に内戦がさらに激化したり難民が再び大量流出するならば、これまでの国際社会の努力も水泡に帰ることになりかねないわけであります。かかる事態を想定して、パリ和平協定では関係国による協議といいういわゆる第二十九条の規定がありますけれども、この規定の発動について総理の見解を伺いたいと思います。

文民警察についても、政府は、地元警察の監視などを任務とし、内戦も終わったことだから武器を持たないと説明してまいりました。しかし、日本の文民警察官宿舎が攻撃されるなどの実態に直面し、武器携帯の議論も出てきております。文民警察の任務は武器を携帯しないことを前提にしていたはずであります。武器携帯は論外であり、何よりも安全確保を最優先し、PKO法に照らして現場の判断によって柔軟な対応をすべきと思いますが、総理及び国家公安委員長の見解を伺いたいと思います。

カントジアに派遣された自衛隊の第二陣は、基地の周辺にざんざうを掘つたり銃を持った歩哨を立てたりしておりますけれども、これは武器による攻撃を想定し、それへの応戦に備えたものではないかと国民は見ております。特に、武装した歩哨は個人の正当防衛という範囲を超えており、基地及びその中にいる部隊の防衛、あるいは業務の遂行のための武力行使につながるのではないかと思うわけですが、武装した歩哨にほどのような任務、命令を与えていたのか、また、歩哨が武装しなければならないという事態は当然中断、撤収のケースに当たるのではないかと思いますが、総理及び防衛省長官の答弁を求めます。

また、投票箱の輸送など選挙の支援が言われておりますけれども、これは攻撃の対象となるのは

ものであります。
五月二十三日の投票に向けて、政府は日本から五十名の選挙要員を派遣する準備を進めておりますが、その要員の確保の現状はどうなっているでしょうか。これまでに報道されたところによりまして、千葉県在住の女性が辞任をした理由として安全対策に確証が持てないということが報道されています。安全対策と不祥事が起つた場合の対処策について政府はどのようなことを考えておりますか。また本人の意思確認はどのように行われているのか、総理及び自治大臣の答弁を求めます。

文民警察について、選挙後の見直しについて、明石代表はUN TACの規模を大幅に縮小した形で国連が引き続き存続する考えを表明しておりますが、我が国として選挙後も引き続き参加していくつもりなのかどうか。もし参加するとするならばまさに内戦の泥沼化も予想されるわけですが、選挙後の見直しについて総理の見解を求めます。

三月初め、シアヌーク殿下は、選挙後の政治体制としてボル・ボト派も含めた連立政権、いわゆる教科書を提唱しております。ボル・ボト派はこの構想支持の態度を表明しておりますが、ブノンペー政権側は当然反対を表明しております。選挙がまだ行われていない段階で選挙を軽視する構想が出されたわけですが、この構想を政府はどう評価されているのか、また、このような構想ができるに至った経緯を伺うべきだと思います。

昨日、政府は、国連モザンビック活動いわゆるONUMOZに対し、自衛隊から輸送調整部隊及び司令部要員を派遣すると決定いたしました。カントジアUN TACへの派遣がPKO法に照らしても多くの問題を露呈しているにもかかわらず、SNC議長から出されたこと自体パリ協定が実質的に空洞化していることを意味していると思いますが、総理の見解を伺いたいと思います。
昨日、政府は、国連モザンビック活動いわゆるONUMOZに対し、自衛隊から輸送調整部隊及び司令部要員を派遣すると決定いたしました。カントジアUN TACへの派遣がPKO法に照らしても多くの問題を露呈しているにもかかわらず、SNC議長から出されたこと自体パリ協定が実質的に空洞化していることを意味していると思いますが、総理の見解を伺いたいと思います。
第一に、昨年十二月、安保理のONUMOZ設立決議を受けて国連から派遣の打診がなされたのに對し、宮澤総理、河野官房長官は慎重な姿勢を維持していたのですなかつたでしょか。外務省、総理府国際平和協力本部が事務的に派遣準備

を進め派遣決定に至ったとの指摘が絶えませんが、総理のリーダーシップが見られないことはシリアンコントロールの観点からゆるい問題でございます。今回の派遣の決定過程を明らかにし、自衛隊の海外派遣なし崩し的拡大の歴史めは一体何なのか、明確にしていただきたいと思います。

さらに、今回の派遣の決定に当たり、去る三月、小西調査団が派遣されましたが、現地には実質三日半しか滞在せず、自衛隊の配置予定地もすべて調査しておりません。我が国の在外公館もなく独自の情報もないまま、地方視察をしていない。このような調査で、責任を持った対応あるいは派遣要員の安全確保に万全を期すことができるでしょう。

第三に、モザンビークへの派遣はPKO法の参加五原則を満たしているのかどうか。去る四月十四日、国連安理会自身が、モザンビーク政府と反政府組織であるモザンビーク民族抵抗運動に対し、ローマ和平協定に従い早急に武装解除などを進めるよう求める決議を行っております。小西調査団の報告の中にも、和平協定署名時の高揚した気分が徐々におさまり相互不信が生じていると情勢を記載しておりますが、政府はPKO法の原則を踏みにじることのないよう、このあたりの点についてお伺いしておきたいと思います。

第四に、今回派遣される輸送調整部隊はいわゆるムーブメント・コントロール・ユニットを指す

も、これはPKO法で言うところのPKF本体業務に対する部隊参加の凍結をかいくぐらうとするものではないのでしょうか。

モザンビークのPKOいわゆるONUMOZへ

の自衛隊派遣は取りやめ、停戦の合意、当事者の受け入れ同意、中立性の確保が明らかになった時

点で、非軍事の医療、選挙監視、機械修理などの

分野に文民要員の派遣を考えるべきと思います

が、政府の見解をお伺いしたいと思います。

最後に、旧ユーゴスラビア、特にボスニアの事態について、PKOの五原則との関係で政府はどう

いうふうに認識されているのでしょうか。これに関連して、ガリ事務総長が提起したいわゆる平和執行部隊などの構想が国連加盟国との十分な討議や合意もないままに実施に移されようとしていること

に対し、国民は大きな危惧の念を抱いておりま

す。総理としては、ガリ事務総長提案についてどう理解されているのか、またどう対処されようとしているのか、明確な見解を求めておきます。

少お答えが早口になりますことをお許しいただきたいと思います。

現在、カンボジアにおきましては一部地域で武

装集団による襲撃事件や停戦違反事件が発生して

おります。これらの事件はまさに遺憾なことでござりますが、カンボジアにおいて全面的に戦闘

が再開されているわけではありません。法案御

AC及びカンボジア各派閥と緊密に接觸を

保っております。また、関連情報の収集にも努め

ておりますし、インマルサットも随所に配備を

しました。にもかわらず、ボル・ボト派がこの選

挙不参加をみずから選択したわけではございません。

次に、五月二十三日から制憲議会選挙を実施す

ることは明白であると思います。

我が国を初めとする国際社会は、これまで、ボ

ル・ボト派がパリ協定を誠実に履行し、選挙にも

参加するよう粘り強く説得の努力を行ってまいり

ました。にもかわらず、ボル・ボト派がこの選

挙不参加をみずから選択したわけではございません。

そこで、我が国としては、これ以上この和平への

プロセスを遅延させることなく、選挙を予定どお

官 報 (号 外)

り実施することがカンボジアの将来の和平実現のために重要なと判断をするものであります。

我が国としては、制憲議会選挙から憲法制定、新政府樹立に至る過程、いわゆる民主的な過程が迅速かつ安定的に推移することがカンボジアの永続的和平実現のために重要なと考えておりますから、四月二十三日に発表されたパリ協定署名国の共同声明によりまして、選挙結果を尊重するよう各派に呼びかけているところであります。

次に、シアヌーク陛下のいわゆる救國構想でございますが、この問題は、政治家としてのシアヌーク陛下が国民和解とカンボジアの永続的和平を達成するための一つの考え方として提案をされたものと思います。いずれにしろ、新生カンボジアの政体については、カンボジア人自身が総選挙、新憲法の制定等を通じて決定すべきであると認識をいたしております。

なお、現実の問題として、シアヌーク陛下はカンボジア各派に對し影響力を行使することのできる権威を持つおられると判断をいたしますので、今後とも和平プロセスの求心力となっていく中心的人物であるというふうに判断をいたしました。

それから、UNTAC要員の人数について總理から言えということでございますので申し上げま

す。UNTACに参加している要員の人数につい

ては、国連ボランティア六百八十五名。二月末現

在、文民警察三千五百八十四名。三月一日現在、歩兵部隊一万六十七名。三月一日現在、通信、工

兵、医療等の部門より成る後方支援五千六百九十一名。三月一日現在であると聞いております。

これまでに死亡したUNTAC要員は、UNT

ACの任務遂行のために現地で雇用されたカンボ

ジア人を含め四十七名。その原因別内訳は、交通

事故十四名、病死十三名、溺死八名、被弾九名、

その他三名であります。他方、負傷者について

は、必ずしも全貌を把握しているわけではありませんが、敵対的行動に起因する負傷者の二十六

名、地雷による事故に起因する負傷者二十六名でありますと承知しております。

また、任務を中断して帰国した人数、任務地や

条件を変更した人数につきましてはつまびらかで

はございませんが、さきの中田氏の事件を契機と

して二十三名の国連ボランティアが業務を終了し

て帰国し、また現在、邦人の国連ボランティア五

名が業務を中断して一時帰国中と承知をいたして

おります。

選挙要員の要員確保がどうであるかということをございますが、UNTAC選挙分野への派遣要員候補につきましては、五十名余りにつきまして既に三月から研修などを行つておりますが、派遣準備を進めておりますが、政府として派遣を正式に昨日決定いたしましたので、昨日から始めまして御本人の最終的な意向を電話により確認をいたしておりますところでございまして、最終結果を得るに至つております。基本的にはこれはあくまで御

本人の意思を尊重すべきものと考えております。その結果といたしまして仮に派遣要員の人数が国連の要請に係る五十名を満たすことができない場合になりますが、それはやむを得ないものと考えます。その点は国連に対しましてこういうことがあります。そこで得るということは既に説明をいたしておりまして、国連も了承をいたしております。

選挙要員についての安全対策と、不祥事が起つたときの対応について政府はどのような責任を考えるかということをございますが、現在UNTACにおいて、選挙に向けまして要員の安全確保等について検討をいたしております。また、関連の情報収集にも努めております。我が国として

も、要員の派遣に際しまして事前の研修、安全確保のために必要な装備の支給などを行つとともに、現地の情勢等の必要な情報収集を行いつつござります。さらに、UNTACに対しましては、在カンボジアの今川大使から明石代表に対し累次安

全確保方を申し入れているところでござります。なお、緊急事態が発生いたしました場合、我が

国としてUNTACと緊密に協議を行つとともに、先ほども申し上げましたインマルサット等を

利用いたしまして各地隊員の安否の確認、職員の

派遣等、万全の体制をとっております。

次に、これまでUNTACから文民警察要員に

対して武器を携帯するよう指示を受けたことはございません。それから、カンボジアに派遣された自衛隊第二

陣の基地では歩哨に武装をさせておる、あるいは、このような事態は中断、撤収のケースに当たるのではないかというお尋ねございました。

第二次カンボジア派遣施設大隊におきましては、第一次カンボジア派遣施設大隊と同じように、UNTACの指示の範囲内で大隊長が必要に備を進めておりますが、政府として派遣を正式に昨日決定いたしましたので、昨日から始めまして御本人の最終的な意向を電話により確認をいたしておるところでございまして、最終結果を得るに至つております。基本的にはこれはあくまで御

本人の意思を尊重すべきものと考えております。その結果といたしまして仮に派遣要員の人数が国連の要請に係る五十名を満たすことができない場合になりますが、それはやむを得ないものと考えます。その点は国連に対しましてこういうことがあります。そこで得るということは既に説明をいたしておりまして、国連も了承をいたしております。

選挙要員についての安全対策と、不祥事が起つたときの対応について政府はどのような責任を考えるかということをございますが、現在UNTACにおいて、選挙に向けまして要員の安全確保等について検討をいたしております。また、関連の情報収集にも努めております。我が国として

も、要員の派遣に際しまして事前の研修、安全確保のために必要な装備の支給などを行つとともに、現地の情勢等の必要な情報収集を行いつつござります。さらに、UNTACに対しましては、在カンボジアの今川大使から明石代表に対し累次安

全確保方を申し入れているところでござります。なお、緊急事態が発生いたしました場合、我が

国としてUNTACと緊密に協議を行つとともに、先ほども申し上げましたインマルサット等を利用いたしまして各地隊員の安否の確認、職員の

派遣等、万全の体制をとっております。

次に、モザンビークについてでございますが、今回の国連セザンビーク活動、ONUMOZへの

我が国への参加につきましては、先般外務省を中心とする調査団を派遣し、和平プロセス、ONUMOZの活動状況、現地情勢等に関し十分調査する

つもりが行わることになりましたときには、それでUNTACの任務は終了したと考えるのが原則であるうと思います。これはしかし一般論でござりますので、その状況の中で、カンボジアが終了いたしました後、現状がどういうことになつたされているか否かは、そのときどきの具体的な状況を総合的に判断して決すべきものであります。それが、ただいまそれは満たされると判断をいたしております。

それから、投票箱の輸送など自衛隊の選挙業務の支援につきまして、自衛隊の施設部隊はUNTACから一般的に選挙支援を実施するよう要請と指示を受けております。この中には、選挙関連の物資の輸送、選挙部門の要員に対する給食あるいは施設の提供等が含まれております。なお、紛争当事者の軍隊が投票所の警備を行うということは承知いたしておりません。

次に、モザンビークについてでございますが、ボスニア・ヘルツェゴビナの事態は、御指摘の

通り極めて流動的でございますので、今後の見通しを申し上げることが困難でございますけれども、いざれにいたしましても、この状況の中で我が国が平和維持活動をするということについて

連から要請を受けておるといふことはございませんし、また、そういうことは現実に国際平和協力法に基づき具体的に検討をするような段階ではないというふうに考えております。

ガリ事務総長が行いました平和執行部隊の提言は、これは今まで国連がやつたことのない種類の活動でございますから、国連においていろいろ今後議論をいたすべきものと考えております。我が國もその議論にはもとより参画をいたしますけれども、我が国自身がそのような活動に参加するかどうかということは、これは全く別問題であるというふうにお考えいただきたいと思います。

(拍手)

〔國務大臣武藤嘉文君登壇、拍手〕

○國務大臣(武藤嘉文君) 喜岡議員にお答えをいたします。

もうほんと総理から御答弁がございましたが、私に対しても二つの点、特にお答えをすればいいのではないかと思っております。一つはカンボジアの現在の情勢に対する認識、いま一つは情報収集のお話であったかと思ひます。

カンボジアの情勢につきましては、ボル・ボト派にも平等に選挙参加の機会が開かれ、我が国を含む関係国、UNTACがたび重なる外交努力を行つたにもかかわらず、先般ボル・ボト派は選挙への不参加を表明するに至りました。また、さまであるテロ、暴力事件が起きておりますが、UNTACは可能な限り自由かつ公正な選挙を実施すべく、最大限努力を行つてきておると承知をいたしております。

具体的には、既に三十七万人の難民が帰還し、四百七十万に達する有権者の登録が終了しておると承知をしております。ボル・ボト派の参加不参加にかかる選挙を予定どおりに実施し和平プロセスを進めていくとの国際社会の確固たる意思は、全会一致で採択された国連安保理の決議、パリ協定署名国による共同声明においても確認されおりまして、またカンボジアの大多数の人々も

公正かつ自由な選挙が行われることを熱望しておると認識いたしております。

我が国といたしましては、今後このような選挙が行われ、新しい憲法が制定され、新しい政府が樹立されることがカンボジアに永続的和平を確立する上で最も重要なことであると認識しております。

予定どおり進められるように、シースーク殿下及びUNTACの努力を全面的に支持していきたいと思つております。

次に、情報収集については、一部総理からも御答弁がございましたが、私どもいたしまして

は、在カンボジアの大使館が明石代表を初めUNTACの各部門と常時接触し情報収集に努めてきております。それ以外にも、SNCの会合にはオ

ブザーバーとして常に出ておりますし、カンボジア各派の動向の把握に努めております。主要関係国会合にも出席し情報交換を行つております。

また、カンボジア各派の領袖その他関係者にも独自に頻繁に接触をいたしまして、その考え方を聴取いたしております。

また、必要に応じて随時本省からも出張者を派遣していることと情報収集に努めておりますが、例えば去る四月二十六日には柿澤政務次官をブノンペンに派遣いたしまして、明石代表との意見交換並びにカンボジアの最新の実情の把握に当たらしめたところであります。(拍手)

〔國務大臣村田敬次郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(村田敬次郎君) 喜岡議員の御質問でござりますが、ただいま総理からも御答弁がありまして、心から御冥福をお祈り申し上げます。

○議長(原文兵衛君) 荒木清寛君

〔荒木清寛君登壇、拍手〕

○國務大臣(中山利生君) 私は、公明党・国民会議を代表し

て、ただいま政府から報告のありましたPKO活動の実施計画について質問をいたします。

先般、国連ボランティアの中田厚仁さんがカンボジアで凶弾に倒れたことは痛恨のきわみであります。

今後とも、関係機関と連携しながら警察官の安全確保に配意をしてまいりたいと存じます。

〔國務大臣中山利生君登壇、拍手〕

○國務大臣(中山利生君) 喜岡先生の御質問でござりますが、ただいま総理からも御答弁がありま

して、多少重複があるかもわかりませんがお答えを申し上げたいと思います。

まず、タケオの宿管地における壕の整備等についてでございますが、これは、最近のカンボジア国内の全般的な状況を踏まえ我が国施設大隊の隊員の安全確保に万全を期するため、雨季対策を兼ねた壕の整備をするほか、從来から大隊長が必要に応じてけん銃小銃を携行させるなどの措置を講じていますが、これらは我が国施設大隊の宿管地が武力攻撃を受けこれに応戦するというようなことを念頭に置いたものではございません。

なお、歩哨につきましては、常に四方を警戒

し、安全確保上必要な情報の報告をすることなどを任務としております。

また、今回の実施計画の変更によりまして、我が国が施設大隊が行う業務に、UNTAC選挙部門等への給食支援、宿泊または作業のための施設の提供といった業務が追加されることとなりました。

が国の施設大隊が行う業務に、UNTAC選挙部門の提供といった業務が追加されることとなりました。これらの業務は、武力の行使に当たらないことはもちろんのこと、他国のいわゆるPKF部隊や紛争当事者の部隊と一緒にして実施されるものではなく、いわゆる凍結業務にも当たらないものと考えております。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 荒木清寛君

〔荒木清寛君登壇、拍手〕

○國務大臣(中山利生君) 私は、公明党・国民会議を代表し

て、ただいま政府から報告のありましたPKO活動の実施計画について質問をいたします。

先般、国連ボランティアの中田厚仁さんがカンボジアで凶弾に倒れたことは痛恨のきわみであります。

今後とも、

外交の基本とするべきです。特に、国連のPKOは憲法の精神に合致する平和維持のためのとうとい活動であり、積極的に参加すべきだと考えます。今回のUNTACへの日本からの派遣は国際貢献の試金石となるケースであり、活動的成功に期すべきであります。

今、UNTACの活動は民主的な政府を確立するための総選挙という最終段階に入らしょとしております。カンボジアに眞の平和が定着するかどうかの瀬戸際です。かかるときに大事なこと

官 報 (号 外)

は、我が國も現地の情勢をみずから目の上で正しく掌握し、対応を誤らないことあります。この点、国際平和協力本部からは派遣要員や部隊の支援のために数人がブノンベンに常駐しているにすぎず、陣容は極めて不十分です。そのため、政府の判断は専ら UNTAC からの情報に頼っているのが現状です。

大切なことは現場感覚です。公明党は、昨年五月に石田委員長が現地に赴いたのを初め、計三回の中、報道で伝えられているカンボジアと実際の現地の状況の違いを目の当たりにしたことが何回かありました。政府は今こそ独自の情報収集体制を強化するべきです。また、この際、責任のある立場の方が現地にみずから入り調査を行なうべきです。そして、国民に対しても政府みずからが正確な情報を積極的に伝えることを強く求めます。

総理の見解を伺いたい。

さて、先般、第一次派遣施設大隊の皆様が任務を終え、全員無事に帰国されました。その方に對し心から敬意を表します。

ところで、ボル・ボト派の動向は予断を許しません。ボト派は、武装解除に応じないばかりか、総選挙反対をも打ち出しています。こうした中で第二次派遣施設大隊が着任し、選挙要員も間もなく派遣される予定です。最も肝要なことは、PKO 五原則が守られていいのかどうか、派遣隊員の安全は確保されているのかどうかです。

そして、国民の疑問は次のような点にあります。停戦の合意が崩れたとはどのような基準のもとに判断をするのか。ボル・ボト派が SNC から脱退しない限りは、たとえどのような戦闘行為があつたとしても停戦の合意は守られていると判断をするのか。また、選挙要員の安全確保は万全であるか。選挙要員の辯退者も出ている中、そもそも政府が今回この派遣を決定したことは妥当であるかどうか。こうした疑問点について明快な説明を求めます。

さらには、UNTAC要員への襲撃事件が続く中で、真相解明のために特別検察官に日本からも優秀な人材を派遣することは検討の余地はないのか、見解を求めます。

万が一にも五原則が崩れたときには、我が国はPKO要員は任務の中止あるいは撤収をしなければなりません。その具体的な方法を伺いたい。また、独自の報情収集体制を持たない現況において、政府として中断、撤収について独自の判断をすることが果たして可能でしょうか、御説明を願います。

緊迫した中での総選挙は必至です。何とか平和のうちに選挙を実施しようと、各國間でさまざまなか方法が模索をされています。今すべきことは、あのパリ協定の当事者が一堂に会し、腹黒な対話をすることではないでしょうか。外務大臣が提唱された国際会議の開催は暗礁に乗り上げたとも聞いておりますが、ぎりぎりまで対話の場が実現のため関係各国に働きかけていくべきだと考えます。外務大臣に、現状と今後の対応を伺いたい。

加えて、総選挙の後、民主的な政府をどう育て維持していくかも極めて大事な課題です。UNTACは本年九月末に任務を終了する予定ですが、その後この課題に、国連として、また我が国としてどう取り組むのか、政府としての認識を伺います。

カンボジアで活躍中の邦人は国際平和協力隊員だけではありません。国連ボランティアやNGOとして活動中の皆様もおられます。中田さんの不幸な事件が象徴するように、これらのメンバーは少人数で行動しなければならず、不安が高まっています。政府は、彼らが安全第一で任務に当たるためによう万全の配慮をするべきであります。特に緊急時の通信手段の確保が不可欠です。政府はどう対応されますか。

また、万一の事故に備え、政府としても補償措置を検討するべきであります。国連ボランティア

はもちろん、NGOの中でも特にNGO事業補助金などにより政府の補助を受けて活動している人たちに対しては早急にこれを検討すべきです。見解を求めます。

次に、国連モザンビック活動への参加について伺います。

当初、政府は参加に消極的であったと見られます。事実、二月九日に記者団の質問に對して総理は、そうあちこちに行けるものではないとも答えています。ところが、このたび政府は一転してNUMOZへの派遣を決定しました。この間、派遣の決定に至る過程で総理はリーダーシップを發揮されたのでしょうか。さらに、三月二十六日の官房長官の発言では司令部要員の派遣については言及されていなかつたのに、今回の実施計画では急速派遣が決まっています。こうした政府の対応が国民の目にPKOをわかりにくくしていいかと危惧を抱きます。そこで、国民の懸念を一掃するためにも、政府部内でのこの間の検討の経緯を総理に明らかにしていただきたい。

また、司令部要員はUNTACにおける連絡要員とその職務内容は同じなのかどうか。また執務をする場所はどこなのか。さらには、実施計画においては今回の派遣業務に関するも武器を装備することとされていますが、個々の隊員がこれを攜行するのかどうか。それぞれ説明を求めます。

包括和平協定に基づく和平プロセスは大幅におくれております。日本からの派遣も期間が延長されることとされていますが、個々の隊員がこれを実行するのかどうか。それぞれ説明を求めます。

日本が派遣をすることがあり得るのかどうか、答弁を求めます。

モザンビックは発展の可能性を秘めた国です。日本との交流も盛んになることが予想されます。そこで、これを機にモザンビックに対する有償無償の援助を一層拡大すべきではないでしょうか。さらには、今後選舉監視の分野などにて政府の見解を求め、私の質問を終わります。(拍手)

國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手

○國務大臣(宮澤喜一君) 政府といたしましても中田さんのとうとい犠牲に対しまして心から弔意を表しますとともに、また、父君の言われましたことにつきましては私も御同様に深い感動を覚えたことを申し上げておきます。

平成五年四月二十八日 参議院会議録第十四号

國務大臣の報告に関する件

平成五年四月二十八日 参議院会議録第十四号

國務大臣の報告に関する件

りますからこれは当然なことであつて、何もそれが反ボル・ボト派的な行為ではない。特定の一派を対象として三派がUN TACと一緒にになったというようなことと考へる必要はない。したがつて、UN TACの中立性が損なわれたというふうに私どもは思つております。

それから、選舉監視要員の安全の確保のことですが、例えば情勢の厳しい地域を担当いたしますUN TACの選舉チームにはUN TACの歩兵部隊の要員が同行する、またUN TACの要員が情勢の厳しい地域で宿営をいたします場合には歩兵部隊の宿営地に宿営せざるといふ措置をUN TACが現在実施中であるといふに承知をいたしております。もちろん我が国自身も、我が国自身の情報、事前の研修、安全確保のための設備の支給等々、万全を尽くしておるところです。

なお、情勢が変わりましたときには、UN TACと緊密に協調を行いますとともに、一定の地域にはインマルサットを配備しておりますので、それを利用いたしております。任務の中断、撤収の問題でございますが、これは、現実にそういうことが起つりましたときには本部長が報告を受けまして当該業務の中止の指示を行うことができます。また、派遣の終了、いわゆる撤退につきましては実施計画を変更して行うことになりますが、これは業務分野によって具体的な手続は異なると思いますが、いずれにいたしも、我が国の要員、部隊の安全を考えながら、国連側と密接な協力、連絡のもとに行いたいというふうに考へております。

それから、選舉後の民主政府を維持していくための国連、我が国の取り組みでございますが、一般論としてまず申し上げるべきことは、制憲議会ができる国づくりが進みましたところでUN TACの任務が終了するというのが、これが私は原則と存じます。もしその場合、カンボジア新政府が何かを希望し、また安保理事会がこれを承認すると

いったような場合には国連が何らかの形で関与が続ける可能性はございますけれども、それは今のところ一般論ではない。一般論といたしましては、国づくりができましたらカンボジアに後を任せることのないが本来であろうと思ひます。それから、モザンビクへの派遣につきましてお尋ねがございました。

これはやはり慎重に考へなければならない重大

な決定でございますから、私としてはもちろん、憲法あるいは国際平和協力法の定めるところに合致するか、また国民から理解と支持を受けることができるか、国際社会からどのように評価を受けられるか、それから、現地が何分にも我が国の在外公館、実館がないところでござりますし邦人も大変に少ないということから、要員を派遣しました場合に万全の支援体制が整えられるか等々いろいろなことを、そのほかに輸送調整といふのは一体どういうことをするのであらうかといったようなことを何度もいろいろ調べをしていました。そこで、最終的に私が決定をいたしたのでございま

た。そして、そういう機会があれば、その機会に

関係諸国代表も集まって和平プロセスにつき協議

することは有用と考えました。

ただ、今のところは御指摘のとおりまだそれが成功に至ってはおりません。ただ、関係諸国の方は大体この考え方をサポートしてくれておると理解をいたしております。我が国といたしまして

は、今後も事態の推移を踏まえ、このような考

え方を含めて、和平プロセスの進展のため関係諸

国、UN TACと緊密に連絡、協議してまいりた

いと思っております。

それから、今総理の御答弁の中で、モザンビ

クの有償無償の問題が私の方でお答えをしなきや

ならないと思います。

モザンビクの安定は南部アフリカ地域全体の

発展にとって重要でありまして、こうした中で我

が国は、昨年度だけでも食糧援助、難民支援等の

ため約六十五億円の援助を同国に対し行って

きております。今後はモザンビクの復興も重

なる焦点となりますので、我が国といたしましては

できる限りの協力をやっていくという考え方でござります。(拍手)

【國務大臣中山利生君登壇、拍手】

○國務大臣(中山利生君) 荒木先生の御質問にお

答えを申し上げます。

まず、第二次派遣隊員の安全についての御質問

でございますが、防衛廳といたしましては隊員の

○國務大臣(武藤嘉文君) 荒木議員にお答えをい

たします。

まず第一の国際会議の問題でございますが、私

とも、第一義的にはもちろん和平プロセスの進展

を促す形でカンボジア人同士が対話の維持に努め

ることが引き続き重要なと考へております。その

ため、シアヌーク殿下、カンボジア各派及びUN

TACが合意し得るならば、ボル・ボト派を含む

カンボジア各派の参加するSNC会合が何とか總

選舉前にも開催されることが望ましい、こういう

考え方でいろいろな働きかけをしてまいりま

た。そして、そういう機会があれば、その機会に

関係諸国代表も集まって和平プロセスにつき協議

することは有用と考えました。

ただ、今のところは御指摘のとおりまだそれが

成功に至ってはおりません。ただ、関係諸国の方

は大体この考え方をサポートしてくれておると理

解をいたしております。我が国といたしまして

は、今後も事態の推移を踏まえ、このような考

え方を含めて、和平プロセスの進展のため関係諸

国、UN TACと緊密に連絡、協議してまいりた

いと思っております。

それから、今総理の御答弁の中で、モザンビ

クの有償無償の問題が私の方でお答えをしなきや

ならないと思います。

モザンビクの安定は南部アフリカ地域全体の

発展にとって重要でありまして、こうした中で我

が国は、昨年度だけでも食糧援助、難民支援等の

ため約六十五億円の援助を同国に対し行って

きております。今後はモザンビクの復興も重

なる焦点となりますので、我が国といたしましては

できる限りの協力をやっていくという考え方でござります。(拍手)

【國務大臣中山利生君登壇、拍手】

○國務大臣(中山利生君) 荒木先生の御質問にお

答えを申し上げます。

まず、第二次派遣隊員の安全についての御質問

でございますが、防衛廳といたしましては隊員の

安全ということを最大の関心事としておりまし

て、けがはしないか、病気にならないかとい

うことを常に心配しておるところでござります。ま

た、先ほどお話をありましたように、タケオの宿

舎地におきましても警衛所の周囲等所要の箇所に

土のうを積む等の措置を講ずることにより隊員の

安全確保には万全を尽くしているというところで

ございまして、これにつきましても最大の努力を払

っています。

また、ONUMOZの司令部要員に関する御質

問でございますが、これもただいま総理から詳し

くお話を申し上げました。我が国からONUMOZに派遣される司令部要員は、司令部において

施設大隊からUN TAC軍事部門司令部に派遣し

ております。一方、我が国の

業務計画の立案や輸送の業務に関する企画及び調

査を行ふこととされております。一方、我が国

の司令部の幕僚として、軍事部門全体の中長期的な

安全確保には万全を尽くしているというところで

ございまして、これにつきましても最大の努力を払

っています。

また、ONUMOZの司令部要員に関する御質

問でございますが、これもただいま総理から詳し

くお話を申し上げました。我が国からONUMOZに派遣される司令部要員は、司令部において

施設大隊からUN TAC軍事部門司令部に派遣し

ております。一方、我が国の

業務計画の立案や輸送の業務に関する企画及び調

査を行ふこととされております。一方、我が国

の司令部の幕僚として、軍事部門全体の中長期的な

安全確保には万全を尽くしているというところで

ございまして、これにつきましても最大の努力を払

っています。

また、ONUMOZの司令部要員に関する御質

問でございますが、これもただいま総理から詳し

くお話を申し上げました。我が国からONUMOZに派遣される司令部要員は、司令部において

施設大隊からUN TAC軍事部門司令部に派遣し

ております。一方、我が国の

業務計画の立案や輸送の業務に関する企画及び調

査を行ふこととされております。一方、我が国

の司令部の幕僚として、軍事部門全体の中長期的な

安全確保には万全を尽くしているというところで

ございまして、これにつきましても最大の努力を払

っています。

また、ONUMOZの司令部要員に関する御質

問でございますが、これもただいま総理から詳し

くお話を申し上げました。我が国からONUMOZに派遣される司令部要員は、司令部において

施設大隊からUN TAC軍事部門司令部に派遣し

ております。一方、我が国の

業務計画の立案や輸送の業務に関する企画及び調

査を行ふこととされております。一方、我が国

の司令部の幕僚として、軍事部門全体の中長期的な

安全確保には万全を尽くしているというところで

ございまして、これにつきましても最大の努力を払

っています。

また、ONUMOZの司令部要員に関する御質

問でございますが、これもただいま総理から詳し

くお話を申し上げました。我が国からONUMOZに派遣される司令部要員は、司令部において

施設大隊からUN TAC軍事部門司令部に派遣し

ております。一方、我が国の

業務計画の立案や輸送の業務に関する企画及び調

査を行ふこととされております。一方、我が国

の司令部の幕僚として、軍事部門全体の中長期的な

安全確保には万全を尽くしているというところで

ございまして、これにつきましても最大の努力を払

っています。

また、ONUMOZの司令部要員に関する御質

問でございますが、これもただいま総理から詳し

くお話を申し上げました。我が国からONUMOZに派遣される司令部要員は、司令部において

施設大隊からUN TAC軍事部門司令部に派遣し

ております。一方、我が国の

業務計画の立案や輸送の業務に関する企画及び調

査を行ふこととされております。一方、我が国

の司令部の幕僚として、軍事部門全体の中長期的な

安全確保には万全を尽くしているというところで

ございまして、これにつきましても最大の努力を払

っています。

また、ONUMOZの司令部要員に関する御質

問でございますが、これもただいま総理から詳し

くお話を申し上げました。我が国からONUMOZに派遣される司令部要員は、司令部において

施設大隊からUN TAC軍事部門司令部に派遣し

ております。一方、我が国の

業務計画の立案や輸送の業務に関する企画及び調

査を行ふこととされております。一方、我が国

の司令部の幕僚として、軍事部門全体の中長期的な

安全確保には万全を尽くしているというところで

ございまして、これにつきましても最大の努力を払

っています。

また、ONUMOZの司令部要員に関する御質

問でございますが、これもただいま総理から詳し

くお話を申し上げました。我が国からONUMOZに派遣される司令部要員は、司令部において

施設大隊からUN TAC軍事部門司令部に派遣し

ております。一方、我が国の

業務計画の立案や輸送の業務に関する企画及び調

査を行ふこととされております。一方、我が国

の司令部の幕僚として、軍事部門全体の中長期的な

安全確保には万全を尽くしているというところで

ございまして、これにつきましても最大の努力を払

っています。

また、ONUMOZの司令部要員に関する御質

問でございますが、これもただいま総理から詳し

くお話を申し上げました。我が国からONUMOZに派遣される司令部要員は、司令部において

施設大隊からUN TAC軍事部門司令部に派遣し

ております。一方、我が国の

業務計画の立案や輸送の業務に関する企画及び調

査を行ふこととされております。一方、我が国

の司令部の幕僚として、軍事部門全体の中長期的な

安全確保には万全を尽くしているというところで

ございまして、これにつきましても最大の努力を払

っています。

また、ONUMOZの司令部要員に関する御質

問でございますが、これもただいま総理から詳し

くお話を申し上げました。我が国からONUMOZに派遣される司令部要員は、司令部において

施設大隊からUN TAC軍事部門司令部に派遣し

ております。一方、我が国の

業務計画の立案や輸送の業務に関する企画及び調

査を行ふこととされております。一方、我が国

の司令部の幕僚として、軍事部門全体の中長期的な

安全確保には万全を尽くしているというところで

ございまして、これにつきましても最大の努力を払

っています。

また、ONUMOZの司令部要員に関する御質

問でございますが、これもただいま総理から詳し

くお話を申し上げました。我が国からONUMOZに派遣される司令部要員は、司令部において

施設大隊からUN TAC軍事部門司令部に派遣し

ております。一方、我が国の

業務計画の立案や輸送の業務に関する企画及び調

査を行ふこととされております。一方、我が国

の司令部の幕僚として、軍事部門全体の中長期的な

安全確保には万全を尽くしているというところで

ございまして、これにつきましても最大の努力を払

っています。

また、ONUMOZの司令部要員に関する御質

問でございますが、これもただいま総理から詳し

くお話を申し上げました。我が国からONUMOZに派遣される司令部要員は、司令部において

施設大隊からUN TAC軍事部門司令部に派遣し

ております。一方、我が国の

業務計画の立案や輸送の業務に関する企画及び調

査を行ふこととされております。一方、我が国

の司令部の幕僚として、軍事部門全体の中長期的な

安全確保には万全を尽くしているというところで

ございまして、これにつきましても最大の努力を払

っています。

また、ONUMOZの司令部要員に関する御質

問でございますが、これもただいま総理から詳し

くお話を申し上げました。我が国からONUMOZに派遣される司令部要員は、司令部において

官 報 (号 外)

いかなる場合に武器を携行するかにつきましてはこれから実施要領に定めることとなると思いま
すが、そのときどきの状況に応じ、国連の指図の範囲内において、輸送調整部隊の長が武器の携行
の必要性につき判断をするということにならうかと存します。(拍手)
○議長(原元兵衛君) 答弁の補足があります。宮
澤内閣総理大臣。

國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいまのお尋ねの中
でNGOの活動につきましての点でござります
が、NGOの活動は独立した民間の援助団体が自
主的に援助活動を行うものであり、かかるNGO
のスタッフに対する補償は、一義的にはおのおの
の団体が独自に行うものと認識しております。他
方、政府としては、海外で活躍されているNGO
団体の方々が安心して援助活動に従事できるよ
う、現地のNGO団体と密接な連絡をとり、治安
状況に関する情報提供等を積極的に行っていきた
いと考えます。

UNV、国連ボランティア計画は、ボランティ
アと雇用契約を行ひ際に各種保険に加入し、個々
のボランティアに対しその予算から保険金を支
払つております。同保険制度により要員の事故補償が
行われることになると承知いたしております。

邦人国連ボランティアが事件に遭いました場合
の政府の補償につきましては、現在政府部内でど

のようない」とが可能であるかを検討いたしておる
といふでござります。(拍手)

○總長(原文兵衛君) 吉田之久君

〔吉田之久君登壇、拍手〕

○吉田之久君 私は、民社党・スポーツ・国民連合を代表して、政府のPKOに関する報告に対し、総理並びに外務大臣に質問いたします。

まず初めに、モザンビーグへのPKO派遣についてであります。我が党はかねてより、自衛隊のモザンビーグへの派遣には賛成の立場をとつて

まいました。その点では、今回の政府決定にはかなりの糾余曲折があったことを甚だ残念に思つております。

せいただきたいのです。
なお、この際私が申し上げたいのは、貧困と内乱の苦しみにあえいできたこの国の民衆に対する、日本ならではの優しい行き届いた活動をめぐらすべきであるということです。年少の前後の生活を送っているモザンビークの子供たち、武器を放棄した途端に失業する兵士たち、和な再生の道を指導し、必要な生活器具を提供する日本の姿を開拓することは何よりも歓いとおもふことになりますと思われますだけに、日本の付加価値を内外に示すさらなる配慮が加えられるよう政府の創意工夫を促すものでありますか、お尋ねいたします。

い生衆に間百人たに平供す希望えら本独とまます。見を伺います。
いま一つ重要なことは、我が国に定着している
輸出禁止を日本こそが前面に立つて訴え、速やか
に国連を中心とした完全合意に達する外交努力を
積み上げるべきときだと考えます。外務大臣の所
開かれていて蛇口に手を当てて水の噴出を防いで
いるのと同じで、まことに愚かな国際構造である
と言わなければなりません。今こそ、大国の武器
家群が無制限に発展途上国に武器輸出を続けて
いる事実であります。これでは、元柱はいっぽい
力を展開しても、その一方で、日本を除く先進國
を持

が、過日、人間愛に燃えるけなげな青年、中仁君が凶弾に倒れ、そのとうとい命を絶たれたことはまことに痛恨のきわみであります。哀悼の意を表しますとともに、愛する御子息いを胸に抱いてみずからも国連ボランティア頭に立つと決意された中田家の御両親に対し大の敬意をささげる次第であります。我々はに、崇高な国連の平和活動に従事する若者の眷うかかる蛮行に心から憤りを覚えるものでますとともに、二度と再びかかる不幸を繰りないために、この他に挺身する国連ボランティ参加者を初め自衛隊員、文民警察官等に対もつと完全な保護と防備が用意されなければなりません。

平和な日本人がしかるべき武器を携帯したといつて、平和を乱す原因には全くなり得ないと信じます。派遣されたPKOの隊員やUNTに所属する日本人たちがいわれなくして命をことこそカンボジアの和平が崩壊することにいたし、政府は今日までの経験に照らして衛權の行使に関する複雑な規定、部隊指揮官量權、隊員の武器の携帯、部隊としての武器のあり方などについて、机上の空論ではなく実に即して見直し必要な法改正を怠ぐべきで

田厚
まし
の思
の先
こと
の鉄刀法、つまり普通の国民は一切銃刀を保持しないといふこの定めがもし世界じゅうに拡大実施されるとなるならば、世界の秩序は一挙に前進し、現に起こっている紛争も急激に減少するのではないかと考えられるのであります。こうしたグローバルな平和構築を日本が提唱すべき時代が来ていると總理はお考えになりませんか。
さらに伺つておきたいことは、総選挙が実施された後のカンボジアに日本はどう対処するかということです。いみじくも最近ボル・ボト派のキュー・サムファン議長は、総選挙は平和と安全が保障されない形で実施されるだろうと、暗に武力行使も含めた選挙妨害の可能性を示唆しています。まことに、険悪な中で行われる総選挙後の混乱が憂慮されなりません。
ガリ事務総長は四月九日タイで記者会見を行ない、五月のカンボジア総選挙後に樹立される同新政府が国連に新たな支援を求めるならそれを受け入れる用意があると説明、安保理などの承認が得られれば、象徴的な数の軍事要員を現地に残すことをあるとの考え方を示しました。もつともな判断であると私は思います。選挙を経たというう失うからなりとアーカーの使用ある

信します。派遣されたPKOの隊員やUNTに所属する日本人たちがいわれなくして命をとことこそカンボジアの和平が崩壊することをいたし、政府は今日までの経験に照らして衛権の行使に関する複雑な規定、部隊指揮官量権、隊員の武器の携帯、部隊としての武器のあり方などについて、机上の空論ではなく実に即して見直し必要な法改正を急ぐべきで

けの形式的な民主主義だけで一挙にカンボジアに平和と復興がもたらされることは全く考えにくいだけに、その後の持続的な協力を日本がどのような形で進めようとするのか、あわせてお伺いいたします。

最後に、平和憲法を高く掲げる我が国が、その徹底した平和の成果と実践を内外に示し、試験を乗り越えて世界の平和と繁栄に貢献することこそが求められている新しい日本の国家像であると考えますが、我が国の総理としての御見解を伺つて、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) モザンビークへPKOを派遣するに際しましての政府の決定につきましてお尋ねがございました。

我が国の自衛隊の部隊等々を、いかに国連の平和活動とは申せよその国に派遣をするということは、これはやはり容易ならぬことでございますから、よほど慎重な決定が必要なことは御理解をいただけることであると思いますが、もちろんそれは憲法あるいは国際平和協力法の枠内ではなければならない。これはどども同じことでございますが、モザンビークというようなことを派遣することになりませんとカンボジアとはやはりいろんな状況がかなり違つておりますし、我が国民のモザンビークというその地域に対する理解の度合いもカンボジアの場合とは違うというような問題もござります。

それからまた、それだけに、我が国としては在外公館を持っておらない状況の中、果たしてそういう遠隔の地へ要員を派遣いたしましたときにその安全がどうであるか、あるいは効果的な実績を上げ得るであろうか。大使館がございませんので何かがありましたときにはどういう支援をすべきかといふようなことを、これらのことは当然のことですが慎重に考える必要がございまして、幾たびか調査団を派遣いたしました。また、その中で輸送調整とは何であるかということも大体理解ができましたので、その上でほぼ我が国が

111

行きまして国連平和協力の実を上げることができると判断をいたしたわけでございます。四月二十三日に国連から正式要請がなされたので、二十七日にモザンビーク派遣に係る実施計画及び政令を閣議決定いたしたところでございます。

御指摘のように、しかし派遣される以上これは万全の態勢を整えなければいけないというのは、まさしくそのゆえに多少決定に時間がかかったという事情でございまして、あらゆる可能な限りの支援をいたさなければなりません。先ほども申し上げましたが、首都に臨時の大使館事務所を設けてお尋ねがございました。

まして要員を置いておこうと思ひます。そして周辺の在外公館からも常に支援をし連絡するというような適切な態勢をとつてまいりたいと思ひます。

カンボジアと違いまして、衣食住と申しますか、いわばテントと申しますかそういう生活をする。食料も、大きな部隊でございませんから、やはり場合によっておののの自給をするというような難しい状況がちょっとカンボジアと違つておりますので、それらのことも十分に調査をさせ、また用意をしてまいりたいと思っております。

國民のいわゆる銃刀の保有について、我が国は極めて厳しい規制をいたしておりますが世界の国は必ずしもそうではない、国際的な枠組みの中ではいろいろな考え方を持つている国がござりますむのもつところ、このことは制約ができるのかということは、御承知のように、この銃刀につきましてはございませんから、なかなか一つの我が國のよろな考えで国際的な枠組みをつくることが難しい。

いずれにしても、しかし我が国は我が国としての所信に基づきまして、国連の軍備登録制度、兵器力法のもので、第二十四条の規定がござりますが、要員の生命等の防護を図るために必要な最小限度のものにこれ有限つております。またその使用ですから、武器使用につきまして、国際平和協力法のものと、第二十四条の規定がござりますて、できる限りの協力をいたしたいと思ひます。

この点は、逆に申しますと、吉田議員が言われ

ができないではないかということにもつながりかねませんで、我が國の部隊が外國へ武器を持って出ること自身は、そういう意味で非常に難しい問題を含んでおりますので、法律でかなり厳

しい制約をいたしております。あるいは御当人はもう少し安心ができるような装備、あるいは場合によってはその使用ということを望まれるかも知れない。

しかし、それは他方で場合によって武力行使と言われかねないような危険をも伴うということも御理解をいただけるところでございますので、非常にそこには難しい限界を守らうとしておるわけでござります。

いずれにしましても、この平和協力法のもとにまだ実際の協力が始まりまして一年にも満たない現段階でござりますから、経験を積み重ねてまいりたい。法律の見直しに当たりましては、御指摘の点を含めまして、さまざまな御議論に耳を傾けてまいりたいと思っております。

國民のいわゆる銃刀の保有について、我が国は極めて厳しい規制をいたしておりますが世界の国は必ずしもそうではない、国際的な枠組みの中ではございませんから、なかなか一つの我が國のよろな考え方で国際的な枠組みをつくることが難しい。

いずれにしても、しかし我が国は我が国としての所信に基づきまして、国連の軍備登録制度、兵器力法のもので、第二十四条の規定がござりますが、要員の生命等の防護を図るために必要な最小限度のものにこれ有限つております。またその使用ですから、武器使用につきまして、国際平和協力法のものと、第二十四条の規定がござりますて、できる限りの協力をいたしたいと思ひます。

この点は、逆に申しますと、吉田議員が言われ

によりまして世界の平和のために主体的、積極的な国際協力をいたすことが我が國の務めであると

いうふうに認識をいたしております。

残りの問題につきましては関係大臣からお答えをいたします。

〔國務大臣武藤嘉文君登壇、拍手〕

私からは二点お答えをさせていただきます。

一つは、大國の武器輸出禁止の問題でござります。一般論として申し上げますと、國家として自衛権が認められている以上は、自衛のための必要最小限の範囲の防衛力整備を否定するということはできないと思ひます。一方、武器移転などが過度に増大することによりまして国家間の不信感や

懸念が高まつたり地域の不安定化を招くようなると避けなければならないのは当然でござります。我が国といたしましてはこのよろな認識に立

ちまして、今月には第一回の登録期限を迎える国連軍備登録制度を通じた武器移転等の透明性の増大に努めますとともに、武器輸出の適切な抑制を奨励すべく、武器取引に対する関係国との慎重な対応の重要性を国際的に今後も強調してまいりたいと思っております。

次に、総選挙後のカンボジアに對しての持続的な協力の問題でございますが、我が国といたしましては、UN TACに要員を派遣する前から、カンボジア側のニーズを踏まえ、適切な協力を積極的に行つてまいります。

さて、さらに、カンボジアに対する国際的支援体制であります。それによつて経済社会基盤整備のための移転の透明性等々、世界的な平和と安定のためにあるカンボジア復興国際委員会の議長國でありまして、協力をやつてきたと思ひます。今後とも、カンボジア側のニーズを踏まえ、適切な協力を積極的に

積極的に支援してまいりたい。そのためには、各

國にも働きかけまして、日本ができるだけのイニ

シアチブをとつてまいりたいと考えております。
(拍手)

○副議長(赤堀探君) 林紀子君。

[林紀子君登壇、拍手]

○林紀子君 私は、日本共産党を代表して、カンボジアへの自衛隊派遣等について質問いたしました。

まず最初に、カンボジアでの選挙監視の仕事中に銃撃され犠牲になられた国連ボランティアの中田厚仁さんとその御遺族の方々に、心からお悔やみを申し上げます。

さて、最近のカンボジア情勢は、パリ和平協定で合意した事態とは大きく変貌しつつあります。武装解除は実現せず、停戦合意が遵守されないままさらには悪化し、ボル・ボト派の選挙ボイコットと武力による妨害 UNTAC要員への銃撃、殺害、そして憲法制定議会の選挙も、紛争当事者三派とUNTACによる武装兵に守られた選挙にならざるを得ない事態です。カンボジア和平の実現を目指したパリ和平協定はこのような事態を認めていないはずです。

四月十日、カンボジア最高国民評議会、SNCで明石代表も、ボル・ボト派の選挙非難に対し、パリ協定の最も重要な規定からの逸脱、協定調印によって回復した合法性を失うとまで厳しく批判しています。この事態について総理はどうお考えなのか、まず総理の基本認識をお伺いいたします。

宮澤総理、あなたはこれまで、ボル・ボト派はSNCのあり方、UNTACのあり方にいろいろ不満があるとも、パリ協定そのものは否定するつもりはないと思われる、それが和平の枠組みが崩れていないと考えている基本的な理由であるとおっしゃっていますが、今もってそのようにお考えですか。

我が党は、カンボジアへの自衛隊派遣が憲法の平和条項を真正面からじゅうりんするものであるつもりはないと思われます。それが和平の枠組みとおっしゃっていますが、今もってそのようにお考えですか。

しかし、国連のガリ事務総長は、和平プロセスへの完全な参加によって協定の義務を果たすこと

をボル・ボト派が拒否していることが停戦第一段階の履行を不可能にしたと述べているとおり、停

戦の第二段階、すなわちUNTACによる停戦の監督、監視、検証はできていない状況は明白です。また、カンボジア各派の軍隊は選挙の登録の

終了前に七〇%動員解除することになっていますが、これも事実上実現されていないことは周知の事実ではありませんか。それでも総理は枠組みが崩れていないと言われるのですか、具体的にお答

えいただきたいと思います。

さらに、総理は国会で、ボル・ボト派がSNC

に出席していることが和平の枠組みが壊れていない基本的理由だと答弁してきました。しかし、ボル・ボト派はブノンベンでのSNCに出席しないと言明し、ブノンベンの事務所からも一方的に退出するに至りました。これまでの首相の答弁から

去るに至りましたが、どうですか。

我が党は、カンボジア問題の解決について一貫して民族の主権の遵守を大前提とすべきことを指摘し、パリ協定はボル・ボト派の策動の余地を残

ません。カンボジアの軍事情勢は選挙が近づくにつれて緊迫の度を深めつつある中で、自衛隊はついに武器を携帯することまで認めるようになりました。

選挙を行おうとするUNTAC及び三派や選舉業者三派とUNTACによる武装兵に守られた選挙にならざるを得ない事態です。カンボジア和平の実現を目指したパリ和平協定はこのような事態を認めていないはずです。

四月十日、カンボジア最高国民評議会、SNC

で明石代表も、ボル・ボト派の選挙非難に対し、パリ協定の最も重要な規定からの逸脱、協定調印によって回復した合法性を失うとまで厳しく批判しています。この事態について総理はどうお考えなのか、まず総理の基本認識をお伺いいたします。

宮澤総理、あなたはこれまで、ボル・ボト派は

とが急務になつていています。総理の見解を伺います。

我が党は、カンボジアへの自衛隊派遣が憲法の

根本問題の一つとして、今こそボル・ボト派

の無法への批判を強めボル・ボト派を国際的にも

孤立させて、無法、暴力行為をやめさせていくこ

とが急務になつていています。総理の見解を

伺います。

私は党は、カンボジアへの自衛隊派遣が憲法の

根本問題の一つとして、今こそボル・ボト派

五原則のうち根本問題である停戦の合意について見てても、その違反はいよいよ明白です。パリ和平協定九条では停戦について、すべての軍隊の戦闘停止、その支配領域の拡大の中止、新たな戦闘

に導くおそれのあるすべての配備、移動の停止とされていますが、支配地域の拡大や妨害活動をボル・ボト派が強めている今日の危険かつ緊迫した事態は、この停戦合意が全く守られず、じゅうりんされています。それでもなお

事実ではありませんか。それでも総理は枠組みが崩れていないと言われるのですか、具体的にお答

えいただきたいと思います。

さらに、総理は国会で、ボル・ボト派がSNC

に出席していることが和平の枠組みが壊れていない基本的理由だと答弁してきました。しかし、ボ

ル・ボト派はブノンベンでのSNCに出席しないと言明し、ブノンベンの事務所からも一方的に退

出するに至りました。これまでの首相の答弁から

去るに至りましたが、どうですか。

我が党は、カンボジア問題の解決について一貫して民族の主権の遵守を大前提とすべきことを指

掲げ、パリ協定はボル・ボト派の策動の余地を残

ません。カンボジアの和平実現のために

内乱が激しくなったとかゲリラが頻発してくると

かは平和維持活動の前提が崩れた場合と判断する

のは当然と答弁しています。宮澤総理もこの見解

を支持なさいますか。そうだとすれば、自衛隊を撤収することを今こそ真剣に考えるべきではあり

ませんか。総理の明確な答弁を求めます。

なお、これに関連して、カンボジアへの派遣実

施要領UNTACのSOP、標準行動規範及び

カンボジア派遣自衛隊の武器使用要領の全文が、

我が党などの要求にもかかわらず不當にもいまだに国会に提出されていないことは、国会の審議権

を強く求めます。

最後に、モザンビークの自衛隊派遣についてお

聞きします。

カンボジア派遣に統いて、内戦いまだ冷めやら

ない、解決の見通しのないモザンビークにもあ

りますが、モザンビークも世界的な規模

で憲法違反の自衛隊の海外派兵に道を開け、さら

に新たな一步を踏み出すもので到底認めること

はできません。今必要なのは、飢餓・貧困対策、農業振興、社会的基盤の整備などへの援助ではあります。しかし、今回のモザンビークへの自衛隊派遣は、輸送業務協力などまらず、国連セ

ー・モザンビーク活動の軍事部門の司令部にも幹部自衛隊を派遣するというもので、憲法違反はもとよりいませんか。しかも、新たにモザンビークへの自衛隊派遣は、輸送業務協力などまらず、国連セー

ー・モザンビーク活動の軍事部門の司令部にも幹部自衛隊を派遣するというもので、憲法違反はもとよりいませんか。しかし、新たにモザンビークへの自衛隊派遣は、輸送業務協力などまらず、国連セー

ー・モザンビーク活動の軍事部門の司令部にも幹部自衛隊を派遣するというもので、憲法違反はもとよりいませんか。しかし、新たにモザンビークへの自衛隊派遣は、輸送業務協力などまらず、国連セー

ー・モザンビーク活動の軍事部門の司令部にも幹部自衛隊を派遣するといふことは、世界的な規模で憲法違反の自衛隊の海外派兵に道を開け、さら

に新たな一步を踏み出すもので到底認めること

はできません。今必要なのは、飢餓・貧困対策、農業振興、社会的基盤の整備などへの援助ではあります。しかし、新たにモザンビークへの自衛隊派遣は、輸送業務協力などまらず、国連セー

ー・モザンビーク活動の軍事部門の司令部にも幹部自衛隊を派遣するといふことは、世界的な規模

で憲法違反はもとよりいませんか。しかし、新たにモザンビークへの自衛隊派遣は、輸送業務協力などまらず、国連セー

ー・モザンビーク活動の軍事部門の司令部にも幹部自衛隊を派遣するといふことは、世界的な規模

組みは私は維持されておるものというふうに考えています。

武装解除が当初の予定どおりに行われなかつたことは残念でございましたけれども、それをもつてパリ和平協定の基本的枠組みが崩れています。今の段階で最も大事なことは公正かつ自由な選挙を安全裏に予定どおり行うことでありまして、カンボジア各派に自制を促して、選挙妨害などがないよう中立的な政治環境の醸成に努めておるところでございます。

それから、いかなる場合に派遣の前提である停戦の合意等の原則が崩れたかは、これは具体的な状況に照らして総合的に判断すべきでございますけれども、今の状況において国際平和協力法上のいわゆる五原則は満たされていると考えておりますので、我が國より派遣した部隊を撤収することはもとより考えておりません。

それから、実施要領であります。我が国の要員、部隊が行う国際平和協力業務の内容について

は国会に報告する実施計画によりほぼ明らかにな

ることと考えており、また実施要領についてもその内

容につき差し支えない範囲で御説明をしてお

りまして、実施要領の概要につきましては、お求

めに心じお示しを申し上げているところでござい

ます。

なお、モザンビークに司令部要員の派遣をする

ことについてお尋ねがございましたが、これは国

際平和協力法に基づくいわゆる個人の派遣でござ

います。もとより、司令部要員が憲法及び国際平

和協力法に反するような活動に従事しないことは

実施計画上も明らかでございますが、やはり輸送

調整をいたしますときに司令部と連絡をとる、司

令部の考え方を知っておくということは、これは大

変に大事なことでござりますので、そういうふう

にいたしたいと思っておるのであります。

残りの問題は関係大臣からお答えいたします。

(拍手)

○國務大臣(中山利生君) ただいまのお尋ねはカンボジア派遣自衛隊の武器使用要領についてだと

思いますが、このことにつきましては、これまで

にも何回も申し上げております。よろしく

お尋ね

いたしま

す。

○副議長(赤堀操君) 碣村修君。

P、標準行動規範も、一切公表をされていないと

いうことでございます。

なお、この要領の概要につきましては既にお示

しを申し上げているところでございます。(拍手)

○副議長(赤堀操君) 碣村修君。

○磣村修君 私は、民主改革連合を代表して、政府から報告がありました国連平和維持活動について質問を行います。

その前に、この八日、カンボジアPKOに参加し選挙の準備に協力しております國連ボランティアの中田厚仁さんが何者かに襲撃されて銃弾に倒れ、日本人として初めての犠牲者となつたこと

に対しまして、謹んで哀悼の意を表するものであ

ります。

中田さんへの襲撃は平和と民主主義に対する挑戦であり、その暴徒に強い憤りを見るとともに、平和の確立を強く願っている今のカンボジア情勢を厳しく受けとめなければならないと思いま

す。

さて、政府はこれまでカンボジアのPKOにつ

いて、停戦合意の枠組みは崩れていないという見

解をたびたび示してまいりました。その主な理由としては、ボル・ボト派は一九九一年十月のパリ

和平協定の枠組みの中にとどまり、SNC、カンボジア最高国民評議会から脱退していないことや、

す。これは実施要領の変更によってその任務が拡大されているものであります。今日のカンボジア情勢を見ると、これから先、歯どめなき活動へと突き進むことが憂慮されるであります。その意味からも、国会に対する政府のPKOに関する報告が極めて遅いことを指摘しておきます。

カンボジアの治安悪化に伴い、自衛隊員も武器を携帯することになったと言われます。特に、選挙にかかる物資の輸送や保管業務に対する襲撃が十分予想され、そのときの武力衝突の危険性も想定されるであります。政府は、自衛隊が武力集団に襲撃されたとき業務の中止または撤収を決断すべきときと考えますが、総理の所見をお伺いいたします。また、選挙妨害などがさらに強まつた場合、業務の一時中断あるいは撤収があり得るのか、あわせてお伺いいたします。

さらに、政府は最悪の事態に対応するためのUN

TACとの協議を進めているのかどうか、この

際伺っておきます。

○磣村修君 我が國の文民警察官の宿舎を襲撃したのを初め、

バンクダテシニヤブルガリアそれぞれの部隊の

キャンプを襲撃し要員を殺傷するなど、その数は

これまでに二十件を超えているというのであります。こうした敵対行為に対しまして国連安保理

会はこの五日、UNTACへの敵対行為を非難す

る緊急の議長声明を採択しております。

今日のカンボジア情勢は、我が國のPKO五原

則からしても事実上停戦合意は崩れていますと判断

せざるを得ないであります。政府の見解はそ

の事実と矛盾するものと考えるのであります。一

体、政府は和平協定第九条の停戦の意味をどのよ

うに解釈しているのか、また、散発、全面の両戦

闘行為の判断基準をどのようにしているのか、總

理にお伺いいたします。

ところで、カンボジア派遣の自衛隊は施設大隊

であり、当然その任務は、道路や橋などの修理や

整備が主な業務となっております。しかし、カン

ボジア情勢の変化に伴い、UNTAC等の物資の

輸送や保管など新たな任務も加わってきておりま

す。

次に、国連ボランティアや文民警察官、それに

これからPKOに参加する選挙監視要員の安全対策についてお伺いいたします。

国際平和のために尽くしたいという念願を持

ち、国連ボランティアとして活躍していた中田厚

仁さんが銃撃された事件をきっかけにこれらの人々の安全対策が問題となり、一時国連ボラン

ティア全員が任務地からブノンペンに引き揚げるという事態を引き起こしました。国連のPKOは危険と隣り合わせであるとよく言われますが、それだけに要員の安全対策に万全を期さなければなりません。政府は、こうしたボランティアや文民警察官、それに辞退する人も出でているこれから選挙監視要員の安全対策にどのように取り組んでいるのか、改めて総理にお伺いいたします。

さらに、ボランティアとしてPKOに参加している人々の補償などのように考えているのか。また、今後の問題としてPKO補償制度の検討も必要と思いますが、総理の見解をお伺いいたしました。

て、政府は、PKO協力法が眞に国民の間に定着し、カンボジアPKOに対する国民の理解が十分得られていると受けとめてのことであつたのかどうか、あわせて総理の所見をお伺いいたします。また、モザンビーク活動では、これまでより一歩踏み込み自衛官を司令部に派遣しますが、これはモザンビークでのPKO活動全体の行動計画への参加であり、将来の前方活動をにらんだ参加と受け取れますから、総理の所見を重ねてお伺いいたします。

今、世界は、冷戦構造の崩壊により東西の対立に封じ込められていた民族的、宗教的対立の紛争が生じており、国連はPKOの前提であります紛

いたしますならば、パリ和平協定の基本的な梓組みは維持されておるというのが政府の判断でござります。

自衛隊が襲撃された場合あるいは選舉妨害などが激しくなった場合、仮定の状況でございますのできちんとした前提を置けませんけれども、我が国からの部隊の派遣の前提は、停戦合意、受け入れの同意、中立性等の五原則でございますから、その五原則が今満たされない状況ではない、五原則は守られておる状況というふうに判断をいたしますので、業務の中止、撤収を考えてはおりません。

それから、最悪の事態について政府はいろいろ

前の研修、安全確保のための必要な装備の支給等々、情報の収集はもちろんでございますが、十分留意をいたしております。
それから、国連ボランティアとしてPKOに参加している人々の補償でございますが、ボランティアがUNIVと契約をいたします際に各種保険に加入をいたしておりまして、保険金の支払いがござります。邦人の国連ボランティアが事件に遭いました場合の政府の補償についてどうするか、現在政府部内で一どのようなことが可能であるか、制度の問題として検討をいたしております。
なお、国際平和協力隊の隊員の補償につきましては、昨年九月に新たな補償制度として、最高額

をお互いに確かめ合う協議を提案し続けていくことになります。立に向けての総理の決意をお伺いいたします。

さて、政府は第二のPKOとしてモザンビーケーに自衛隊を派遣することを決めております。当初モザンビーケーへ派遣については政府部内にも慎重な発言が目立ちました。しかし、調査団の報告書を受け直ちに自衛隊の派遣に踏み切ったことについては、慎重論が強硬論に押し切られたとも伝わられております。私は、自衛隊の相次ぐ派遣については慎重に対処すべきものと考えております。新たな自衛隊の派遣は、カンボジアの状況に対しても國民の理解を見きわめた上で検討課題とすべきであると思ふのであります。

政府部内の慎重論が一転して新たにモザンビーケーにも自衛隊を派遣することを決定するに当たつては大事なことであります。カンボジアの和平確立に向けての総理の決意をお伺いいたします。

とボル・ボト派の激しい戦闘があつたとの報道もありました。来月に迫っている選挙や、選挙後の情勢が緊迫したとき、国連はU.N.T.A.Cの活動について武力行使を含めたいわば平和維持部隊を念頭に置いた軍事的強化を行うことも考えられます。が、この場合政府はどのように対応するのか、また、そうした事態に備えP.K.O協力法を前倒しに見直すことがあり得るのかどうかを最後にお伺いして、私の質問は終わります。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 停戦合意が崩れたかどうかといふことにつきましては、先ほどから繰り返して申し上げておりますとおり、具体的な状況を総合的に判断しなければなりませんが、カンボジアの現状について申し上げますならば、一九七九年以來十三年続けておりました戦闘がとにかくやまつた。停戦そのものについては、ボル・ボト派自身も含めまして、各派がこれを基本的には遵守しておるというふうに考えます。総合的に判断

ジアの各派の有力者等とも緊密に接觸をいたしております。そこで、UNTAGから我が国に對しまして投票所や選挙事務所の防護をしてほしいという要請は參つております。いずれにいたしましても、我が国の業務は、法律のもとに、この範囲内で行わなければならぬということは厳格に守つてまいるつもりでござります。

安全対策につきましては、先ほどからしばしば申し上げておりますが、先般の中田さんのことにつきましても、今川大使から明石代表に対しても、選挙監視員を含めまして要員の安全確保についてつきまして明石代表に対しても申し入れたところでございます。我が國自身も、要員に対しまして事務官の各派の有力者等とも緊密に接觸をいたしておられますので、各般の事態に対応できるよう緊密な連絡をとつておりますことを申し上げておきます。

それから、これからの問題でございますが、やはりカンボジア和平プロセスを促す形でカンボジア人お互いの間の対話を進めていくということが必要であります。その際、シアヌーク殿下とうのはやはり一人大切なかぎになるお人と思想等々、ボル・ポート派を含めましてのそういう話し合いが総選挙前にも行われれば、これが一番望ましい。各国もそういう同じ意見でござります。だいまのところまだそういう状況が整っておらずないというのが実際でございます。

モザンビックにつきましては、カンボジアとが国の要員、部隊が行きまして、国民の皆様から平和協力法及びその運用につきましては御理解高い評価を得たというふうに考えております。ザンビークの場合にはまた事情が違いますけれども、違う事情も勘案しながら慎重に検討を行って今回の決断をいたした次第でございます。

いたしませんならば、パリ和平協定の基本的な梓組みは維持されておるというのが政府の判断でござります。

自衛隊が襲撃された場合あるいは選舉妨害などが激しくなった場合、仮定の状況でございますのできちんとした前提を置けませんけれども、我が国からの部隊の派遣の前提は、停戦合意、受け入れの同意、中立性等の五原則でございますから、その五原則が今満たされない状況ではない、五原則は守られておる状況というふうに判断をいたしますので、業務の中断、撤収を考えてはおりません。

それから、最悪の事態について政府はいろいろ考えておるかということで、最悪の事態といふことは必ずしも明確には御指摘なされませんでしたけれども、現地における我が国の各方面との接触は極めて緊密でございまして、UNTACや関係国あるいは関係当事者とは常時接触を保っております。また、ブノンベンで開催されるいわゆるP5の会合あるいはSNCの会合、それからカンボジアの各派の有力者等とも緊密に接觸をいたしておりますので、各般の事態に対応できるよう緊密な連絡をとっておりますことを申し上げておきます。

それから、今の時点ではUNTACから我が国に對しまして投票所や選挙事務所の防護をしてほしいという要請は參っておりません。いずれにいたしましても、我が国の業務は、法律のもと、この範囲内で行わなければならぬということは厳格に守つてまいります。

安全対策につきましては、先ほどからしばしば申し上げておりますが、先般の中田さんのことにつきましても、今川大使から明石代表に対し一層の安全確保方を申し入れまして、また先般の柿澤外務政務次官のカンボジア訪問に当たりましたのも、選舉監視要員を含めまして要員の安全確保につきまして明石代表に対しして申し入れたところでござります。我が国自身も、要員に対しまして事

前の研修、安全確保のための必要な装備の支給等々、情報の収集はもちろんでございますが、十分留意をいたしております。

それから、国連ボランティアとしてPKOに参加している人々の補償でございますが、ボランティアがUNIVと契約をいたします際に各種保険に加入をいたしておりまして、保険金の支払いがございます。邦人の国連ボランティアが事件に遭いました場合の政府の補償についてどうするか、現在政府部内で、どのようなことが可能であるか、制度の問題として検討をいたしております。

なお、国際平和協力隊の隊員の補償につきましては、昨年九月に新たな補償制度として、最高額五千万円とした賞じゅつ金制度を創設いたしております。また、国家公務員災害補償につきましても五割増しの補償の制度を設けております。このようなことがないことが大切でございますが、制度としては十分に手厚い制度を設けております。

それから、これから問題でございますが、やはりカンボジア和平プロセスを促す形でカンボジア人お互いの間の対話を進めていくということが必要であります。その際、シアヌーク殿下としてはやはり一大大切なかぎになるお人と思います。シアヌーク殿下、各派、それからUNTAC等々、ポル・ポト派を含めましてのそういう話し合いが総選挙前にも行われれば、これが一番望ましい。各国もそういう同じ意見でございます。だいまのところまだそういう状況が整つておらず、いというものが実際でございます。

モザンビークにつきましては、カンボジアとが国の要員、部隊が行きまして、国民の皆様から平和協力法及びその運用につきましては御理解高い評価を得たというふうに考えております。モザンビークの場合にはまた事情が違いますけれども、違う事情も勘案しながら慎重に検討を行って今回の決断をいたした次第でございます。

なお、この司令部に要員を派遣するということは、これは部隊ではなく、個人としての派遣でございませんけれども、やはり輸送調整といふようなことは司令部の基本的な方針に密接に関係をいたしますものですから、ここに要員を派遣していくことが、お互いのために、仕事を効率的に行うのに便利であります。

それで、最近の国連の平和維持活動につきまして、いわゆる平和維持部隊というような発想がガリ事務総長の本にも書かれておりますが、これは今までそういうことが行われた例はございません。果たしてどういうものになるのか、いろいろ

議論は必要であろうと存じますけれども、我が国の場合には、国連の平和維持活動への参加は国際平和協力法の定める五原則の枠内でのみ行い得る、このように考えております。(拍手)

○副議長(赤桐操君) これにて質疑は終了いたしました。

官 報 (号 外)

議論を終局し、国民こそって祝意を表するため、結婚の儀

の行われる日を休日としようとするものであります。

次に、日本国憲法第八条の規定による議決案

は、皇室が、皇室経済法施行法第二条に規定する

ものほか、皇太子徳仁親王殿下の御結婚に際し、平成五年七月三十日までの間ににおいて、社会

福祉事業の資に充てるため五百万円以内を賜与す

ること、並びに、平成五年六月一日から七月二十

日までの間ににおいて、内閣の定める基準により、

皇太子徳仁親王殿下の婚姻を祝するために贈与さ

れる物品を譲り受けることができるようになります。

次いで採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、運転免許証の有効期間について、優良運転者制度の趣旨に基づき、更新期間が原則として五年間となるようその運用に努めること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○佐藤三吾君登壇、拍手

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

長佐藤三吾君。

官 報 (号 外)

まず、協同組織金融機関の優先出資に関する法律について申し上げます。

本法律案は、全国信用金庫連合会など協同組織金融機関の全国組織五団体について、組合員からの出資を補完するものとして新たに不特定多数の者からの優先出資を受け入れる制度を設け、自己資本の充実を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、優先出資による自己資金充実策が会員の相互扶助を基本とする協同組織金融機関に与える影響、優先出資の証券化と流通市場整備の方策等について質疑が行われました。が、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わる、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案は、皇太子殿下の御成婚を記念して、特別に五万円の貨幣を発行できることにするものであります。本貨幣については、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律の関係条文を適用し、その素材、量目、発行枚数等を政令で定める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、記念貨幣の発行による貨幣回収準備資金から一般会計への繰入見込み額、記念貨幣の法定通貨としての位置づけ等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わる、採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○副議長(赤桐操君) これより両案を一括して採決いたします。

○副議長(赤桐操君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

〔賛成者起立〕

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(赤桐操君) この際、日程に追加して、国会法の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題とする」とに御異議なし。

ざいせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(赤桐操君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長前田勲男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔前田勲男君登壇、拍手〕

○前田勲男君 ただいま議題となりました兩法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、国会法の一部を改正する法律案は、国会議員の職務の遂行を補佐するため付されている秘書二人に加え、新たに主として議員の政策立案及び立法活動を補佐する秘書一人を付することができないこととするほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

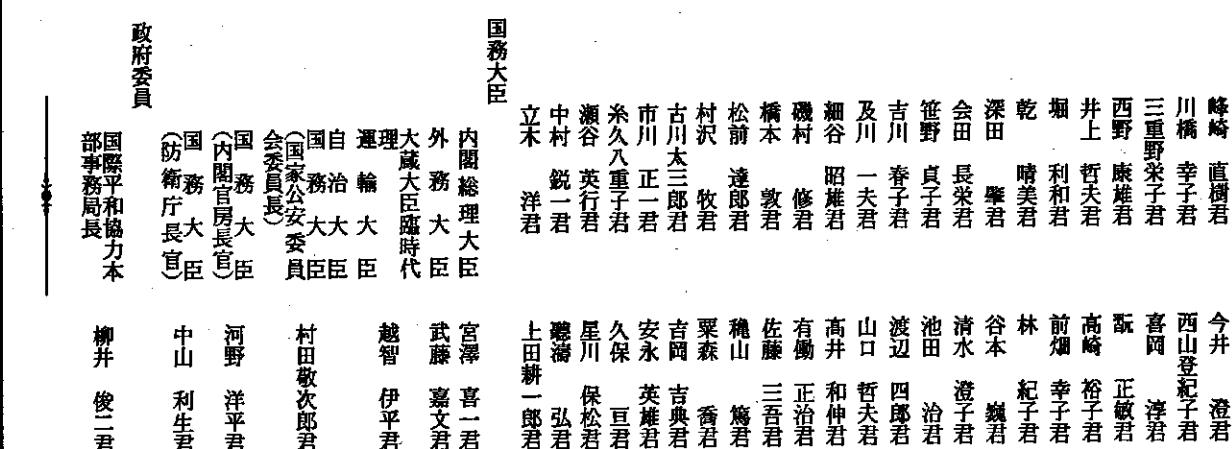
次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、国会法の一部改正によって新たに付することができますこととなる秘書の給料月額、採用の要件等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、いずれも全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしま

<p>○副議長(赤桐操君) これより両案を一括して採決いたします。</p> <p>両案に賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>〔賛成者起立〕</p> <p>よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。</p> <p>本日はこれにて散会いたします。</p> <p>午後零時五十四分散会</p>	<p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p>
<p>出席者は左のとおり。</p>	<p>議員</p>
<p>鈴木 栄治君 西川 漢君 横尾 和伸君 下村 泰君 白浜 一良君 浜四津 敏子君 坪井 一字君 木庭健太郎君 片上 公人君 長谷川 清君 星野 明市君 刈田 貞子君 訓弘君 吉川 続君 矢原 寶至君 猪木 秀男君 山岡 寛次君 鶴岡 洋君</p>	<p>山下 栄一君 鈴木 栄治君 西川 漢君 横尾 和伸君 下村 泰君 白浜 一良君 浜四津 敏子君 坪井 一字君 木庭健太郎君 片上 公人君 長谷川 清君 星野 明市君 刈田 貞子君 訓弘君 吉川 続君 矢原 寶至君 猪木 秀男君 山岡 寛次君 鶴岡 洋君</p>
<p>副議長</p>	<p>荒木 清寛君 島袋 宗康君 風間 複君 直鷗 正行君 青島 幸男君 武田 節子君 江本 孟紀君 関根 則之君 常松 克安君 猪熊 重二君 大島 嘉美君 牛鳴 慶久君 足立 良平君 柳川 覚治君 及川 順郎君 広中和歌子君 勝木 健司君 竹山 裕君 大久保直彦君</p>
<p>議長</p>	<p>原 文兵衛君 赤桐 操君</p>

1

井上	二木	永田	成瀬	斎藤	田澤	藤井	上杉	高木	斎藤	田澤	藤井	永野	藤田	陣内	孝雄君
野沢	太三君	良雄君	守重君	貞敏君	田	鈴木	高木	斎藤	高木	鈴木	光弘君	夫夫君	下橋葉新吉君	茂門君	秀夫君
青木	潤上	大森	志吉	稻村	一井	庄司	三石	西園瑞穂子君	吉田	中尾	北村上	小林	谷烟	下条進一郎君	田辺
薪次君	貞雄君	昭君	正和君	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	達勇君	則幸君	正邦君	正君	省吾君	修二君	倉田
田	篠崎	菅野	本岡	久保田	仁一君	泰子君	小川	楓原	敬義君	野別	岩本	角田	薬科	森山	大塚経次郎君
田部	理君	昭次君	万三君	真田君	隆俊君	壽君	久保田	仁一君	暢子君	三上	山田	栗原	新聞	平井	松浦
英夫君	年子君	久光君	英夫君	英夫君	隆俊君	泰子君	久保田	久保田	櫻井	健一君	義一君	正次君	坂野	永山君	孝治君
田	大森	上野	和美君	和美君	和美君	和美君	大森	大森	大森	山田	村田	君子君	眞弓君	岡部	藤田
田	潤上	志吉	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	潤上	潤上	潤上	森	栗原	君子君	卓志君	三郎君	雄山君
田	貞雄君	昭君	正和君	正和君	正和君	正和君	薪次君	薪次君	薪次君	新間	紀平	悌子君	重信君	哲夫君	章平君



今井 豊吉

（略）
一昨一十六日議長において、次のとおり常任委員

の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 時男君 補欠

寺澤芳男著 地方行政委員辭任

利定君 岡 楠外 須藤良太郎君 蕃住

外務委員
辯士
補文

武田邦太郎君
寺澤芳男君

大蔵委員
辭任
補欠

農林省産業貿易局
山田 健一君 谷本 繁君

農林水產委員
辭任

谷本 巍君 山田 健一君

遞信委員
辭任

岡利定君 須藤良太郎君

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した
商業及び事務所における衛生に関する条約（第

百二十号)の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を存査することを議決した旨衆議院に通知した。

国際的なコスパス・サーサット計画との地上部
分は共同で、この是鷹二周する道筋の書簡の文

分擔供國としての指揮に関する通告の書簡の件
結について承認を求めるの件

国際移住機関憲章の締結について承認を求める の件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可付

した旨衆議院に通知した。

環境事業団法の一部を改正する法律案
土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに關する法律案

する法律の一部を改正する法律案
貿易促進法の一部(二又三)の法律案

**貿易保険法の一部を改正する法律案
農業灾害補償法の一部を改正する法律案**

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律案
同日国会において承認することを議決した次の件
を内閣に送付し、その官衆議院に通知した。
国際的なコスパス・サーサット計画との地上部
分提供国としての提携に関する通告の書簡の締
結について承認を求めるの件
国際移住機関憲章の締結について承認を求める
の件
同日次の法律の公布を奏上し、その官衆議院に通
知した。
環境事業団法の一部を改正する法律
土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに關
する法律の一部を改正する法律
貿易保険法の一部を改正する法律
農業災害補償法の一部を改正する法律
**福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法
律**
同日内閣から、財政法第四十六条第一項の規定に
よる平成四年度第三・四半期における予算使用の
状況の報告を受領した。
同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動
があつたのでその政府委員としての資格を失つた
旨の通知書を受領した。

皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

一、費用
別に費用を要しない。
る基準により、皇太子徳仁親王の婚姻を祝するため贈与される物品を譲り受けたことがで
きるようにしておむね妥当な措置と認める。

の強化、暴力団からの離脱を阻害する行為の防止、暴力団から離脱する意志を有する者に対する援護等に関する規定を整備するほか、暴力的要要求行為として規制する行為を追加する等の改正を内容とするものであつて、妥当な措置と認められる。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

日本国憲法第八条の規定による議決案
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成五年四月二十二日

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律

皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案

附則
この法律は、公布の日から施行する。
この法律に規定する日は、他の法令の規定の適用については、国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第二百七十九号）に規定する日とする。

日本国憲法第八条の規定による議決案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

審查報告書

日本国憲法第八条の規定による議決案

參議院議長 原文兵衛殿 内閣委員長 守住有信

一、委員会の決定の理由

本議決案は、皇室が、皇室経済法施行法第二条に規定するもののほか、皇太子徳仁親王の桂

婚の儀に際し、平成五年七月三十日までの間において、社会福祉事業の資に充てるため、五百万円以内を賜与し、また、平成五年六月一日から同年七月二十日までの間において、内閣の完

本法律案は、最近における暴力団からの離脱者の増加その他暴力団に係る情勢にかんがみ、暴力団への加入を強要する行為等に関する規制

審查報告書

審查報告書

第三条第二号中「第六章」

格若しくは商品指數（商品取引所法（昭和二十五年三月三十日施行）第三条第三項の商品指數）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

第三条第二号中「第六章」を「第七章」に、
十六条を「第四十七条」に改める。

格若しくは商品指數(商品取引所法昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第三項の商品指數をいう。)若しくは有価証券指數(証券取引法第二条第十四項の有価証券指數をいう。)の上昇若しくは下落により損失を被つたとして、損害賠償その他の

地方行政委員長 佐藤三吾
參議院議長 原文兵衛殿

要領書

本法律案は、最近における暴力団からの離脱者の増加その他暴力団に係る情勢にかんがみ、暴力団への加入を強制する行為等に関する規制

「要求し、又は勧誘を受けてした商品若しくは有価証券に係る売買その他の取引において、その価

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

官 報 (号 外)

ることを殊更に示すこと（以下この号において「支配の説示」という）を行い、当該土地等の所有者に対する債権を有する者は当該土地等の所有権その他当該土地等につき使用若しくは収益をする権利若しくは当該土地等に係る担保権を有し、若しくはこれらの権利を取得しようとする者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、当該土地等についての支配の説示をやめることの対價として、明渡し料その他これに類する名目で金品等の供与を要求すること。

第九条第八号の次に次の二号を加える。

九 証券会社（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、第二条第九項の証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号の外国証券会社をいう。以下この号において同じ。）に対してその者が拒絶しているにもかかわらず有価証券の信用取引（証券取引法第四十九条第一項（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。）の信用取引をいう。以下この号において同じ。）を行うことを要求し、又は証券会社に対して顧客が預託すべき金銭の額その他の有価証券の信用取引を行う条件として当該証券会社が示している事項に反して著しく有利な条件により有価証券の信用取引を行ふことを要求すること。

として当該取締役等が示している事項に反して著しく有利な条件による当該株式会社の株式の買取り等を要求すること。

第十条に次の二項を加える。

何人も、指定暴力団員が暴力的要挙行為をしている現場に立ち会い、当該暴力的要挙行為をするのを助けてはならない。

第十二条中「第十条」を「第十条第一項」と、「同条」を「同項」と改め、「指定暴力団員」の下に「又は当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員」を加え、同条に次の二項を加え。

として当該取締役等が示している事項に反して著しく有利な条件による当該株式会社の株式の買取り等を要求すること。

九 第三十条の規定による命令に違反した者
第三十四条を第四十五条とする。
第六章を第七章とする。
第五章中第三十三条を第四十四条とし、第三十
二条を第四十三条とする。

十五条第一項に係るもの以外のもの」に改め、同条第六項及び第七項中「第十二条第一項又は第十三条第一項の規定」を「第十二条第二項等の規定」に改め、同条第九項中「第十二条第二項の規定」を「第十二条第一項等の規定(第十五条第一項の規定を除く。)」に改め、同条を第三十五条とする。

を除く。」に改め、同条を第三十五条とする。
第二十三条第一項中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「又は第十七条第二項若しくは第三項」を「第十八条第一項若しくは第三項、第十九条、

第二十二条第二項、第二十三条、第二十六条第二項又は第二十七条に改め、同項ただし書中「第十二

六条」の下に「若しくは第二十四条」を加え、同条を第二十四条とする。

**第二十二条を第三十三条とする。
第五章を第六章とする。**

第四章中第二十一条を第三十二条とし、第二十一条を第三十一条とする。

第四章を第五章とする。
第三章中第十九条を第三十条とする。

第十八条第一号中「第二十二条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を第二十九条とす

第十七条第一項中「前条」を「第十六条」に改め、

「中止すること」の下に一命し 又は当該行方を
中止されることを確保するために必要な事項(当
該行方を確認するための手続等)

該行為が同条第三項の規定に違反する行為であるときは、当該行為に係る密接関係者が指定暴力団

等に加入させられ、又は指定暴力団等から脱退することを妨害されることを防止するために必要な

事項を含む。)を「」を加え、同条第二項中「前条」を「第十六条」に、「当該行為の相手方」を「同条第一

項若しくは第二項の規定に違反する行為の相手若しくは同条第三項の規定に違反する行為に係る

密接関係者」に、「その者」を「これらの者」に改め
同条第三項中「前条第一項」を「第十六条第一項」に

改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の十一条及び節名を加える。

指定暴力団等から脱退することを妨害するための行為として国家公安委員会規則で定めるものをしてはならない。

第十六条の次に次の二条を加える。

(加入の強要の命令等の禁止)

第十七条 指定暴力団員は、その配下指定暴力団員(指定暴力団員がその所属する指定暴力団等の活動に係る事項について他の指定暴力団員に指示又は命令をすることができる場合における当該他の指定暴力団員をいう。以下同じ。)に対して前条の規定に違反する行為をすることを命じ、又はその配下指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助長する行為をしてはならない。

前項に規定するもののほか、指定暴力団員は、他の指定暴力団員に対して前条の規定に違反する行為をすることを依頼し、若しくは唆し、又は他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助けではなくない。

第十六条の前に次の章名及び節名を付する。

第四章 加入の強要の規制その他の規制等

別表第二号中「明治三十二年法律第四十八号」を削り、同表に次の二号を加える。

二十九 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)第三章に規定する罪

三十 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)第六章に規定する罪

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、別表に二号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

平成五年四月二十八日 参議院会議録第十四号

暴力

団員

による

不當な

行為

の防

止等

に關する

法律

の一部

を改

正する

法律案

道

路

交

通

法

の一部

を改

正す

る

方

案

參

議

院

議

長

原

文

兵

衛

殿

三

吾

參

議

院

議

長

櫻

内

義

雄

審査報告書

道路交通法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成五年四月二十七日

地方行政委員長 佐藤 三吾
参議院議長 原 文兵衛殿

の機会を与えるなど慎重に対処すること。

三、教習カリキュラムの全面見直しに際しては、内容について精査及び充実を行うなどの措置を講じ、免許取得者の過大な負担増を招くことのないよう必要な措置を講ずること。

四、実効性のある応急救護処置の社会的定着を図るため、習得機会の拡大、講習内容の充実に努めるとともに、本改正によって本法第七十二条第一項前段の解釈に変更はなく、交通事故現場における応急救護処置の実施者が、新たに同項前段の適用による不利益を被ることのないよう周知徹底を図ること。

五、車輪止め装置の取付けによる違法駐車の取締りに当たっては、交通渋滞の解消と違法駐車防延長し、普通免許等を受けようとする者に対して講習を受けることを義務付け、外国免許の取得を梗概を改善し、指定自動車教習所の制度を整備するほか、所要の規定の整備を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律案は、道路交通をめぐる情勢にかんがみ、警察署長等が違法駐車両に対する車輪止め装置の取付け、過積載車両に係る積載物の重量の測定及び措置命令等を行うことができる」ととするとともに、運転免許行政の実情に応じ、優良運転者に係る運転免許証の有効期間を延長し、普通免許等を受けようとする者に対して講習を受けることを義務付け、外国免許の取得を

扱いを改善し、指定自動車教習所の制度を整備するほか、所要の規定の整備を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附 帯 決 議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について万全の措置を講すべきである。

一、運転免許証の有効期間については、優良運転者制度の趣旨に基づき、更新期間が原則として五年間となるようその運用に努めること。

二、学科、技能一体化教育の導入に際しては、自動車教習所における検定員及び指導員の資質の向上を図ること。また、既存の検定員及び指導員の新規資格の円滑な取得に配慮するとともに、雇用の不安を招かないよう配慮すること。

なお、技能検定員等に対する資格者証の返納を命ずるに当たっては、あらかじめ当事者に弁明する。

めるなど適切な措置を講ずるほか、重量測定機器等の整備の拡充、自重計の早期開発とその装着義務化に努めること。

十一、国及び地方公共団体が実施する工事及び輸送における過積載行為を防止するために、定額積載を踏まえた実例価格等で発注するなど必要な措置を講ずるとともに、関係省庁による各都道府県における過積載防止対策連絡会議の充実・活性化等連携の強化を図ること。

十二、本法の施行に際しては、その趣旨の国民への周知を徹底するとともに、今次法改正に伴う政令及び總理府令の制定及び運用に当たつては、本委員会における議論を十分踏まえること。また、今後、本法の改正に当たつては、十分な期間を設けて検討を行い、体系的整備に努めること。

十三、教習カリキュラムの全面見直しに際しては、内容について精査及び充実を行うなどの措置を講じ、免許取得者の過大な負担増を招くことのないよう必要な措置を講ずること。

十四、実効性のある応急救護処置の社会的定着を図るため、習得機会の拡大、講習内容の充実に努めるとともに、本改正によって本法第七十二条第一項前段の適用による不利益を被ることのないよう周知徹底を図ること。

十五、車輪止め装置の取付けによる違法駐車の取締りに当たつては、交通渋滞の解消と違法駐車防延長し、普通免許等を受けようとする者に対して講習を受けることを義務付け、外国免許の取得を

扱いを改善し、指定自動車教習所の制度を整備するほか、所要の規定の整備を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

十六、道路交通の円滑化に資するため、公共駐車場、荷さばき施設等の駐車施設の拡充など駐車対策を一層推進するとともに、大都市における交通渋滞を解消するための総合的な対策を講ずること。

十七、免許関係事務の公益法人への委託に際しては、委託費の収支、業務内容など、その運営について厳正公正を期するよう指導すること。また、免許申請に係る行政書士法違反に対する厳正対処すること。

十八、交通違反の取締りは、現下の交通情勢を踏まえ、悪質又は迷惑性の高いものに重点を置くこと。また、行政処分においては、事実認定について慎重な対応を行うこと。

十九、指定自動車教習所への警察職員の立入り、行政処分に係る書面の交付を受けていない者に対する措置、及び臨時適性検査の実施については、適正に運用すること。

二十、過積載を防止するため、運送事業者、自動車教習所における検定員及び指導員の資質の向上を図ること。また、既存の検定員及び指導員の新規資格の円滑な取得に配慮するとともに、雇用の不安を招かないよう配慮すること。

二十一、国及び地方公共団体が実施する工事及び輸送における過積載行為を防止するために、定額積載を踏まえた実例価格等で発注するなど必要な措置を講ずるとともに、関係省庁による各都道府県における過積載防止対策連絡会議の充実・活性化等連携の強化を図ること。

二十二、本法の施行に際しては、その趣旨の国民への周知を徹底するとともに、今次法改正に伴う政令及び總理府令の制定及び運用に当たつては、本委員会における議論を十分踏まえること。また、今後、本法の改正に当たつては、十分な期間を設けて検討を行い、体系的整備に努めること。

二十三、教習カリキュラムの全面見直しに際しては、内容について精査及び充実を行うなどの措置を講じ、免許取得者の過大な負担増を招くことのないよう周知徹底を図ること。

二十四、実効性のある応急救護処置の社会的定着を図るため、習得機会の拡大、講習内容の充実に努めるとともに、本改正によって本法第七十二条第一項前段の適用による不利益を被ることのないよう周知徹底を図ること。

二十五、車輪止め装置の取付けによる違法駐車の取締りに当たつては、交通渋滞の解消と違法駐車防延長し、普通免許等を受けようとする者に対して講習を受けることを義務付け、外国免許の取得を

扱いを改善し、指定自動車教習所の制度を整備するほか、所要の規定の整備を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

二十六、道路交通の円滑化に資するため、公共駐車場、荷さばき施設等の駐車施設の拡充など駐車対策を一層推進するとともに、大都市における交通渋滞を解消するための総合的な対策を講ずること。

二十七、免許関係事務の公益法人への委託に際しては、委託費の収支、業務内容など、その運営について厳正公正を期するよう指導すること。また、免許申請に係る行政書士法違反に対する厳正対処すること。

二十八、交通違反の取締りは、現下の交通情勢を踏まえ、悪質又は迷惑性の高いものに重点を置くこと。また、行政処分においては、事実認定について慎重な対応を行うこと。

二十九、指定自動車教習所への警察職員の立入り、行政処分に係る書面の交付を受けていない者に対する措置、及び臨時適性検査の実施については、適正に運用すること。

三十、過積載を防止するため、運送事業者、自動車教習所における検定員及び指導員の資質の向上を図ること。また、既存の検定員及び指導員の新規資格の円滑な取得に配慮するとともに、雇用の不安を招かないよう配慮すること。

三十一、国及び地方公共団体が実施する工事及び輸送における過積載行為を防止するために、定額積載を踏まえた実例価格等で発注するなど必要な措置を講ずるとともに、関係省庁による各都道府県における過積載防止対策連絡会議の充実・活性化等連携の強化を図ること。

三十二、本法の施行に際しては、その趣旨の国民への周知を徹底するとともに、今次法改正に伴う政令及び總理府令の制定及び運用に当たつては、本委員会における議論を十分踏まえること。また、今後、本法の改正に当たつては、十分な期間を設けて検討を行い、体系的整備に努めること。

三十三、教習カリキュラムの全面見直しに際しては、内容について精査及び充実を行うなどの措置を講じ、免許取得者の過大な負担増を招くことのないよう周知徹底を図ること。

三十四、実効性のある応急救護処置の社会的定着を図るため、習得機会の拡大、講習内容の充実に努めるとともに、本改正によって本法第七十二条第一項前段の適用による不利益を被ることのないよう周知徹底を図ること。

三十五、車輪止め装置の取付けによる違法駐車の取締りに当たつては、交通渋滞の解消と違法駐車防延長し、普通免許等を受けようとする者に対して講習を受けることを義務付け、外国免許の取得を

扱いを改善し、指定自動車教習所の制度を整備するほか、所要の規定の整備を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

三十六、道路交通の円滑化に資するため、公共駐車場、荷さばき施設等の駐車施設の拡充など駐車対策を一層推進するとともに、大都市における交通渋滞を解消するための総合的な対策を講ずること。

三十七、免許関係事務の公益法人への委託に際しては、委託費の収支、業務内容など、その運営について厳正公正を期するよう指導すること。また、免許申請に係る行政書士法違反に対する厳正対処すること。

三十八、交通違反の取締りは、現下の交通情勢を踏まえ、悪質又は迷惑性の高いものに重点を置くこと。また、行政処分においては、事実認定について慎重な対応を行うこと。

三十九、指定自動車教習所への警察職員の立入り、行政処分に係る書面の交付を受けていない者に対する措置、及び臨時適性検査の実施については、適正に運用すること。

四十、過積載を防止するため、運送事業者、自動車教習所における検定員及び指導員の資質の向上を図ること。また、既存の検定員及び指導員の新規資格の円滑な取得に配慮するとともに、雇用の不安を招かないよう配慮すること。

四十一、国及び地方公共団体が実施する工事及び輸送における過積載行為を防止するために、定額積載を踏まえた実例価格等で発注するなど必要な措置を講ずるとともに、関係省庁による各都道府県における過積載防止対策連絡会議の充実・活性化等連携の強化を図ること。

四十二、本法の施行に際しては、その趣旨の国民への周知を徹底するとともに、今次法改正に伴う政令及び總理府令の制定及び運用に当たつては、本委員会における議論を十分踏まえること。また、今後、本法の改正に当たつては、十分な期間を設けて検討を行い、体系的整備に努めること。

四十三、教習カリキュラムの全面見直しに際しては、内容について精査及び充実を行うなどの措置を講じ、免許取得者の過大な負担増を招くことのないよう周知徹底を図ること。

四十四、実効性のある応急救護処置の社会的定着を図るため、習得機会の拡大、講習内容の充実に努めるとともに、本改正によって本法第七十二条第一項前段の適用による不利益を被ることのないよう周知徹底を図ること。

四十五、車輪止め装置の取付けによる違法駐車の取締りに当たつては、交通渋滞の解消と違法駐車防延長し、普通免許等を受けようとする者に対して講習を受けることを義務付け、外国免許の取得を

扱いを改善し、指定自動車教習所の制度を整備するほか、所要の規定の整備を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

四十六、道路交通の円滑化に資するため、公共駐車場、荷さばき施設等の駐車施設の拡充など駐車対策を一層推進するとともに、大都市における交通渋滞を解消するための総合的な対策を講ずること。

四十七、免許関係事務の公益法人への委託に際しては、委託費の収支、業務内容など、その運営について厳正公正を期するよう指導すること。また、免許申請に係る行政書士法違反に対する厳正対処すること。

四十八、交通違反の取締りは、現下の交通情勢を踏まえ、悪質又は迷惑性の高いものに重点を置くこと。また、行政処分においては、事実認定について慎重な対応を行うこと。

四十九、指定自動車教習所への警察職員の立入り、行政処分に係る書面の交付を受けていない者に対する措置、及び臨時適性検査の実施については、適正に運用すること。

五十、過積載を防止するため、運送事業者、自動車教習所における検定員及び指導員の資質の向上を図ること。また、既存の検定員及び指導員の新規資格の円滑な取得に配慮するとともに、雇用の不安を招かないよう配慮すること。

五十一、国及び地方公共団体が実施する工事及び輸送における過積載行為を防止するために、定額積載を踏まえた実例価格等で発注するなど必要な措置を講ずるとともに、関係省庁による各都道府県における過積載防止対策連絡会議の充実・活性化等連携の強化を図ること。

五十二、本法の施行に際しては、その趣旨の国民への周知を徹底するとともに、今次法改正に伴う政令及び總理府令の制定及び運用に当たつては、本委員会における議論を十分踏まえること。また、今後、本法の改正に当たつては、十分な期間を設けて検討を行い、体系的整備に努めること。

五十三、教習カリキュラムの全面見直しに際しては、内容について精査及び充実を行うなどの措置を講じ、免許取得者の過大な負担増を招くことのないよう周知徹底を図ること。

五十四、実効性のある応急救護処置の社会的定着を図るため、習得機会の拡大、講習内容の充実に努めるとともに、本改正によって本法第七十二条第一項前段の適用による不利益を被ることのないよう周知徹底を図ること。

五十五、車輪止め装置の取付けによる違法駐車の取締りに当たつては、交通渋滞の解消と違法駐車防延長し、普通免許等を受けようとする者に対して講習を受けることを義務付け、外国免許の取得を

扱いを改善し、指定自動車教習所の制度を整備するほか、所要の規定の整備を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

五十六、道路交通の円滑化に資するため、公共駐車場、荷さばき施設等の駐車施設の拡充など駐車対策を一層推進するとともに、大都市における交通渋滞を解消するための総合的な対策を講ずること。

五十七、免許関係事務の公益法人への委託に際しては、委託費の収支、業務内容など、その運営について厳正公正を期するよう指導すること。また、免許申請に係る行政書士法違反に対する厳正対処すること。

五十八、交通違反の取締りは、現下の交通情勢を踏まえ、悪質又は迷惑性の高いものに重点を置くこと。また、行政処分においては、事実認定について慎重な対応を行うこと。

五十九、指定自動車教習所への警察職員の立入り、行政処分に係る書面の交付を受けていない者に対する措置、及び臨時適性検査の実施については、適正に運用すること。

六十、過積載を防止するため、運送事業者、自動車教習所における検定員及び指導員の資質の向上を図ること。また、既存の検定員及び指導員の新規資格の円滑な取得に配慮するとともに、雇用の不安を招かないよう配慮すること。

六十一、国及び地方公共団体が実施する工事及び輸送における過積載行為を防止するために、定額積載を踏まえた実例価格等で発注するなど必要な措置を講ずるとともに、関係省庁による各都道府県における過積載防止対策連絡会議の充実・活性化等連携の強化を図ること。

六十二、本法の施行に際しては、その趣旨の国民への周知を徹底するとともに、今次法改正に伴う政令及び總理府令の制定及び運用に当たつては、本委員会における議論を十分踏まえること。また、今後、本法の改正に当たつては、十分な期間を設けて検討を行い、体系的整備に努めること。

六十三、教習カリキュラムの全面見直しに際しては、内容について精査及び充実を行うなどの措置を講じ、免許取得者の過大な負担増を招くことのないよう周知徹底を図ること。

六十四、実効性のある応急救護処置の社会的定着を図るため、習得機会の拡大、講習内容の充実に努めるとともに、本改正によって本法第七十二条第一項前段の適用による不利益を被ることのないよう周知徹底を図ること。

六十五、車輪止め装置の取付けによる違法駐車の取締りに当たつては、交通渋滞の解消と違法駐車防延長し、普通免許等を受けようとする者に対して講習を受けることを義務付け、外国免許の取得を

扱いを改善し、指定自動車教習所の制度を整備するほか、所要の規定の整備を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

六十六、道路交通の円滑化に資するため、公共駐車場、荷さばき施設等の駐車施設の拡充などを駐車対策を一層推進するとともに、大都市における交通渋滞を解消するための総合的な対策を講ずること。

六十七、免許関係事務の公益法人への委託に際しては、委託費の収支、業務内容など、その運営について厳正公正を期するよう指導すること。また、免許申請に係る行政書士法違反に対する厳正対処すること。

六十八、交通違反の取締りは、現下の交通情勢を踏まえ、悪質又は迷惑性の高いものに重点を置くこと。また、行政処分においては、事実認定について慎重な対応を行うこと。

六十九、指定自動車教習所への警察職員の立入り、行政処分に係る書面の交付を受けていない者に対する措置、及び臨時適性検査の実施については、適正に運用すること。

七十、過積載を防止するため、運送事業者、自動車教習所における検定員及び指導員の資質の向上を図ること。また、既存の検定員及び指導員の新規資格の円滑な取得に配慮するとともに、雇用の不安を招かないよう配慮すること。

七十一、国及び地方公共団体が実施する工事及び輸送における過積載行為を防止するために、定額積載を踏まえた実例価格等で発注するなど必要な措置を講ずるとともに、関係省庁による各都道府県における過積載防止対策連絡会議の充実・活性化等連携の強化を図ること。

七十二、本法の施行に際しては、その趣旨の国民への周知を徹底するとともに、今次法改正に伴う政令及び總理府令の制定及び運用に当たつては、本委員

第五十条の二中「この条、次条及び第五十一条の三」を「第五十二条の二まで及び第五十二条の四」と改める。

第五十二条第一項中「又は車両が」を「又は」に、

「掲示されていないとき(第四十九条の二第四項の規定に違反していると認められる場合に限る。)」を「掲示されておらず、かつ、第四十九条の二第四項の規定に違反していると認められるとき(次条第一項において「違法駐車と認められる場合」という。)」に、「次条」を第五十二条の三に改め、

同条第三項中「この条及び次条」を「第五十二条の四まで」に改める。

第五十二条の三中「この条」に、「又は第八項」を「若しくは第八項又は第五十二条の二第二項」に改め、第三章第九節中同条を第五十二条の四とする。

第五十二条の二第一項中「前条第八項」を「第五十二条第八項」に、「前条第八項」を「同条第八項」に改め、同条第十項中「前条第十項」を「第五十二条第十項」に、「次条第八項」を「第五十二条第八項」に改め、同条第十一項中「前条第十一項」を「第五十二条第十一項」に改め、同条を第五十二条の三とする。

第五十二条の二第一次に次の二条を加える。

第五十二条の二 公安委員会は、違法駐車と認められた場合に係る車両の運転者の行為(以下この条において「違法駐車行為」という。)が常態として行わされている道路の区間にあって、次項の規定による車輪止め装置の取付けの措置によって違法駐車行為の防止を図ることが適当なものである旨の表示をしなければならない。

第五十二条の二 第一項において、公安委員会は、総理府令で定めるところにより、当該指定に係る道路の区間に、当該区間が車輪止め装置取付け区間である旨の表示をしなければならない。

2 警察署長は、道路又は交通の状況から判断して車輪止め装置取付け区間ににおける違法駐車を行なう車両には、前項の規定にかかる車両に車輪止め装置を取り付けてはならない。

3 次に掲げる車両には、前項の規定にかかる車両に車輪止め装置を取り付けることができる。

4 第七項の規定により警察署長が車輪止め装置を取り除いた車両であつて、取り除いた時間が四時間以上経過していなかったもの(当該取り除いた時から当該車両について同一の違法駐車行為が継続しているものに限る。)

5 警察署長は、第二項の規定により車両に車輪止め装置を取り付けるときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ、車両に車輪止め装置を取り付ける旨の広報をするよう努めるものとする。

6 警察署長は、第二項の規定により車両に車輪止め装置を取り付いたときは、当該車両の見やすい箇所に、当該車両を移動しようとする者はその旨を当該警察署長に申告して当該車両に取り付けた車輪止め装置を取り除く措置を受けることができる。他の総理府令で定める事項を記載した標章を取り付けなければならない。

7 警察署長は、第二項の規定により車輪止め装置を取り付けた車両の所有者等その他の関係者であつて当該車両を移動しようとするものからその旨の申告を受けたときは、当該車両に取り付けた車輪止め装置を取り除かなければならぬ。

8 第六項に定めるもののほか、警察署長は、第二項の規定による車両への車輪止め装置の取付けを開始した時から二十四時間を経過するまでに、当該車両に取り付けた車輪止め装置を取り除かなければならない。

9 警察署長は、第二項の規定により取り付けられた車輪止め装置を取り除くときは、第五項の規定により車両に取り付けられた標章を破損し、若しくは汚損し、又は警察署長が取り除く場合を除き、これらを取り除いてはならない。

10 何人も、第二項の規定により車両に取り付けられた車輪止め装置を破損し、第五項の規定により車両に取り付けられた標章を破損し、若しくは汚損し、又は警察署長が取り除く場合を除き、これらを取り除いてはならない。

11 第五項の標章の様式その他同項の標章に関する必要な事項は、総理府令で定める。

(罰則 第十項については第百十七条の三第一号の二、第二項第一項第九号)

第五十七条第一項中「この項」の下に「及び第五十八条の二から第五十八条の五まで」を加え、「こえて」を「超えて」、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「第一項本文」を「第一項」と、「こえる」を「超える」に改め、同条の付記中「第一百十九条第一項第三号の二」を「第一百八条第一項第一号の二」を「第一百八条第一項第三号の二」に改める。

二、第六百十九条第一項第三号の二に改める。

第五十八条の次に次の二条を加える。

3 前項の規定により通行指示書の交付を受けた車両の運転者は、同項の規定による命令に係る運転に当たつては、当該通行指示書を携帯しないなければならない。

4 第二項の通行指示書の様式その他同項の通行指示書に関する必要な事項は、総理府令で定める。

(罰則 第一項及び第二項については第百十一条第一項第三号の四)

5 前項に定めるもののほか、警察官は、第二項の規定による車両への車輪止め装置の取付けを開始した時から二十四時間を経過するまでに、当該車両に取り付けた車輪止め装置を取り除かなければならない。

(過積載車両に係る措置)

第六項に定めるもののほか、警察官は、過積載(車両に積載する積載物の重量が第五十七条第一項の制限に係る重量(同条第三項の規定による許可に係る積載物については、当該許可に係る重量))を超過する場合における当該積載をいう。以下同じ。)をとしている車両の運転者に対し、当該車両に係る積載が過積載とならないようにするための必要な応急の措置をとることを命ずることができる。

6 警察官は、前項の規定による命令によつては、当該車両を警察官が指示した事項を遵守して運転させることに支障がないと認められるときは、当該車両の運転者に対し、第七条第一項の規定にかかる車両の通行の区間及び経路、道路における危険を防止するための必要な措置その他の事項であつて警察官が指示したものをして当該車両を運転し、及び当該車両に係る積載が過積載となるないようにするため必要な措置をとることを命ずることができる。この場合において、警察官は、当該車両の運転者に対し、通行指示書を交付しなければならない。

7 前項の規定により通行指示書の交付を受けた車両の運転者は、同項の規定による命令に係る運転に当たつては、当該通行指示書を携帯しないなければならない。

8 第六項に定めるもののほか、警察官は、過積載(車両に積載する積載物の重量が第五十七条第一項の規定による許可に係る重量(同条第三項の規定による許可に係る積載物については、当該許可に係る重量))を超過する車両の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)が当該車両に係る過積載を防止するため必要な運行の管理

8 第六項に定めるもののほか、警察署長は、第六項のやむを得ないと認める事情をなくなった

(罰則 第百十九条第一項第三号の三)

第五十八条の三 警察官は、過積載(車両に積載

官 報 (号 外)

を行つてゐると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、車両を運転者に運転させる場合にあらかじめ車両の積載物の重量を確認することを運転者に指導し又は助言するところの他車両に係る過積載を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。
(過積載車両の運転の要求等の禁止)
第五十八条の五 第七十五条第一項に規定する使

の法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるよう努めなければならない。第七十四条の二第八項中「規定する」を「掲げる」に改める。

一 普通免許 第百八条の二第一項第四号及び第六号に掲げる講習

二 二輪免許 第百八条の二第一項第五号及び第六号に掲げる講習

三 原付免許 第百八条の二第一項第七号に掲げる講習

「たゞ、その免許に係る」に、「付する」を「付し」、及び
これを変更する]に改める。
第九十二条の二第一項を次のよう改める。
第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第
百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）の有効期間
は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それを
も、同表の下欄に掲げる年令ごとに、同表の下

の法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるよう努めなければならない。
第七十四条の二第八項中「規定する」を「掲げる」に改める。

第七十五条第一項第一号中「国際運転免許証」の下に「又は外国運転免許証」を加え、同条の付記中「第一百十九条第一項第十二号」を「第一百八十八条第一項第三号の四、第一百九条第一項第十二号」に改める。

第七十五条の二第一項中「第五十一条の三」を「第五十二条の四」に改め、同条第二項中「前項」を

一 普通免許 第百八条の二第一項第四号及び第六号に掲げる講習
二 二輪免許 第百八条の二第一項第五号及び第六号に掲げる講習
三 原付免許 第百八条の二第一項第七号に掲げる講習

第九十条の二第二項中「原付免許」を「前項各号に掲げる種類の免許」に、「前項ただし書」を「同書」に、「同項の」を「それぞれ同項各号に定める」に改める。

第九十一条中「前条第一項本文の規定により免

許を与える場合において「を割り、「を受けれる」を「だ、その免許に係る」に、「付する」を「付し、及びこれを変更する」に改める。
第九十二条の二第一項を次のように改める。
第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第二百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

免許証の交付又は更新を受けた者の区分	更新日等における年齢	有効期間の末日
優良運転者	七十歳未満	満了日等の後のその者の五回目の誕生日
七十歳	満了日等の後のその者の四回目の誕生日	
七十一歳以上	満了日等の後のその者の三回目の誕生日	

備考

この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

1 **更新日等** 第百一一条第三項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、**第一百一十二条の二第三項の規定により更新された免許証にあつては同条第二項の規定による適性検査を受けた日**、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2
年以良運転者更新日等までに継続して免許(仮免許を除く)を受けている期間が五年である者であつて、自動車等の運転に関する法律及びこの法律に基いて政令で定める基準に適合するもの

3
満了の日等第百一条第三項の規定により更新された免許証にあつては更新前の免許証の有効期間が満了した場合は同第二項の規定により更新された免許証にあつては同第二項の規定による適性検査を受けた日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

十二条の二第二項中「前項」を前二項に改
項を同条第三項とし、同条第一項の次に次
を加える。
2 第百七条第二項の規定により交付された
証の有効期間は、当該免許証に係る同条第
の規定により返納された免許証の有効期間

平成五年四月二十八日 参議院会議録第十四号

道路交通法の一部を改正する法律案

了することとされていた日が経過するまでの期間とする。

第九十三条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項に次の「一号を加える。

五 免許を受けた者が前条第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者である場合にあつては、その旨

第九十三条第二項中「若しくは第一百一条第二項(百二条の二第三項及び第二百二条第三項において準用する場合を含む。)」を削る。

第九十六条の三中「規定する」を「掲げる」に改め。

第九十七条の二第一項第一号中「第九十九条第六項」を「第九十九条の五第五項」に改め、同条第二項中「前項に規定する者はほか」を「前二項に定めるもののほか、公安委員会は、政令で定める基準に従い」に改め、「公安委員会は、政令で定める基準に従い」を削り、同項を同条第三項とし、

同条第一項の次に次の「一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、免許を受けようとする者が自動車等の運転に関する外国の行政庁の免許を有する者は、公安委員会

は、政令で定めるところにより、その者が受けようとする免許に係る自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、運転免許試験の一項を免除することができる。

第九十九条の見出しを「指定自動車教習所の指定」に改め、同条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 次条第四項の技能検定員資格者証の交付を受けており、同条第一項の規定により技能検定員として選任されることとなる職員が置かれていること。

三 第九十九条の三第四項の教習指導員資格者証の交付を受けており、同条第一項の規定により教習指導員として選任されることとなる職員が置かれていること。

第九十九条第二項を次のように改める。

2

(技能検定員)

第九十九条の二 指定自動車教習所を管理する者は、技能検定を行わせるため、技能検定員を選任しなければならない。

第九十九条第三項から第十二項までを削り、同条の次に次の六条を加える。

2 第四項の技能検定員資格者証の交付を受けていない者は、技能検定員となることができない。

3 技能検定員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。

5 公安委員会は、前項の技能検定員資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとして認めるときは、国家公安委員会規則で定めるとところにより、その者に係る技能検定員資格者証の返納を命ずることができる。

6 前項第二号ロからニまでに掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき。

二 偽りその他不正の手段により技能検定員資格者証の交付を受けたとき。

三 技能検定員の業務に関し不正な行為をし、その情状が技能検定員として不適当であると認められるとき。

4 前二項に定めるもののほか、第四項の技能検定員資格者証に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

5 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

6 第四項の教習指導員資格者証の交付を受けていない者は、教習指導員となることができない。

7 第四項の教習指導員資格者証を交付を受けたに當該講習を受けさせなければならない。

8 第百一十七条の三第二号の罪を犯し罰金以上

は執行を受けることがなくなつた日から起

算して三年を経過していない者

二 自動車等の運転に関する刑法第二百十一条の罪又はこの法律に規定する罪(第二百十七条の三第二号の罪を除く。)を犯し禁錮以上

の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ホ 次項第二号又は第三号に該当して同項の規定により技能検定員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

ホ 公安委員会は、前項の技能検定員資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとして認めるときは、国家公安委員会規則で定めるとところにより、その者に係る技能検定員資格者証の返納を命ずることができる。

二 公安委員会は、前項の技能検定員資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとして認めるときは、国家公安委員会規則で定めるとところにより、その者に係る技能検定員資格者証の返納を命ずることができる。

三 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるとところにより自動車の運転に関する技能及び知識の教習に關しイ又はロに掲げる者と同等以上の技能及び知識があると認める者

イ 二十歳未満の者

ロ 次項において準用する前条第五項第二号又は第三号に該当して次項において準用する同条第五項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

ハ 前条第四項第二号ロからニまでのいずれかに該当する者

イ 二十歳未満の者

ロ 次項において準用する前条第五項第二号又は第三号に該当して次項において準用する同条第五項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

ハ 前条第四項第二号ロからニまでのいずれかに該当する者

イ 二十歳未満の者

ロ 次項において準用する前条第五項第二号又は第三号に該当して次項において準用する同条第五項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

ハ 前条第四項第二号ロからニまでのいずれかに該当する者

イ 二十歳未満の者

ロ 次項において準用する前条第五項第二号又は第三号に該当して次項において準用する同条第五項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

イ 二十歳未満の者

- 3 指定自動車教習所を管理する者は、技能検定員以外の者に、前項に規定する教習を終了した者以外の者に対し技能検定を行わせてはならない。

4 技能検定員は、技能検定に合格した者について、その者が技能検定に合格した旨の証明をしなければならない。

5 指定自動車教習所は、技能検定員が前項の証明をしたときは、当該証明に係る者に対し、總理府令で定めるところにより、總理府令で定める様式の卒業證明書（指定自動車教習所において教習を終了した旨を証明する証明書をいう。以下同じ。）又は修了証明書（指定自動車教習所において教習を受け、仮免許を受けて運転することができる程度の技能及び知識の水準に達した旨を証明する証明書をいう。以下同じ。）を発行することができる。この場合において、当該卒業證明書又は修了証明書には、總理府令で定めるところにより、当該卒業證明書又は修了証明書に係る者が技能検定に合格した旨の技能検定員の書面による証明を付さなければならぬ。

（報告及び検査）

第六十九条の六 公安委員会は、この節の規定を施行するため必要な限度において、指定自動車教習所を設置し、若しくは管理する者に対し、当該指定自動車教習所の業務に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該指定自動車教習所に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

٦٣

- (適合命令等)

第九十九条の七 公安委員会は、指定自動車教習所が第九十九条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、当該指定自動車教習所を同項各号に掲げる基準に適合させるため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項に定めるもののほか、公安委員会は、この筋の規定を施行するため必要な限度において、指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、当該指定自動車教習所の業務に監督上必要な命令をすることができる。

第二百条を次のように改める。

(指定自動車教習所の指定の取消し等)

第二百条 公安委員会は、指定自動車教習所を管理する者が第九十九条の三第三項、第九十九条の四若しくは第九十九条の五第二項若しくは第三項の規定に違反したとき、指定自動車教習所が同条第五項の規定に違反して卒業証明書若しくは修了証明書を発行したとき、又は指定自動車教習所を設置し、若しくは管理する者が前条の規定による命令に違反したときは、当該指定自動車教習所に対し、その指定を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該指定自動車教習所が当該期間内における教習に基づき卒業証明書若しくは修了証明書を発行することを禁止することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による卒業証明書又は修了証明書の発行の禁止の処分を受けた指定自動車教習所が当該処分に違反して卒業証明書又は修了証明書を発行したときは、その指定を取り消し、又は六月を超えない範囲内で卒業証明書若しくは修了証明書を発行することを禁止する期間を延長することができる。

第二百条の二第一項第四号中「第一百八条の二第一項第九項第六号に規定する」を「第一百八条の二第一項第九項第六号に規定する」に改める。

号に掲げる」に改め、同条第五項中「第九十二条の

- 号に掲げる」に改め、同条第五項中「第九十二条の二第二項」を「第九十二条の二第二項」を「第九十二条の二第三項」に改める。

同条第三項中「前一項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の「一項」を加える。

2 前項の規定により免許証の更新を受けようとする者の誕生日が二月二十九日である場合における同項の規定の適用については、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

第一百一条の付記を削る。

第一百一条の二第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項後段及び同条の付記を削る。

第一百一条の三を次のように改める。

(更新を受けようとする者の義務)

第一百一条の三 免許証の更新を受けようとする者は、第八十条の二第一項第十号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、当該講習を受けなければならないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2 公安委員会は、第一百一条第一項又は前条第二項の適性検査の結果自動車等を運転することと支障がないと認めた者(前項のただし書の政令で定める者を除く。)が前項の講習を受けていないときは、第一百一条第三項又は前条第三項の規定にかかるらず、その者に対し、免許証の更新をしないことができる。

第一百二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項後段を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、公安委員会は、道路上における危険を防止し、その他交通安全の安全円滑を図るため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、免許を受けた者について、臨時に適性検査を行うことができる。

3 公安委員会は、前二項の規定により適性検査

- 3 公安委員会は、前二項の規定により適性検査を行おうとするときは、あらかじめ、適性検査を行いう期日、場所その他必要な事項を当該適性検査に係る者に通知しなければならない。

「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならぬ。

第五百二十二条の付記を削除。

第五百三十三条第八項中「規定する」を「掲げる」に改める。

第五百三十三条第一項、第二項若しくは第四項第二号の下に「、第一号の二」を加え、同条第一項中「十六やかに」を「速やかに」に改める。

第五百四十四条の二の次に次の二条を加える。

(免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等)

第五百四十四条の三 第五百三十三条第一項、第二項若しくは第四項又は前条第一項、第二項若しくは第四項による免許の取消し又は効力の停止は、総理府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止に係る者に対し当該取消し又は効力の停止の内容及び理由を記載した書面を交付するものとする。

2 公安委員会がその者の所在が不明であることを他の理由により前項の規定による書面の交付をすることができなかつた場合において、警察官が当該書面の交付を受けていない者の所を知つたときは、警察官は、総理府令で定めところにより、その者に対し、日時及び場所を指定して当該書面の交付を受けるために出頭べき旨を命ずることができる。

3 警察官は、前項の規定による命令をするときは、総理府令で定めるところにより、当該命令に係る者に対し、当該命令に係る取消し又は

力の停止に係る免許証の提出を求め、これを保管することができる。この場合において、警察官は、当該命令に係る者に対し、保管証を交付しなければならない。

4 警察官は、第二項の規定による命令をしたときは、総理府令で定めるところにより、速やかに、当該命令に係る者の氏名及び住所、当該命令に係る出頭すべき日及び場所その他必要な事項を当該命令に係る者の住所地を管轄する公安委員会（その者に対し第一項に規定する免許の取消し又は効力の停止をした公安委員会とその者の住所地を管轄する公安委員会が異なる場合にあつては、それぞれの公安委員会）に通知しなければならない。この場合において、警察官は、前項の規定により免許証を保管したときは、当該免許証に係る免許の効力の停止を管轄する公安委員会に送付しなければならない。

5 前項の規定による免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合において、第三項の規定により当該免許証を提出した者から返還の請求があつたときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。

6 第三項の保管証は、第九十五条の規定の適用について、免許証とみなす。

7 第三項の保管証の有効期間は、当該保管証を交付した時から、当該保管証の交付を受けた者が第二項の規定により指定された日時（その日時までにその者が同項の規定により指定された場所に出頭したときは、その出頭した時）までの間とする。

8 第三項の規定により保管証の交付を受けた者は、当該保管証の有効期間が満了したときは、直ちに当該保管証を警察官に返納しなければならない。

9 第三項の保管証の記載事項その他同項の保管証に関する必要な事項は、総理府令で定める。第百六条中「第一項前段」を「第一項」と改め、同条第四項中「国際運転免許証等」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「見えない」を「超えない」に改め、同条第四項中「国際運転免許証」を「国際運転免許証等」とし、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第六号までを三号ずつ繰り下げ、第三号

第三項に、「第一項の二第三項前段」を「第一項の二第三項」とし、「第一項の二第一項第六号に規定する」を「第一項の二第一項第九号に掲げることに改める。

「第七節 国際運転免許証及び国外運転免許証」を「第七節 国際運転免許証及び国外運転免許証並びに国外運転免許証」に改める。

10 第百四条の三の規定は、第一項の規定又は第八項において準用する第一百三条第四項の規定により自動車等の運転の禁止をした場合について準用する。この場合において、第一百四条の三中「免許証」とあるのは「国際運転免許証等」と、同条第五項中「免許の効力の停止の期間が満了した場合」とあるのは「自動車等の運転の禁止の期間が満了した場合又は当該禁止に係る者が本邦から出国する場合」と、同条第六項中「第九十五条」とあるのは「第一百七条の三前段の規定及び同条後段において準用する第九十五条第二項」と読み替えるものとする。

第六章第七節の次に次の一節を加える。
第八節 免許関係事務の委託
(免許関係事務の委託)
第一百七条の十一 公安委員会は、政令で定めるところにより、この章に規定する免許に関する事務（免許の拒否及び保留、免許の条件の付与及び変更、運転免許試験及び適性検査の結果の判定並びに免許の取消し及び効力の停止に係る事務その他の政令で定める事務を除く。次項において「免許関係事務」という。）の全部又は一部を総理府令で定める法人に委託することができるとする。

2 前項の規定により免許関係事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る免許関係事務に関する限り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則) 第二項については第一百七条の三第

め、同条第五項中「国際運転免許証」を「国際運転免許等」と改め、同条第六項中「すみやかに、国際運転免許証」を「国際運転免許証等」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「国際運転免許証」を「国際運転免許証等」に改め、同条第七項を「第七節 国際運転免許証及び国外運転免許証」に改め、同条第六項中「すみやかに、国際運転免許証等」に改め、同条第七項を「第七節 国際運転免許証及び国外運転免許証並びに国外運転免許証」に改める。

五 二輪免許を受けようとする者に対する自動車の運転に関する講習の次に次の三号を加える。

四 普通免許を受けようとする者に対する自動車の運転に関する講習

六 普通免許又は二輪免許を受けようとする者に対する応急救助処置（交通事故の現場においてその負傷者を救護するため必要な応急の処置をいう。）に関する講習

第七節の二第三項中「第五号」を「第八号」に、第一百八条の二第三項中「第五号」を「第八号」に、第一百八条の二第六中「第三項」の下に「第九十二条」とあるのは「第一百七条の三前段の規定及び同条後段において準用する第九十五条第二項」と読み替えるものとする。

第六章第七節の次に次の一節を加える。

第八節 免許関係事務の委託

第一百七条の十一 公安委員会は、政令で定めるところにより、この章に規定する免許に関する事務（免許の拒否及び保留、免許の条件の付与及び変更、運転免許試験及び適性検査の結果の判定並びに免許の取消し及び効力の停止に係る事務その他の政令で定める事務を除く。次項において「免許関係事務」という。）の全部又は一部を総理府令で定めるところによりを加え、「通運事業法の規定による通運事業者」を貨物運送取扱事業法の規定による第二種利用運送事業を経営する者に改める。

第二百八条の二十七中「公安委員会は」の下に「、総理府令で定めるところにより」を加え、「通運事業法の規定による通運事業者」を貨物運送取扱事業法の規定による第二種利用運送事業を経営する者に改める。

第二百九条の見出し及び同条第一項から第五項までの規定中「国際運転免許証」を「国際運転免許等」と改める。

第二百十二条第一項中「又は第一百一条第二項後段

(第一百一条の二第三項、第一百二条第三項又は第一百七条の四第三項において準用する場合を含む。)を削り、同条第七項中「第五项」を「第六项」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四项」を「第五项」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一百八条の二第一項第一号から第六号まで」を「第一百八条の二第一項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第九十九条の二第四項の規定による技能検定員資格者証の交付、同項第一号イの規定による

官報(号外)

審査、第九十九条の三第四項の規定による教習指導員資格者証の交付又は同項第一号イの規定による審査を受けようとする者は、それぞれ技能検定員資格者証交付手数料、技能検定員審査手数料、教習指導員資格者証交付手数料又は教習指導員審査手数料を当該都道府県に納めなければならない。

第一百七条の三第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第五十二条の二第十項の規定に違反して車輪止め装置を破損し、又は取り除いた者

第一百七条の三第三号中「第五十二条の二」を「第五十二条の三」に改め、「第四項」の下に「、第七十条の十一（免許関係事務の委託）第二項」を加える。

二の二 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして車両を運転した者

二の三 第五十八条の五（過積載車両の運転の要求等の禁止）第二項の規定による警察署長の命令に従わなかつた者

二の四 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反して、第一号の二に規定する積載をして自動車を運転することを命じ、又は容認した者

二の五 第五十九条第一項第三号の二（運転した者の下に「前条第一項第二号に該当する者を除く。」）を加え、同号の次に次の二号を加える。

二の六 第五十九条第一項第三号の二（運転した者の下に「前条第一項第二号に該当する者を除く。」）を加え、同号の次に次の二号を加える。

二の七 第五十九条第一項第三号の二（過積載車両に係る措置命令）第一項又は第二項の規定による警察

官の命令に従わなかつた者

第一百十九条第一項第十二号中「第七十六条（禁止行為）第三項又は第七十七条（道路の使用の許可）第一項」を削り、「違反した者」の下に「（前条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第十二号の二中「第一項」の下に「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第十二号の四に該当する者を除く。」を加える。

二の五 第七十六条（禁止行為）第三項又は第七十七条（道路の使用の許可）第一項の規定に違反した者

第一百九条第一項第十五号中「又は第一百一条（免許証の更新及び定期検査）第二項後段（第一百一条の二（免許証の更新の特例）第三項、第二百二条（臨時適性検査）第三項又は第一百七条の四（臨時適性検査）第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「又は変更した条件」を「若しくは変更した条件に違反し、又は第一百七条の四（臨時適性検査）第三項の規定による公安委員会の命令」に改める。

二の六 第一百十九条第一項第三号の二（運転した者の下に「前条第一項第二号に該当する者を除く。」）を改め、同項第十五号中「国際運輸免許証」を「国際運輸免許証等」に改める。

二の七 第一百十九条第一項第三号の二（運転した者の下に「前条第一項第二号に該当する者を除く。」）を改め、同項第十一号中「国際運輸免許証」を「国際運輸免許証等」に改める。

二の八 第一百十九条第一項第三号の二（運転した者の下に「前条第一項第二号に該当する者を除く。」）を改め、同項第十一号中「国際運輸免許証」を「国際運輸免許証等」に改める。

別表中

大型自動車、大型特殊自動車、トロリーバス及び路面電車（以下「大型自動車等」という。）	三万五千円
普通自動車及び自動二輪車（以下「普通自動車等」という。）	二万五千円
普通自動車及び原動機付自転車（以下「小型特殊自動車及び原動機付自転車」といいう。）	二万円
普通自動車及び自動二輪車（以下「普通自動車等」という。）	一万円

大型自動車、大型特殊自動車、トロリーバス及び路面電車（以下「大型自動車等」という。）	三万円
普通自動車及び自動二輪車（以下「普通自動車等」という。）	四万円
普通自動車及び原動機付自転車（以下「小型特殊自動車及び原動機付自転車」といいう。）	三万円
普通自動車及び自動二輪車（以下「普通自動車等」という。）	二万円
普通自動車及び原動機付自転車（以下「小型特殊自動車及び原動機付自転車」といいう。）	一万円

十一条の三第三項」を「第七十一条の四第三項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（免許等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に普通免許又は二輪免許に係る運転免許試験に合格している者については、改正後の道路交通法第二百二十二条の二第一項の表の備考一の2中「継続して免許（仮免許を除く。）」を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関してこの法律及びこの法律に基づく処分の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの」とあるのを除く。」を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関してこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に交付されている免許証及びこの法律の施行の日（以下「施行日」）

という。以後に更新された免許証であつて当該更新に係る道路交通法第二百二十二条第一項に規定する更新期間の初日が施行日前であるものの有効期間については、なお従前の例による。

2 施行日から二年間は、新法第九十二条の二第一項の表の備考一の2中「継続して免許（仮免許を除く。）」を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関してこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの」とあるのを除く。」を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関してこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に交付されている免許証及びこの法律の施行の日（以下「施行日」）

基づく処分の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの」とする。

第四条 この法律の施行の際現に改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)第一百一条第二項後段(旧法第一百一条の二第三項後段、第一百二条第三項及び第一百七条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定により付されている条件は、新法第九十一条の規定により付された条件又は新法第一百七条の四第三項の規定によりされた命令とみなす。

(指定自動車教習所等に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第九十九条

の規定による指定を受けている指定自動車教習所は、新法第九十九条第一項の規定による指定を受けた指定自動車教習所とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に前条の規定により新法第九十九条第一項の規定による指定を受けた指定自動車教習所とみなされる自動車教習所(以下「旧法指定自動車教習所」という。)において旧法第九十九条第二項の規定による選任をされている技能検定員は、当該旧法指定自動車教習所において新法第九十九条の二第一項

の規定により新法第九十九条の三第一項の規定による選任を受けた教習指導員とみなさ

れる者(以下この条において「みなし教習指導員」という。)については、その者が同条第四項の規定により教習指導員資格者証の交付を受けるまでの間は、同条第一項の規定は、適用しない。

第八条 旧法指定自動車教習所を管理する者は、前項に規定する期間が経過するまでの間は、みなし教習指導員のうちこの法律の施行の際現に旧法第九十九条第一項第三号の技能指導員でなかつた者に自動車の運転に関する技能の教習を行わせてはならない。

第九条 旧法第九十九条第五項に規定する自動車の運転に関する技能及び知識の教習を終了した者は、新法第九十九条の五第一項に規定する自

動車の運転に関する技能及び知識の教習を終了した者とみなす。

第十一条 附則第五条から前条までに規定するもののはか、旧法第九十九条又はこれに基づく命令

の規定によりした処分、手続その他の行為は、合せせるため又は当該指定自動車教習所にこれらの職員を置くためとする。

3 旧法技能検定員に関する規定する期間が経過するまでの間は、旧法第九十九条第八項及び第九項の規定は、なおその効力を有する。

第七条 この法律の施行の際現に旧法指定自動車教習所において旧法第九十九条第一項第三号の規定による選任をされている技能指導員又は学科指導員は、当該旧法指定自動車教習所において新法第九十九条の三第一項に規定する教習指導員の業務に従事する場合には、同項の規定による選任をされた教習指導員とみなす。

第八条 旧法指定自動車教習所に関する新法第九十九条の六第一項の規定の適用については、同項中「この節の規定」とあるのは、「この節の規定並びに同法附則第六条第三項及び第七条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の第九十九条第八項の規定」とする。

第九条 旧法指定自動車教習所に関する新法第九十九条第七項の規定の適用については、同項中「指定自動車教習所が第九十九条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき」とあるのは、「指定自動車教習所が第九十九条第一号、第四号若しくは第五号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき」とする。

第十条 旧法第九十九条第五項の技能検定は、新法第九十九条の五第一項の技能検定とみなす。

第十一條 附則第五条から前条までに規定するもののはか、旧法第九十九条又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、

号) 附則第七条第二項のみなし教習指導員」と、同条第九項中「技能指導員若しくは学科指導員」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律附則第七条」と読み替えるものとする。

3 旧法指定自動車教習所に関する新法第一百条第一項の規定の適用については、同項中「第九十条の三第三項」とあるのは「第九十九条の三第三項若しくは道路交通法の一部を改正する法律(平成五年法律第二号)附則第七条第三項の規定並びに同法附則第六条第三項及び第七条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の第九十九条第八項の規定」とする。

4 旧法指定自動車教習所に関する新法第一百条第三項」と、「前条の規定による命令」とあるのは「前条の規定による命令若しくは同法附則第六条第三項若しくは第七条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の第九十九条第八項の規定」とする。

第五条 旧法指定自動車教習所に関する新法第一百条第五項に規定する自動車の運転に関する技能及び知識の教習を終了した者は、新法第九十九条の五第一項に規定する自動車の運転に関する技能及び知識の教習を終了した者とみなす。

第六条 旧法指定自動車教習所に関する新法第一百条第六項に規定する職員(道路交通法の一部を改正する法律附則第六条第二項第一項第一号、第四号若しくは第五号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき又は指定自動車教習所に同項第二号に規定する職員(道路交通法の一部を改正する法律附則第六条第二項第一項第三号に規定する職員(同法附則第七条第一項のみなし教習指導員を含む。)若しくは第九十九条第一号、第四号若しくは第五号に掲げる基準に適合しなかつたと認めるとき)と、当該指定自動車教習所を同項各号に掲げる基準に適合させるため又は当該指定自動車教習所にこれ

の規定による選任をされた技能検定員とみなさる者(次項において「旧法技能検定員」といふ。)については、その者が同条第四項の規定による選任をされた技能検定員とみなす。

第七条 旧法第九十九条第五項の技能検定は、新法第九十九条の五第一項の技能検定とみなす。

第八条 旧法第九十九条第六項の規定により発行された卒業証明書又は修了証明書は、新法第九十九条の五第五項の規定により発行された卒業証明書又は修了証明書とみなす。

第九条 旧法第九十九条第五項に規定する自動車の運転に関する技能及び知識の教習を終了した者は、新法第九十九条の五第一項に規定する自動車の運転に関する技能及び知識の教習を終了した者とみなす。

第十条 附則第五条から前条までに規定するもののはか、旧法第九十九条又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、

新法中相当する規定がある場合には、新法の相

當規定によりしたものとみなす。

官報(号外)

(罰則等に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行前にした行為については、新法第百一十五条规定及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第十三条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「第一百八条第一項第一二号」の下に「第二号の二」を加える。
(地価税法の一部改正)

第十四条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
(指定自動車教習所の指定)に改める。

審査報告書

協同組織金融機関の優先出資に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成五年四月二十七日

大蔵委員長 野末 陳平
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、金融の自由化が進展する中で、
協同組織金融機関の経営の健全性を確保するた

めに、協同組織金融機関の全国組織について、組合員からの出資を補完するものとして優先出

資制度を設け、不特定多数の者から出資を受け入れることを可能とすることにより協同組織金融機関の自己資本の充実を図らうとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、協同組織金融機関について、自己資本の充実に資するため、普通出資を補完するものとして優先出資を発行できる制度を設けるとともに、優先出資者の権利の保護について定めることにより、協同組織金融機関の経営の健全性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「協同組織金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 農林中央金庫

二 商工組合中央金庫

三 全国を地区とする中小企業等協同組合法

四 全国を地区とする信用金庫連合会

五 全国を地区とする労働金庫連合会

六 この法律において「普通出資者総会」とは、根拠法に基づいて招集される協同組織金融機関の総会又は総代会をいう。

七 この法律において「理事」とは、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の理事長(農林中央金庫法第十条第二項(副理事長)又は商工組合中央金庫法第二十五条第二項若しくは第三項(副理事長及び理事)の規定によりその職務を代理し、又はその職務を行う副理事長又は理事を含む。)並びに連合会の理事をいう。

八 この法律において「根拠法」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

九 この法律において「連合会」とは、前項第三号から第五号までに掲げる者をいう。

十 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

十一 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

十二 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

十三 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

十四 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

十五 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

十六 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

十七 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

十八 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

十九 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

二十 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

二十一 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

二十二 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

二十三 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

二十四 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

二十五 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

二十六 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

二十七 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

二十八 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

二十九 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

三十 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

三十一 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

三十二 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

三十三 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

三十四 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

三十五 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

三十六 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

三十七 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

三十八 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

三十九 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

四十 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

四十一 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

四十二 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

四十三 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

六 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十号)

4 この法律において「普通出資者」とは、農林中央金庫法第五条第一項(出資者)及び商工組合中央金庫法第七条第一項(出資者)に規定する出資者並びに連合会の会員をいう。

5 この法律において「普通出資」とは、普通出資者が根拠法に基づいて払込みを行った出資をいいう。

6 この法律において「普通出資者総会」とは、根拠法に基づいて招集される協同組織金融機関の総会又は総代会をいう。

7 この法律において「理事」とは、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の理事長(農林中央金庫法第十条第二項(副理事長)又は商工組合中央金庫法第二十五条第二項若しくは第三項(副理事長及び理事)の規定によりその職務を代理し、又はその職務を行ふ副理事長又は理事を含む。)並びに連合会の理事をいう。

8 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

9 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

10 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

11 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

12 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

13 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

14 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

15 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

16 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

17 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

18 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

19 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

20 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

21 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

22 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

23 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

24 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

25 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

26 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

27 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

28 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

29 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

30 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

31 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

32 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

官報(号外)

口数、発行価額、払込期日及び募集の方法を公告し、又は普通出資者及び優先出資者に通知しなければならない。

(優先出資の申込み)

第九条 優先出資の申込みをしようとする者は、優先出資申込証に引き受けようとする優先出資の口数及び引受価額並びに住所を記載し、これに署名し又は記名押印しなければならない。

2 理事は、次に掲げる事項を記載した優先出資申込証を作成しなければならない。

- 1 協同組織金融機関の名称
- 2 普通出資の一口の金額及び総口数
- 3 第四条第一項から第三項までの規定により定款で定めた優先出資の総口数の最高限度
- 4 発行済優先出資の種類及び種類ごとの口数
- 5 資本の額
- 6 発行しようとする優先出資の額面金額、内容及び口数
- 7 発行しようとする優先出資の発行価額及び払込期日
- 8 前号の発行価額のうち資本に組み入れない額
- 9 第十五条の規定により優先出資の消却が行われることがある旨
- 10 払込みを取り扱う金融機関
- 11 名義書換代理人又は登録機関を置いた場合は、その名称及び住所並びに営業所
- 3 理事は、優先出資申込証の交付に際して、前項第十号に掲げる金融機関の払込みの取扱いの場所を記載した書面を交付しなければならない。ただし、優先出資申込証にこれを記載したときは、この限りでない。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第九十三条たゞし書(心裡留保の無効)の規定は、優先出資の申込みには、適用しない。

(優先出資の割当て)

第十条 優先出資の申込みをした者は、理事の割り当てた優先出資の口数について優先出資の引受人となる。

2 商法第二百一条(仮設人又は他人名義で株式を引き受けた者の責任)の規定は、優先出資の引受人について準用する。

(優先出資の払込み)

第十一條 優先出資の引受人は、払込期日に、第九条第三項の書面又は優先出資申込証に記載された払込みの取扱いの場所において、それぞれの優先出資の発行価額の全額の払込みを行わなければならない。

2 優先出資の引受人は、払込みについて相殺をもつて協同組織金融機関に対抗することができない。

3 第九条第三項の規定及び第一項の規定は、優先出資引受権証書によって申し込む場合について準用する。

(優先出資者となる時期)

第十二条 払込みを行った優先出資の引受人は、払込期日の翌日から優先出資者となる。

2 優先出資の引受人が払込期日までに払込みを行わないときは、その権利を失う。

3 前項の規定は、優先出資の引受人に対する損害賠償の請求を妨げない。

(優先出資の共有)

第十三条 共同して優先出資を受けた者は、連帯して払込みを行わなければならない。

2 商法第二百三条第一項及び第三項(株式の共同の場合の権利行使者等)の規定は、優先出資の共有について準用する。

(優先出資の発行についての商法の準用)

第十四条 商法第一百七十八条(払込取扱機関の変更)、第二百八十九条(払込取扱機関の証明)、第二百九十条(権利株の譲渡)、第二百八十九条ノ十(株式発行の差止め)、第二百八十九条ノ十一(不公正な価額で株式を引き受けた者の責任)、第二百八十九条ノ十二(新株引受けの無効又は取消しの制限)、第二百八十九条ノ十三(取締役の引受担保責任)及び第二百八十九条ノ十五から第二百八十九条ノ十八まで(新株発行無効の訴え)の規定は、優先出資の発行について準用する。この場合において、同法第二百八十九条中「前条第一項ノ払込ヲ取扱フ銀行若ハ信託会社」とあるのは「金融機関」と、「発起人又ハ取締役」とあるのは「金融機関」と、「主務大臣ノ認可」と、同法第二百八十九条中「銀行又ハ信託会社」とあるのは「金融機関」と、「発起人又ハ取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百八十九条ノ十中「株主」とあるのは「普通出資者又ハ優先出資者」と、同法第二百八十九条ノ十一第一項中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百八十九条ノ三とあるのは「普通出資者又ハ優先出資者」とあるのは「理事」と、同法第二百八十九条ノ十三中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百八十九条ノ十五第二項中「株主、取締役」とあるのは「普通出資者、優先出資者、理事」と、同法第二百八十九条ノ十七第二項中「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券」と、

「優先出資者名簿」と読み替えるものとする。

(優先出資の消却)

第十五条 協同組織金融機関は、次に掲げる場合には、普通出資者総会の議決を経て、資本の額を変更することなく、優先出資の消却を行うことができる。

1 第十九条第一項の剩余金の配当の限度額からその事業年度の優先的配当の額を控除して得た額の全部又は一部をもつて消却を行う場合

2 協同組織金融機関は、優先出資の消却を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 額面金額を超える額を払戻しの対価として第一項第二号の優先出資の消却を行いう場合には、消却後の普通出資の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本の額を超えてはならない。

4 第一項の議決は、協同組織金融機関の定款の変更の議決の例による。

5 商法第二百五十五条第一項及び第二項(株式併合の手続)の規定は、優先出資の消却について準用する。この場合において、同条第一項中の「旨並ニ前条第二項ノ規定ニ依ル定アルトキハ其ノ内容ヲ」とあるのは「旨ヲ」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資証券」と、「株券及端株券」とあるのは「優先出資者名簿」と読み替えるものとする。

(優先出資の分割)

第十六条 協同組織金融機関は、普通出資者総会の議決を経て、優先出資の分割を行うことができる。

2 協同組織金融機関は、優先出資の分割を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 普通出資の総額と優先出資の額面金額に分割後の一発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本の額を超えてはならない。

4 第一項の議決は、協同組織金融機関の定款の変更の議決の例による。

5 商法第二百十九条第一項から第三項まで(株式分割により株券の提出を必要としない場合における分割期日等)の規定は優先出資の分割により優先出資証券の提出を必要としない場合について、同法第二百五十五条第一項及び第二項並びに第二百六条(株式併合の手続)の規定は優

先出資の分割により優先出資証券の提出を必要とする場合について、同法第二百七条第一項

第十七条 優先出資者は、優先出資について、普通出資者総会における議決権その他の根拠法による普通出資者の権利を有しない。

(優先出資者の責任)

第十八条 優先出資者の責任は、その有する優先出資の引受け額を限度とする。

(優先出資者に対する剩余金の配当)

本文 第二項及び第三項(一株に満たない端数の処置)の規定は優先出資の分割により一口に満たない端数を生じる場合についてそれぞれ準用する。この場合において、同法第二百十九条第一項中「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「優先出資法第二十五条ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「優先出資法第十六条第一項」と、同条第三項中「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「額面無額面ノ別、種類及

数」とあるのは「種類及口数」と、同法第二百十一条第一項中「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券」と、「旨並ニ前条第二項ノ規定ニ依る」とあるのは「旨ヲ」と、同法第二百六条第一項中「旧株券又ハ旧端株券」とあるのは「旧優先出資証券」と、「新株券又ハ新端株券」とあるのは「新優先出資証券」と、同法第二百七条第一項本文中「一株」とあるのは「優先出資一口」と、同条第三項中「株券又ハ端株券」とあるのは「優先出資証券」と読み替えるものとする。

第三章 優先出資者の権利等
(普通出資者総会における議決権等)

第五条第一項及びこの条の規定の適用については、その加算して得た額の剩余金の配当を翌事業年度の優先的配当とする。この場合においては、第四条第一項第二号及び第三号の率の計算については、その加算した額は、剩余金の配当に含まれるものとする。

5 協同組織金融機関は、優先出資者に対する剩余金の配当の額を優先的配当の額を下回る額とする。

6 優先出資者に対する剩余金の配当額が第一項の剩余金の配当の限度額に等しいときは、第六章に定めるところにより、優先出資者総会を招集し、その承認を受けなければならない。ただし、優先出資者に対する剩余金の配当の合計額が第一項の剩余金の配当の限度額に等しいときは、この限りでない。

7 前項本文の場合においては、理事は、優先出資者総会において、同項本文の剩余金の処分を行いう理由を開示しなければならない。

(優先出資者に対する残余財産の分配)

第十二条 優先出資者に対する残余財産の分配は、優先出資の額面金額(解散の日の直前の事業年度において、前条第三項の規定により翌事業年度の優先的配当の額に加算されるべき額があるときは、額面金額とその加算されるべき額との合計額)について、普通出資者に対する残余財産の分配に先立つて行うものとする。

8 協同組織金融機関は、定期で定めるところに

内配当を行った後でなければ、行ってはならない。

9 前項の報告があった場合において、優先出資者は、発行済優先出資の総口数の十分の一以上を有する優先出資者の同意を得て、協同組織金融機関の業務の運営又は財産の管理が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不當である旨を主務大臣に対して申し出ることができる。

10 主務大臣は、前項の申出があった場合において、その申出に理由があると認めるときは、根拠法に基づき必要な措置を探るものとする。

11 協同組織金融機関は、定期で定めるところにより、優先出資者に優先的配当のほかに、剩余金の配当を行なうことができる。

12 第五項又は前項の剩余金の配当は、優先出資の種類ごとにその口数に応じてしなければならない。

13 協同組織金融機関は、定期で定めるところにより、優先出資者に優先的配当のほかに、剩余金の配当を行なうことができる。

14 第五項本文の場合における議案の要領は、優先出資者総会の招集通知に記載しなければならない。

15 第二十二条 優先出資者に対する残余財産の分配は、優先出資の額面金額(解散の日の直前の事業年度において、前条第三項の規定により翌事業年度の優先的配当の額に加算されるべき額があるときは、額面金額とその加算されるべき額との合計額)について、普通出資者に対する残余財産の分配に先立つて行うものとする。

六章に定めるところにより優先出資者総会を招集し、その業務及び財産の状況を報告しなければならない。

16 前項の報告があつた場合において、優先出資者は、発行済優先出資の総口数の十分の一以上を有する優先出資者の同意を得て、協同組織金融機関の業務の運営又は財産の管理が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不當である旨を主務大臣に対して申し出ることができる。

17 主務大臣は、前項の申出があった場合において、その申出に理由があると認めるときは、根拠法に基づき必要な措置を探るものとする。

18 協同組織金融機関は、定期で定めるところにより、優先出資者に優先的配当のほかに、剩余金の配当を行なうことができる。

19 第五項又は前項の剩余金の配当は、優先出資の種類ごとにその口数に応じてしなければならない。

20 第五項本文の場合における議案の要領は、優先出資者総会の招集通知に記載しなければならない。

21 第二十二条 優先出資者に対する残余財産の分配は、優先出資の額面金額(解散の日の直前の事業年度において、前条第三項の規定により翌事業年度の優先的配当の額に加算されるべき額があるときは、額面金額とその加算されるべき額との合計額)について、普通出資者に対する残余財産の分配に先立つて行うものとする。

22 協同組織金融機関は、定期で定めるところにより、優先出資者に前項の規定による残余財産の分配のほかに、優先出資の種類ごとにその口数に応じて、残余財産の分配を行なうことができる。

23 普通出資者に対する剩余金の配当は、根拠法の規定にかかわらず、優先出資者に対する優先

(優先出資者のその他の権利)

第二十一条 優先出資者は、いつでも、優先出資を発行した協同組織金融機関の理事に対し、定期、普通出資者の名簿、貸借対照表その他の事務所に備え置かれた政令で定める書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

2 次の各号に掲げる規定は、連合会の優先出資者の当該各号に定める訴え又は請求について準用する。

一 商法第一百四条第一項及び第三項、第一百五条、第一百六条並びに第百八条から第百十一条まで(会社の合併無効の訴え)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五条ノ八(債務の負担部分の決定) 合併の無効の訴え

二 商法第二百五十二条(株主総会の決議の不存続又は無効確認の訴え) 普通出資者総会の決議の不存続又は無効確認の訴え

三 商法第二百六十七条规定から第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する訴え) 同法第二百八十条第一項(監査役への準用)において準用する場合を含む。) 理事及び監事の責任を追及する訴え

四 商法第二百七十二条(株主の差止請求権) 理事の行為に對する差止請求

五 商法第三百八十一条(株式会社の資本減少の無効の訴え) 資本減少の無効の訴え

第六章 優先出資の譲渡等

(優先出資の譲渡)

第二十二条 優先出資は、譲渡することができる。

2 協同組織金融機関は、優先出資の譲渡を制限してはならない。

3 優先出資証券の発行前にした優先出資の譲渡は、協同組織金融機関に対して効力を生じない。

4 優先出資を譲渡するには、優先出資証券を交付しなければならない。

5 優先出資証券を占有している者は、適法に所持している者と推定する。

(優先出資の移転の対抗要件)

第二十三条 優先出資の譲渡その他の移転は、取扱者の名簿及び住所を優先出資者名簿に記載しづなければ、協同組織金融機関に対抗することができない。

2 協同組織金融機関は、定款をもつて名義書換代理人を置く旨を定めることができる。この場合において、名義書換代理人が取得者の名称及び住所を優先出資者名簿の複本に記載したときは、前項の名義書換えがあったものとみなす。

3 協同組織金融機関は、優先出資証券を登録するため、定款をもつて登録機関を置く旨を定めることができる。

(優先出資者名簿の記載事項)

第二十四条 協同組織金融機関は、優先出資者名簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 優先出資者の名稱及び住所

二 優先出資者の有する優先出資の種類及び口数

三 優先出資者の有する優先出資につき優先出資証券を発行したときは、その優先出資証券の番号

四 優先出資の取得の年月日

(優先出資者名簿についての商法の準用)

第二十五条 商法第二百二十四条から第二百一十四条ノ三まで(株主名簿)並びに第二百六十三条第一項及び第二項(株主名簿の公示)の規定は、優先出資者名簿について準用する。この場合に

おいて、同法第二百二十四条第三項中「株式申込人、株式引受人」とあるのは「優先出資ノ申込者、引受人」として準用する。

十三条第一項中「取締役」とあるのは「理事」と、
「定款ヲ本店及支店ニ、株主名簿、端株原簿及
社債原簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「株
主名簿若ハ社債原簿若ハ其ノ複本又ハ端株原
簿」とあるのは「優先出資者名簿若ハ其ノ複本」
と、同条第二項中「株主」とあるのは「普通出資
者及優先出資者」と読み替えるものとする。

(優先出資に対する質権の設定)

第二十六条 優先出資を質権の目的とするには、優先出資証券を交付しなければならない。

2 商法第二百七条第一項(株式の質入れの対抗要件)、第二百八条(質権の効力)及び第二百九条(株式の登録質押)の規定は、優先出資を質権の目的とする場合について準用する。この場合において、同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又ハ買取」とあるのは「消却又ハ分割」と、同法第二百九条第一項中「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「利益若ハ利息ノ配當」とあるのは「剩余金ノ配當」と、同条第三項中「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券」と読み替えるものとする。

3 協同組織金融機関が、株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式を有する場合又は有限会社の資本の百分の五十を超える株式口数を有する場合には、その株式会社又は

有限会社(以下「子会社」という。)は、次に掲げる場合を除くほか、当該協同組織金融機関の優先出資を取得する場合には、その株式会社又は

二号の場合には相当の時期に優先出資又は質権の処分をしなければならない。

2 協同組織金融機関が、株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式を有する場合又は有限会社の資本の百分の五十を超える株式口数を有する場合には、その株式会社又は

二号の場合には相当の時期に優先出資又は質権の処分をしなければならない。

1 合併又は他の会社の営業の全部の譲受けによるとき。

2 子会社は、前項各号の場合には、相当の時期に、同項の協同組織金融機関の優先出資を処分しなければならない。株式会社又は有限会社が

子会社となつたことを知った際に、当該協同組織金融機関の優先出資を有するときも、同様と

する。

5 商法第二百十一ノ二第三項(会社の孫会社の取扱い)の規定は、前二項、第三十二条第三項及び第五十四条第一項の子会社について準用

合を除くほか、自己の優先出資を取得し、又は

質権の目的として発行済優先出資の総口数の二十分の一を超える口数の自己の優先出資を受けることはできない。

2 協同組織金融機関の権利の実行に当たりその目的を達するために必要なときその他政令で定めるやむを得ない事情があるとき。

2 協同組織金融機関は、前項第一号の場合には遅滞なく優先出資の失効の手続を採り、同項第二号の場合には相当の時期に優先出資又は質権の処分をしなければならない。

1 優先出資の消却のためにするとき。

2 協同組織金融機関は、前項第一号の場合には遅滞なく優先出資の失効の手続を採り、同項第二号の場合には相当の時期に優先出資又は質権の処分をしなければならない。

1 優先出資の消却のためにするとき。

2 協同組織金融機関は、前項各号の場合には、相当の時期に、同項の協同組織金融機関の優先出資を処分しなければならない。株式会社又は有限会社が

子会社となつたことを知った際に、当該協同組織金融機関の優先出資を有するときも、同様と

する。

5 商法第二百十一ノ二第三項(会社の孫会社の取扱い)の規定は、前二項、第三十二条第三項及び第五十四条第一項の子会社について準用

平成五年四月二十八日 参議院会議録第十四号 協同組織金融機関の優先出資に関する法律案

三六

する。この場合において、同法第二百十一条ノ一第三項中「親会社」とあるのは、「協同組織金融機関」と読み替えるものとする。

第五章 優先出資証券 (優先出資証券の発行)

第二十八条 協同組織金融機関は、優先出資の払込期日後、遅滞なく、優先出資証券を発行しなければならない。

第二十九条 優先出資証券は、優先出資の払込期日後でなければ、発行してはならない。

第三十条 前項の規定に違反して発行した優先出資証券は、無効とする。ただし、優先出資証券を発行した者に対する損害賠償の請求を妨げない。

(優先出資証券の記載事項)
第三十一条 優先出資証券には、次に掲げる事項並びにその番号、発行の年月日、優先出資の口数及び優先出資者の名称を記載し、理事が署名し又は記名押印しなければならない。

一 協同組織金融機関の名称
二 協同組織金融機関成立の年月日
三 優先出資の額面金額
四 優先出資の内容

(優先出資証券についての商法の準用)

第三十二条 商法第二百一十六条ノ一(株券の不發行及び寄託)、第二百一十九条(株券の即時取得)及び第二百三十条(除権判決による再発行)の規定は、優先出資証券について準用する。この場合において、同法第二百一十六条ノ二第二項中「株主名簿」とあるのは、「優先出資者名簿」と読み替えるものとする。

第六章 優先出資者総会 (優先出資者総会の招集事由)

第三十三条 協同組織金融機関は、第五条第三項並びに第十九条第五項及び第八項に定める場合のほか、次に掲げる行為で全部又は一部の種類の優先出資者に損害を及ぼすものを行おうとする場合には、当該優先出資者による優先出資者総会を招集し、その承認を受けなければならない。

一 優先出資者に損害を及ぼすものを行おうとする場合には、当該優先出資者による優先出資者総会を招集し、その承認を受けなければならない。

二 優先出資引受権の付与、優先出資の分割若しくは優先出資の消却又は連合会の合併による出資の割当てについて、優先出資の種類」ととに異なる取扱いを行うこと。

三 前号の取扱いについて定款で定めるときは、その取扱いについての定款の変更

(優先出資者総会における議決権)
第三十四条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

(優先出資者総会の招集)
第三十五条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

二 優先出資者総会の招集事由があるにもかわらず、優先出資者総会が招集されないとときは、六ヶ月前から引き続き当該発行済優先出資の総口数の百分の三以上の優先出資を有する者は、会議の目的たる事項を記載した書面を理事に提出して、優先出資者総会の招集を請求することができる。

三 前項の請求があった後遅滞なく優先出資者総会の招集の手続が行われないときは、その請求をした優先出資者は、主務大臣の認可を受けて、その招集を行うことができる。その請求があつた日から六週間内の日を会日とする優先出資者総会の招集の通知が発せられないときは、同様とする。

(優先出資者総会についての商法の準用)
第三十六条 理事がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は優先出資に関する定款の規定に違反したときは、その理事は、協同組織金融機関に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

二 優先出資者総会についての商法の準用)
第三十七条 理事がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は優先出資に関する定款の規定に違反したときは、その理事は、協同組織金融機

(優先出資者総会の決議方法)

第三十八条 優先出資者総会の決議は、発行済優先出資の総口数の過半数の優先出資を有する者が出席し、その議決権の三分の二以上の多数により行う。

二 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

(優先出資者総会に於ける議決権)
第三十九条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

(優先出資者総会の招集)
第四十条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

(優先出資者総会における議決権)
第四十一条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

(優先出資者総会の招集)
第四十二条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

(優先出資者総会における議決権)
第四十三条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

(優先出資者総会の招集)
第四十四条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

(優先出資者総会における議決権)
第四十五条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

(優先出資者総会の招集)
第四十六条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

(優先出資者総会における議決権)
第四十七条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

(優先出資者総会の招集)
第四十八条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

(優先出資者総会における議決権)
第四十九条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

(優先出資者総会の招集)
第五十条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

(優先出資者総会における議決権)
第五十一条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

(優先出資者総会の招集)
第五十二条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

(優先出資者総会における議決権)
第五十三条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

(優先出資者総会の招集)
第五十四条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

(優先出資者総会における議決権)
第五十五条 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

(優先出資者総会の招集)
第五十六条 理事がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は優先出資に関する定款の規定に違反したときは、その理事は、協同組織金融機関に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

二 商法第一百六十六条规定の第二項及び第三項(取締役の責任)の規定は連合会の前項の理事の責任について、同条第五項の規定は協同組織金融機

(外) 報 告

関の前項の理事の責任についてそれぞれ準用する。この場合において、同項中「総株主」とあるのは、「総普通出資者及総優先出資者」と読み替えるものとする。

(資本及び資本準備金)

第三十七条 優先出資を発行する協同組織金融機関の資本は、第十五条第一項、次項、第四項ただし書及び第三十九条第二項に規定する場合を除くほか、その普通出資の総額及び優先出資について払い込まれた発行価額の総額の合計額とする。

2 優先出資の発行価額のうち額面金額を超える額は、発行価額の二分の一の範囲内において、資本に組み入れることができる。

3 優先出資の発行価額のうち資本に組み入れない額は、資本準備金として積み立てなければならぬ。

4 資本準備金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、使用してはならない。ただし、主務大臣の認可を受けて、その全部又は一部を資本に組み入れる場合は、この限りでない。

5 法定準備金をもって損失のてん補に充ててもなお不足する場合は、資本準備金をもつてこれに充てることはできない。

(協同組織金融機関の資本の額等)

第三十八条 優先出資は、根拠法にいう出資ではない。

2 前項の規定にかかわらず、優先出資を発行している協同組織金融機関の規定については、この法律による資本の額をもつて、当該協同組織金融機関の当該各号に定めるものとする。

一 農林中央金庫法第四条(資本金の最低限度等)、第十七条第一項(債券の発行限度)及び第二十三条第二項(準備金の積立限度)、資本金、払込資本金及び資本金の額

二 商工組合中央金庫法第三十一条(債券の発行限度)、払込資本金

三 協同組合による金融事業に関する法律第二条(出資の金額)、出資の総額、出資の額及び出資金

四 信用金庫法第五条(出資の総額の最低限度)、第五十四条の二第一項(債券の発行限度)及び第五十六条第一項(法定準備金)、出資の総額

五 労働金庫法第七条(出資の総額の最低限度)及び第六十条第一項(法定準備金)、出資の総額

(優先出資に係る資本減少)

第三十九条 優先出資を発行している協同組織金融機関(商工組合中央金庫を除く)が、根拠法の規定に基づき普通出資一口の金額の減少の議決をしたときは、優先出資の額面金額も、同額に減少する。

2 前項の場合には、資本の額は、従前の資本の額から普通出資の総額の減少額と優先出資の額面金額の減少額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額を控除して得た額に減少する。

3 優先出資を発行している協同組織金融機関は、前二項に定める場合のほか、資本の減少を行なうことはできない。

(優先出資に係る登記)

三項において同じ。)に口数を乗じて得た額の合計額

2 商工組合中央金庫は、第十五条第一項の優先出資の消却を行おうとする場合には、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が百分の六を超えないよう、消却する優先出資の内容、口数及び払い戻される額を定めなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

(商工組合中央金庫の発行する優先出資についての特例)

第四十一条 商工組合中央金庫は、第五条第一項の発行事項(第六条第二項の優先出資引受権に関する事項を含む。)を定めようとする場合には、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が百分の六を超えないよう、その発行しようとする優先出資(優先出資引受権の目的たる優先出資を含む。以下この項において同じ。)の内容、口数及び発行価額を定めなければならない。

1 消却後の発行済優先出資の種類ごとに、優先的配当の額に口数を乗じて得た額の合計額

2 発行済優先出資について払い込まれた発行価額の総額から当該消却によって払い戻される額を控除して得た額

3 商工組合中央金庫は、第十六条第一項の優先出資の分割を行おうとする場合には、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が百分の六を超えないよう、分割する優先出資の内容及び口数を定めなければならない。

1 分割後の発行済優先出資の種類ごとに、優先的配当の額に口数を乗じて得た額の合計額

2 発行済優先出資及びその発行しようとする優先出資の種類ごとに、優先的配当の額(第十九条第三項の規定により加算されるべき額があるときはその額を控除して得た額とし、優先出資者が優先的配当のほかに剩余金の配当を受けることができるときはこれらの剩余金の配当の額の最高限度とする。次項及び第

4 商工組合中央金庫の発行する優先出資については、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第一条(政府出資に対する配当の原則)の規定は、適用しない。

5 商工組合中央金庫が優先出資を発行しようとするとときは、優先出資の発行による資本の額の増加について、商工組合中央金庫法第六条第二項(資本金の増加の手続)の規定の例により、普通出資者総会の議決を経、かつ、主務大臣の認可を受けなければならない。

(届出事項)

第四十二条 協同組織金融機関は、この法律の規定による主務大臣の認可を受けた事項を実行したときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(認可の条件)

第四十三条 主務大臣は、この法律の規定による認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

第四十四条 協同組織金融機関がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかったときは、当該認可は、効力を失う。

(主務大臣)

第四十五条 この法律における主務大臣は、優先出資を発行する協同組織金融機関の根拠法に基づく主務大臣とする。

(政令への委任)

第四十六条 この法律に定めるもののほか、優先出資者に対する剰余金の配当の支払の場所、この法律の規定による認可の手続その他この法律を実施するために必要な事項は、政令で定めること。

(経過措置)

第四十七条 この法律の規定に基づき命令を制定

し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要となる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

(罰則)

第四十八条 協同組織金融機関の役員又は支配人、参事その他事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人(以下「役員等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 何人の名義をもつてするかを問わず、協同組織金融機関の計算において不正にその優先出資を取得し、又は質権の目的としてその優先出資を受けたとき。

二 第十九条の規定又は第四条の規定に基づいて定められた定款の規定に違反して剰余金の配当を行ったとき。

三 優先出資を発行している協同組織金融機関の事業の範囲外において、投機取引のために当該協同組織金融機関の財産を処分したとき。

(き)

第四十九条 役員等又は優先出資の募集の委託を受けた者が、優先出資の募集に当たり、重要な事項について不実の記載のある優先出資申込書、目論見書、優先出資の募集の広告その他優先出資の募集に関する文書を行使したときは、五年以下の懲役若しくは二百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条 役員等が、優先出資の払込みを仮装するため預合いを行ったときは、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

2

第五十一条 役員等が、優先出資の払込みを仮装するため預合いを行ったときは、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

3

第五十二条 優先出資の払込みの責任を免れる目的をもつて他人又は仮設人の名義を用いて優先出資を受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第四十九条、第五十条及び前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2

第五十四条 協同組織金融機関の役員、支配人、参事、名義書換代理人又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の

過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

3

一 この法律(この法律において準用する商法を含む。次号において同じ。)に定める公告若しくは通知を怠り、又は不正の公告若しくは通知を行ったとき。

4

二 この法律の規定に違反して正当な理由がないのに書類の閲覧又は臘写を拒んだとき。

5

三 第五条第一項、第六条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第三十七条第四項ただし書若しくは第四十一条第五項の規定又は第十四条において準用する商法第七百七十八条の規定により、主務大臣の認可を受けるべき場合に、その認可を受けなかったとき。

6

四 第九条第二項の規定又は第六条第五項において準用する商法第二百八十一条ノ六ノ二の規定に違反して優先出資申込書若しくは優先出資引受権証書を作成せず、又はこれらに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載を行ったとき。

5

五 第九条第三項(第十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行ったとき。

6

六 第二十条の規定に違反して協同組織金融機関の剰余財産を分配したとき。

7

七 正當な事由がないのに優先出資証券の名義書換えをしないとき。

8

八 優先出資者名簿又は優先出資者総会の議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行ったとき。

- 十九 第二十五条において準用する商法第二百六十三条第一項又は第三十五条において準用する同法第二百三十九条第五項若しくは第二百四十四条第三項の規定に違反して書類を備え置かなかつたとき。

二十 第二十七条第二項の規定に違反して優先出資失効の手続又は優先出資若しくは質権の処分を怠つたとき。

十一 優先出資証券に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行つたとき。

十二 第二十八条第二項の規定に違反して優先出資証券を発行したとき。

十三 第三十条において準用する商法第二百一十六条ノ二第二項の規定に違反して優先出資者名簿に記載を行わず、かつ、優先出資証券を寄託しないとき。

十四 第五条第三項、第十九条第五項若しくは第八项若しくは第三十一条の規定に違反して優先出資者総会を招集せず、又は定款に定めた地以外の地において、若しくは第三十五条において準用する商法第二百三十三条の規定に違反して優先出資者総会を招集したとき。

十五 優先出資者総会に対し不実の申述をし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十六 正当な事由がないのに優先出資者総会において優先出資者の求めた事項について説明を行わなかつたとき。

十七 第三十七条第三項から第五項までの規定に違反して資本準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

十八 第四十条の登記を怠つたとき。

たとき、又は子会社の取締役が第二十七条第三項若しくは第四項の規定に違反して優先出資を取得し、若しくは優先出資の処分を怠ったときは、前項と同様とする。

附
則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 商工組合中央金庫法の一部を次のように改正する。

第一項第一句「日本銀行等の専業銀行等」に関する法律(昭和二十五年法律第四十号)第十七条第一項ノ規定ニ依リ國ガ引受ケタル優先出資額ヲ除ク以下同シノを削る。

第二条 証券取引法（昭和二十三年法律第一五号）の一部を次のように改正する。

号に掲げるものを除く。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五の二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第号。以下

証券(以下「優先出資証券」という。)又は優先出資引受権を表示する証書

第四項第三項中「株主名簿に記載されている株主」を「株主名簿(優先出資法に規定する優先出資者名簿を含む。)に記載されている株主(優

め、同条第六項中「準用する」を「準用し、及び

これらの規定を第二百七十七条において準用するに改める。

百六十六条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた同条第一項に規定する重要な事実（同条第二項第一号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあっては当該事項を行うことについての当該機関の決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限るものとし、同項第三号に掲げる事項にあっては施行日以後に同条第四項の公表がされた同条第二項第三号に規定する直近の予想値又は前事業年度の実績値に比較して生じたものに限る。）を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の売買等について適用し、施行日前に生じた前条の規定による改正前の証券取引法第六十六条第一項に規定する重要な事実（同条第二項第一号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあっては当該機関の決定が施行日前に行われ、かつ、当該事項を行わない旨の決定が施行日以後に行われた場合に係るものとし、同項第三号に掲げる事実にあっては施行日前に同条第四項の公表がされた同条第二項第三号に規定する直近の予想値又は前事業年度の実績値に比較して施行日以後に生じたものを含む。）を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の売買等については、なお從前の例による。（証券投資信託法の一部改正）

平成五年四月二十八日 参議院会議録第十四号 協同組織金融機関の優先出資に関する法律案

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案

四〇

する法律(平成五年法律第一号)。次項において「優先出資法」という。に基づく優先出資者の権利でこれらに類するものとして大蔵省令で定めるものを含む。」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「株式」の下に「(優先出資法に規定する優先出資を含む。)」を、「第二百三十九条第四項」の下に「(優先出資法第三十一条において準用する場合を含む。)」を加える。

(有価証券取引税法の一部改正)

第六条 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「出資証券」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第二百二号)に規定する優先出資証券(第三項において「優先出資

の二 「証券」といふ。)

第二条第三項中「株券の」を「この法律の適用については、株券の」、「」の法律の適用については、株券を「株券と、優先出資証券の発行がない優先出資、優先出資の引受けによる権利及び優先出資を引き受けることができる権利をは優先出資証券」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第七条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の十第三項第二号中「その他の法人の出資者の持分」の下に「(第五号に掲げるものを除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法(昭和四十年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第三十九条 法人税法(昭和四十年法律第二百四号)の出資者の持分の下に「(第五号に掲げるものを除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

五 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第一号)に規定する優

先出資(優先出資の引受けによる権利及び優先出資を引き受けることができる権利を含む。)

(印紙税法の一部改正)

第三十七条の十第四項第一号中「株式」の下に「若しくは優先出資」を加える。

(所得税法の一部改正)

第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「含む」の下に「(以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「掲げる金額」

を「定める金額」に改め、「出資を含むものとし。」を削り、同項第一号中「利益」の下に「又は剩余金」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(昭和四十二年法律第一千二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の非課税物件欄¹中「出資証券」の下に「(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第一号)に規定する優先出資証券を除く。)」を加える。

一 費用
な措置と認める。

本法律施行に伴う貨幣回収準備資金からの平成五年度一般会計への繰入額は、五千円記念銀

貨幣及び五百円記念白銅貨幣を含め、数百億円と見込まれている。

右の内閣提案案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成五年四月二十一日

審査報告書

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案

参議院議長 原 文兵衛殿

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案

参議院議長 原 文兵衛殿

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案

衆議院議長 櫻内 義雄

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案

皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の発行に関する法律案

本法律案は、皇太子徳仁親王の婚姻を記念して、特別に五万円の貨幣を発行することができることとするほか、この貨幣については、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律の関係条件を適用し、その素材、量目、発行枚数等を政令で定めようとするものであり、おおむね妥当

である。

官 報 (号外)

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

国会法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年四月二十八日

議院運営委員長 前田 熟男
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国會議員に、その職務の遂行を補佐する秘書一人に加え、新たに主として政策立案及び立法活動を補佐する秘書一人を付することができる。

第百三十二条の二 議員の職務の遂行の便に供するため、議員会館を設け、各議員に事務室を提供する秘書一人を付する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第二百三十七号）の一部を次のように改める。

第五条第十項に後段として次のように加える。

第五条第十項に後段として次のように加える。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第九条第一項の規定は、この場合について準用する。

第十六条第九項に後段として次のように加える。

第五条第十項後段の規定は、この場合について準用する。

国会法の一部を改正する法律案
衆議院議長 横内 義雄
参議院議長 原 文兵衛殿

国会法の一部を改正する法律

国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を

次のように改定する。

第三十二条中「会期中」を削り、「郵送し」を「発送し」と、「通信をなすため」を「通信をなす等」に改める。

第十七条の章名を次のように改める。

第十七条 国立国会図書館、法制局、議員秘書及び議員会館

第百三十二条を次のように改める。

議院運営委員長 前田 熟男
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国会法改正により国議員に新たに主としてその政策立案及び立法活動を補佐する秘書が付されることに伴い、当該秘書が受ける給与、当該秘書採用の要件等について定めようとするものであって、妥当な措置と認められる。

第四条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第五条、第七条及び第八条第一項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

第五条、第七条及び第八条第一項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

第五条、第七条及び第八条第一項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

第五条、第七条及び第八条第一項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

一、費用

本法施行に要する費用として、平成五年度一般会計予算に十六億三千七百十四万八千円が計上されている。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成五年四月二十一日

参議院議長 原 文兵衛殿

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

右の本院提出案をここに送付する。

平成五年四月二十一日

参議院議長 原 文兵衛殿

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

右の本院提出案をここに送付する。

審査報告書

国議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

第一条中「退職手当」を「退職手当等」に改める。

第三条第一項中「議員秘書」を「国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第二百三十二条第一項に規定する議員秘書」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 国会法第二百三十二条第二項に規定する議員秘書は、給料月額として、別表第一による額を受ける。

議院運営委員長 前田 熟男
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国議員に新たに主としてその政策立案及び立法活動を補佐する秘書が付されることに伴い、当該秘書が受けける給与、当該秘書採用の要件等について定めようとするものであって、妥当な措置と認められる。

第二十一条 国会法第二百三十二条第二項に規定する議員秘書は、試験等により当該議員秘書に必要な知識及び能力を有すると判定された者のうちから採用するものとする。

別表第一中「八」 五〇〇、七〇〇円 「三」 五四八、六〇〇円 「四」 五五六、七〇〇円 を 「九」 五〇〇、七〇〇円 「五」 五〇八、一〇〇円 に、

附 則

この法律は、平成六年一月一日から施行する。

ただし、第一条の改正規定及び第二十一条を第二十二条とし、第二十条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

地盤の地質について

東京電力柏崎刈羽原子力発電所の地盤の安全性並びに事故・火災事件等の通報体制に係る政府の認識と判断の根拠に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成五年三月十二日

参議院議長 原 文兵衛殿

稻村 稔夫

東京電力柏崎刈羽原子力発電所の地盤の完全性並びに事故・火災事件等の通報体制に係る政府の認識と判断の根拠に関する質問主意書

1 國の安全審査について

① 同原発の直下には、構造性の「基盤」と共に安田層(九~十三万年前、第四紀層)を切る断層があるが古いものだから再活動しない」と安全審査に当たって判断したようであるが、以下の点につき明らかにされた。

東京電力柏崎刈羽原発の立地する地盤の地質的観点からの安全について重大な疑義が生じた。また、事故・火災等の通報体制についても、その在り方について国の指導に問題があるので、以下質問する。

一 地震等に対して原発立地の安全性を保障する

ア 何万年以前であれば再活動しないと

イ 西山層にある断層はすべて安田層の下部以下にある、と判断したのはこの試掘調査によるのか、あるいは他にも根拠があるのか。判断した根拠を明らかにされたい。

判断できるのか。その理論的根拠を示さねたい。

イ 立地に影響する地盤について、断層のすべてが直下の断層と同じく古いもので再活動しないと判断した根拠は何か。

ボーリング等による調査の密度と、関係ある地盤のすべてにおいて「基盤と安田層を切る断層が上部の層を切っていない」と判断した理由を明らかにされたい。

ウ 椎谷層から第四紀層(安田層、番神砂層)を負く新層はない、と判断した根拠がこれまで挙げた調査の他の調査結果にもあるとすれば、その調査の内容を明らかにされたい。もし無いとすれば、これだけの調査で十分だとする理由を示されたい。

タ 何年以前であれば再活動しないと

刈羽村寺尾地内における新しい断層の発見についての政府の判断について新潟大学の地質学者をはじめとする地元研究団体が、柏崎刈羽原発と同様の後谷・宮川背斜上の原子炉直近の(敷地の北東六百メートル)刈羽村寺尾地内の砂取場で、基盤から安田層、番神砂層を貫く断層を見出した。この新しい事実に対する政府の認識を伺いたい。

①これまで私は数度にわたって柏崎・巻原発設置反対新潟県民共闘会議代表と通産省資源エネルギー庁との詰合いで立ち会つてきましたが、共闘会議側が同地内で「露頭で断層を見つけたので調査すべきである」との申入れを行い、同庁はこれに対し「調査したものだとする東京電力の判断に間違いはない」と繰り返し答弁していました。

ア 同庁は調査をしたというが、ボーリングないしは試掘調査もしないでどうしてそのよううに判断できたのか。

イ さらに同庁は、地元研究団体が試掘によつて「三層を貫く断層が発見された」という時点以降の調査要求に対しでは「論文が発表されたら検討する」趣旨の答弁をしているが、なぜ現地調査より論文の検討が先になるのか。

ウ 安全性の観点からすれば「疑わしきはまず調査する」との姿勢が肝要なはずである。試掘された現場を直ちに調査するという姿勢がとれない理由を明らかにされたい。

② 同一の場所を東京電力も調査し、「椎谷層の断層は古い時代のものであり、番神砂層と安田層の断層は地滑りによるものだ」と主張しているが、地元研究団体の調査によれば、番神砂層から基盤の椎谷層を貫く断層であるとの結果が出ている。政府はこの事実をどのように判断しているか。

③ この断層の調査結果に関して、東京電力と地元研究団体との相違点について、その後、政府が独自の立場で現地を確かめているか。確かめたとすればその調査を行つた専門家名と調査結果について、独自の調査をしていないとすればその理由を明らかにし、次の項目について政府の認識と判断を示されたい。

ア 東京電力によれば「断層の変位は安田層中のピート層で百二十センチメートル、椎谷層の泥岩層を基準とすれば八十七センチメートル程度で、変位は上部の安田層が大きい」としているが、地元研究団体では「断層の変位は安田層中のピート層で百二十センチメートル、椎谷層の火山灰層を基準とすれば百四十五センチメートル程度で変位に累積性がみられる」としている。事実はどうなつているか。

イ 東京電力は「椎谷層中の断層は癒着した面なし断層である」としているが、地元研究団体の調査結果は「断層付近の幅一・五メートル区間は固い椎谷層が破碎されている」となっている。事実はどうなつてているか。

ウ 椎谷層中の基準となる層を一致させて変位を確認してみたか。

エ 私自身も現地へ行ってみたが、椎谷層の破碎されている状況を現認している。

イ この場合、一人の専門家あるいは特定の立場だけの専門家のみによる調査ではなく、数人の専門家による慎重かつ丁寧な現地調査を行い、調査結果を相互に確認解を伺いたい。

④ 寺尾で発見された断層の評価は原発の設置許可の前提にかかるものである。

原子力発電所は岩盤に設置された剛構造の建築物である。従つて、岩盤が動くことを前提にしていいと思うがどうか。もしも、基礎地盤に変動があった場合に原子炉の健全性が保たれ得るか。

⑤ 柏崎刈羽原発の周辺地区で頻発する地震と類似の地震で直下の断層が活動することが危惧される。ブレートの潜り込みを原因とする太平洋側の地震と異なり、日本海側の地震は全く思いもかけなかつた所にも起きることを、昨年末の中魚沼郡津南町の地震が警告している。地震と直下断層の活動について安全審査は検討していないのではないか。

ア もし、検討していたならばその内容を明らかにされたい。

イ また、もし検討が不要だとしているならばその根拠を明らかにされたい。

⑥ 右はもしく、②と③のように地元研究団体の調査結果が事実として明白になったとしたら、柏崎刈羽原発の設置許可の前提を覆すような重要な事項になるはずだから、次の

対応を急ぐべきだと思うがどうか。

ア まず、現場を専門家が詳しく調査すべきである。

イ この場合、一人の専門家あるいは特定の立場だけの専門家のみによる調査ではなく、数人の専門家による慎重かつ丁寧な現地調査を行い、調査結果を相互に確認せらる等の客観的解明の努力が重要であると思うがどうか。

ウ その調査で、地元研究団体の調査結果と一致する事実が明白になれば安全審査をやり直す必要になるがどうするか。

イ この調査で、地元研究団体の調査結果と一致する事実が明白になれば安全審査をやり直す必要になるがどうするか。

二 事故や火災発生時における原子力発電所からの通報連絡について

ア 本年二月十三日深夜に東京電力柏崎刈羽原発の水処理建屋の配電盤火災が発生したが、この時の地元消防署並びに自治体への通報連絡が非常に遅かった。防災体制上問題だと思うので、

次の項目について政府の掌握している事実経過と、これに対する政府の判断及び指導について伺いたい。

① 事件について

ア 一九八九年一月六日の東京電力福島第二原発二号炉における再循環ポンプ破損事故。

イ 一九九一年二月九日の関西電力美浜原発二号炉におけるECCS(緊急炉心冷却装置)作動事故。

ウ 一九九二年九月二十九日の東京電力福島第一原発二号炉におけるECCS作動事故。

エ 本年二月十三日の東京電力柏崎刈羽原発における水処理建屋の火災。

オ その他、最近における原発敷地内建物又は原発関係建物の火災があれば、その際の通報連絡。

② 通報連絡の事実経過について

ア 国への通報連絡(第一報)は発生時から何分後に行われたか。発生時刻と国が通報を受け取った時刻。

イ 県への通報連絡(第一報)は発生時から何分後に行われたか。県が通報を受け取った時刻。

ウ 地元市町村への通報連絡(第一報)は発生時から何分後に行われたか。市町村が通報を受け取った時刻。

エ マスコミには、いつどのように発表されたか。

2 一九九一年二月二十一日、柏崎刈羽原発で

は、二号炉がスクラム(緊急停止)した時と九年五月二十七日、やはり二号炉が落雷手動停止した際には、地元市町村には第一報が事件発生後三十分程度で通報連絡されている。にもかかわらず、今回はなぜこんなに大幅に通報が遅れたのか。

自治体への通報の遅れは、国への連絡が優先するためではないかとも言っているが、事実か。通報連絡について政府はいかなる指導をしているのか。

3 前記二件の通報については、第一報が運転

部門の担当者によって行われており、落雷による手動停止の際は第三報から広報課が行っている。この場合は自治体が落雷から手動停止に至る経過を判断し得る情報が提供されたことになり、防災上望ましい通報体制だったといえよう。そこで、今回の自治体への通報の遅れについて、政府がどのように考えているか、その認識を伺いたい。

① 当該原発の総務部や広報部が通報連絡の担当となつていて、運転部門との連絡や、通報の仕方等についての調整に時間を要して遅れたのではないか。

② 国及び地元自治体への連絡体制については、電力会社独自のものなのか、あるいは国による体制が作られているものなのか。何らかの行政指導が行われているとするならばその内容を明らかにされたい。

4 特に火災時の通報連絡について

① 今回の柏崎刈羽原発の火災の原因は何だったのか。原因調査はどこが行っているのか。

一の1の①のアについて

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和五十三年九月二十九日原子力委員会決定、昭和五十六年七月二十日原子力安全委員会一部改定)」において、原子炉施設の耐震設計において活動時期の観点から考慮すべき活断層調査及び設置変更許可申請に当たり行つたボーリング調査及び試掘坑調査では、敷地内で存在が確認された番神砂層と安田層を切る断層の一部は基盤である西山層の上限面付近に変位を与えていることを確認している。しかしながら、露頭調査及びボーリング調査の結果から、これら番神砂層と安田層を切る断層についてはいずれも地すべり性の断層であり、政府は、安全上支障となるものではないと判断している。

一の1の②について

当該原子炉施設の設置位置付近において、東京電力株式会社が各号炉の原子炉設置許可申請及び設置変更許可申請に当たり、最低二本の試掘坑調査及び必要に応じ追跡坑調査を実施しており、政府は、それらの調査結果を審査の対象とした。

導する必要があると考えるがどうか。

右質問する。

参議院議長 原 文兵衛殿 内閣総理大臣 宮澤 喜一

参議院議員稻村稔夫君提出東京電力柏崎刈羽原子力発電所の地盤の安全性並びに事故・火災事件等の通報体制に係る政府の認識と判断の根拠に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成五年四月二十七日

た断層について、性状及び相互の関係を検討し、地すべり性と判断される断層を除き、これらの断層を代表すると考えられる断層に対し、追跡坑調査等を行つた。その結果、当該断層は、安田層上部層に変位を与えていないことが確認されたことから、政府は、当該原子炉施設の設置位置付近において存在が確認された断層は、安全上支障となるものではないと判断している。

なお、東京電力株式会社は、当該原子力発電所の敷地において約八百孔のボーリング調査を実施し、各号炉に対し最低二本の試掘坑調査及び必要に応じ追跡坑調査等を実施している。

一の1の③について

当該原子炉施設の設置位置付近において、東京電力株式会社が各号炉の原子炉設置許可申請及び設置変更許可申請に当たり、最低二本の試掘坑調査及び必要に応じ追跡坑調査を実施しており、政府は、それらの調査結果を審査の対象とした。

当該原子炉施設の設置位置付近において、東京電力株式会社は、各号炉の原子炉設置許可申請及び設置変更許可申請に当たり、最低二本の試掘坑調査及び必要に応じ追跡坑調査を実施しており、政府は、それらの調査結果を審査の対象とした。

一の1の③のイ及びウについて

当該原子炉施設の設置位置付近において、東京電力株式会社は、各号炉の原子炉設置許可申請及び設置変更許可申請に当たり行つたボーリング調査及び試掘坑調査により存在が確認された断層について、性状及び相互の関係を検討し、地すべり性と判断される断層を除き、これらの断層を代表すると考えられる断層に対し、追跡坑調査等を行つた。その結果、当該断層は、安田層上部層に変位を与えていないことが確認されたことから、政府は、当該原子炉施設の設置位置付近において存在が確認された断層は、安全上支障となるものではないと判断している。

一の1の④について

前述のとおり、当該原子炉施設の設置位置付近において、東京電力株式会社が各号炉の原子炉設置許可申請及び設置変更許可申請に当たり行つたボーリング調査及び試掘坑調査により存在が確認された断層は、政府は、安全上支障となるものではないと判断している。

一の1の⑤について

一般に、地すべり性の断層は、①線状地形は連続して存在しない、②断层面は円弧状を示し、地下深部へは連続しない、③上盤側の地層は後方回転を示す、④上方の地層の鉛直変位量は下方の地層のそれよりも大きい等の特徴をしていることから、空中写真の判読及び露頭の観察によりこれらの特徴を有しているものかどうかをみることにより、地すべり性の断層かどうかを判断することができる。

一の2の①のア、②及び③について

東京電力株式会社が実施した当該原子力発電所の敷地及び敷地周辺の地質、地盤に関する調査については十分に行われていることから、政府は、妥当なものと判断している。その調査内容も含め、当該原子炉設置許可及び設置変更許可に係る安全審査(以下「安全審査」という。)を行つた結果、安全審査で評価した活断層以外には、当該原子炉施設の安全性に影響を与えるような活断層はないと判断している。また、政府

所の敷地及び敷地周辺の地質、地盤に関する調査については十分に行われていることから、東京電力株式会社が実施した当該原子力発電所の敷地及び敷地周辺の地質、地盤に関する調査について是十分に行われていることから、政

府は、妥当なものと判断している。

一の2の③のイについて

今回指摘された断層露頭における椎谷層の変位量については、東京電力株式会社から入手した写真及び露頭スケッチにより安田層の変位量よりは小さいと判断している。

なお、これまで現地調査は、複数の学識経験者により客観的立場から実施している。

一の2の⑥について

今回指摘のあった断層については、現在までに得られた情報により地すべり性の断層と判断していることから、政府は、現地調査の必要は特にないものと考えている。

一の1の⑥について

当該原子炉施設の設置位置付近において、東京電力株式会社は、各号炉の原子炉設置許可申

ば、今回指摘を受けた断層露頭の椎谷層内にみられる断層は、同層上限面付近では開離している部分も認められるが、その下方延長ではいずれの断層もすじ状となっている。また、東京電力株式会社から入手した写真及び露頭スケッチによれば椎谷層中には部分的に破碎状となつている箇所があると推定される。

二の1について

①のアの事件の発生は、昭和六十四年一月六日午前四時二十分である。国が通報を受け取った時刻は午前十時ころ、発生から約五時間四十分である。福島県が通報を受け取った時刻は午前十一時二十五分ころ、発生から約七時間五分後と聞いている。関係市町村が通報を受け取った時刻は午前十一時四十分ころ、発生から約七時間二十分後と聞いている。また、マスコミに対しては、東京電力株式会社が午後二時に

当該原子炉施設を支持する地盤は、原子炉施設を支持する上で必要な地耐力を有有するところに、地盤による地盤破壊や荷重による不同沈下を起すおそれないと判断している。

一の2の④について

当該原子炉施設を支持する地盤は、原子炉施設を支持する上で必要な地耐力を有有するところに、地盤による地盤破壊や荷重による不同沈下を起すおそれないと判断している。

一の2の①のイについて

今回指摘のあった断層については、現在まで得られた情報により地すべり性の断層と判断しており、現地調査の必要は特にないものと考えている。今後新たな事実が明らかとなれば、情報の一つとして研究してまいりたい。

一の2の①のウ及び③のエについて

政府は、安全審査において、当該原子炉施設の耐震設計上考慮する地震は、過去最大の地震、活断層の活動性等から適切に想定されており、当該原子炉施設の耐震性は十分確保し得るものであると判断している。また、当該原子炉施設の設置位置付近において存在が確認された断層は、安全上支障となるものではないと判断している。

一の2の⑤のイについて

前述のとおり、今回指摘のあった断層は地すべり性の断層であると判断されることから、政府は、試掘された現場を調査する必要は特にないものと考えている。

一の2の⑥について

①のウの事件の発生は、平成四年九月二十九日午後三時三十一分である。国が通報を受け取った時刻は午後四時四十五分に、福島県及び関係市町村が通報を九分後である。福島県及び関係市町村が通報を

受け取った時刻は午後三時四十五分ごろ、発生から約十四分後と聞いています。また、マスコミに対しても、東京電力株式会社が午後六時にプレス発表文を配布の上、説明を行っている。

①のエの事件の発生は、平成五年二月十三日午後十一時二十分ごろである。国が通報を受け取った時刻は翌日午前一時二十分ごろ、発生から約二時間後である。新潟県が通報を受け取った時刻は翌日午前一時三十五分ごろ、発生から約二時間十五分後と聞いています。関係市町村が通報を受け取った時刻は翌日午前一時四十分ごろ、発生から約二時間二十分後と聞いています。

また、地元消防機関が通報を受け取った時刻は翌日午前一時二十分ごろ、発生から約二時間後と聞いています。なお、マスコミに対しては、東京電力株式会社が翌日午前十一時四十分にプレス発表文を配布の上、電話取材に応じている。

①のオについて、最近における例としては、平成三年十一月二十六日の東京電力株式会社福島第一原子力発電所三号機のタービン建屋における火災が挙げられるが、当該事件の発生は、午後一時八分ごろである。国が通報を受け取った時刻は午後一時三十五分ごろ、発生から約二十七分後であり、福島県及び関係市町村においても同様の時刻に通報を受け取ったと聞いています。また、地元消防機関が通報を受け取った時刻は午後一時三十分ごろ、発生から約二十二分後と聞いています。なお、マスコミに対しては、東京電力株式会社が午後四時三十分にプレス発表文を配布の上、電話取材に応じている。

二の二について

平成五年一月十三日に発生した東京電力株式会社

会社柏崎刈羽原子力発電所の火災に関する地元自治体への通報連絡については国への通報連絡とともに直ちに行うこととしていると聞いています。

なお、政府としては、異常な事象の発生時ににおける電気事業者から関係機関への通報連絡については、体制の充実等を図り迅速かつ的確な通報連絡を行うよう電気事業者を指導してきている。

二の三の①について

平成五年二月十三日に発生した東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の火災に関する地元自治体への通報について、東京電力株式会社

からは、担当者が通報することを失念していたため遅れたものであり、通報の仕方等についての調整に時間を要して遅れたものではないと聞いています。

多国籍軍によるイラク爆撃に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成五年三月二十九日

参議院議長 原 文兵衛殿 配 正敏

2 「国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する第一条「防守セラレサル港」都市、村落住宅又へ建物ハ軍事力ヲ以テ之ヲ砲撃スルコトヲ禁ス」に違反するものではないのか。もし違反しないと政府が考えるのであればその理由を明らかにされたい。

1 「戦時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ國スル条約」の第一条「防守セラレサル港」都市、村落は施設、すなわち、ダム、堤防及び原子力発電所は、それらの物が軍事目標である場合にも、その攻撃が危険な威力を放出させ、その結果文民たる住民に重大な損失を生じさせる場合には、攻撃の対象としてはならない」と違反するものではないのか。もし違反しないと政府が考えるのであればその理由を明らかにされたい。

3 こうした核開発施設への攻撃が、原子力施設へのいかなる攻撃も禁止することを求める

二の4の②について

消防法の趣旨にかんがみ、遅滞なく通報すべきであったと考える。

政府としては、原子力発電所において火災が発生した場合、電気事業者は地元消防機関を始めとする関係機関に遅滞なく通報すべきであると考えており、從来から、通報の遅延がないよう指揮しているところであるが、今回、このような通報の遅延が生じたことは、誠に遺憾である。

二の4の③のアについて

一 今回の三つの爆撃には、安保理決議の根拠が存在したのか。存在するのであれば、その決議と該当する条項について明らかにされたい。

二 一月一七日の巡航ミサイルでの攻撃は、ペルシャ湾と紅海に展開中の艦船からイラクの首都バグダッド郊外にある核開発施設を攻撃したものと報道されている。この攻撃について、

一 今回の三つの爆撃には、安保理決議の根拠が存在したのか。存在するのであれば、その決議と該当する条項について明らかにされたい。

二 一月一七日の巡航ミサイルでの攻撃は、ペルシャ湾と紅海に展開中の艦船からイラクの首都バグダッド郊外にある核開発施設を攻撃したものと報道されている。この攻撃について、

一 今回の三つの爆撃には、安保理決議の根拠が存在したのか。存在するのであれば、その決議と該当する条項について明らかにされたい。

二 一月一七日の巡航ミサイルでの攻撃は、ペルシャ湾と紅海に展開中の艦船からイラクの首都バグダッド郊外にある核開発施設を攻撃したものと報道されている。この攻撃について、

一 今回の三つの爆撃には、安保理決議の根拠が存在したのか。存在するのであれば、その決議と該当する条項について明らかにされたい。

二 一月一七日の巡航ミサイルでの攻撃は、ペルシャ湾と紅海に展開中の艦船からイラクの首都バグダッド郊外にある核開発施設を攻撃したものと報道されている。この攻撃について、

た、国連総会決議三六／二五（八一年一月

一日）、同四一／五九一（八六年一二月三

日）、同四五／五八J（九〇年一二月四日）に

反すると考えられるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 当時日本は、安保理の議長国としてこの問題にどう対応したのか。具体的に明らかにされたい。

右質問する。

平成五年四月二十七日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員 駅正敏君提出多国籍軍によるイラク爆撃に関する質問に対する答弁書

一について

平成五年一月に行われた米国、英国及びフランスによるイラクに対する武力行使については、具体的な状況等事実関係の詳細が必ずしも明らかでないこともあり、その法的根拠の詳細につき断定的なことを申し上げることは差し控えたいが、米国、英国及びフランスによる措置は、イラクが依然として国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）決議の重大な違反を繰り返していることを踏まえて、イラクによる安保理決議の履行を確保するため、既存の一連の関連安保理決議の枠内で執られたものであると理解している。

二について

御指摘のイラクの施設及び当該施設に対して

執られた措置に関する事実関係の詳細を政府として承知しているわけではないこと等から、特定の条約や国際連合総会決議に照らして、当該措置の国際法上の評価等につき、立ち入って判断を行うことは適当ではないと考えている。

三について

当時波多野国連大使は安保理議長として、イラクの度重なる安保理決議違反に対し在国連イラク大使と何度もわたり協議し、注意を喚起したほか、イラクの行動を非難し、関係安保理決議の即時履行を求める議長声明を発出する等事態の解決に努力した。

官 報 (号外)

平成五年四月二十八日 参議院会議録第十四号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

四八

発行所
〒105 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話
03 (3587) 4302
定価
本厚一部
配送
六円
料別
支含七六